

野菜等農産物の緊急輸入制限の発動に関する陳情書外三件(宇都宮市旭一の「の五宇都宮市議会内早乙女俊夫外三名(第七七号)

輸入農産物の原産地表示品目の拡大に関する陳情書(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内檜山俊宏)(第七八号)

二百海里経済水域の早期全面設定・全面適用と漁業振興対策の推進に関する陳情書外二件(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内水戸栄樹外二名)(第七九号)

食料・農林業・漁業政策の展開に関する陳情書外二件(新潟市新光町四の一平山征夫外二名)(第八〇号)

中山間地域対策の充実強化に関する陳情書外三件(鳥取市東町一の二二〇鳥取県議会内井上万吉男外三名)(第八一号)

国土保全奨励制度に関する施策の充実に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内水戸栄樹)(第八二号)

森林整備事業の拡充強化に関する陳情書外八十二件(甲府市丸の内一の六の一山梨県議会内相馬紀夫外百十二名)(第八三号)

治山事業五箇年計画における大幅な事業費の確保に関する陳情書外八十二件(長崎県南松浦郡若松町若松郷二七七の七若松町議会内浜原善一外百十二名)(第八四号)

同月十二日

農政の基本確立と水田農業対策に関する陳情書外十五件(京都市上京区西洞院通下立売上ル菊地泰次外十七名)(第二二一六号)

新たな食料・農業・農村基本法の制定に関する陳情書外一件(松江市殿町一島根県議会内石橋大造外一名)(第二二七号)

食料・農業・農村基本法の制定と都市農業の確立に関する陳情書(大阪市中央区馬場町三の三五道工太刀雄)(第二二八号)

農業振興対策の確立強化に関する陳情書(山形市松波四の一の五一早坂清)(第二二九号)

漁港・漁村及び漁港海岸整備予算確保に関する
陳情書(高知市丸ノ内一の二)、(二)高知県議会
内西森潮三(第二二二一號)

森林整備事業計画における大幅な事業費の確保
に関する陳情書外三件(長崎県上原郡峰町大字
三根四五一峰町議会内井上武外三名)(第二二三
号)

治山事業五箇年計画の策定と事業量確保に関する
陳情書外三件(松江市殿町一島根県議会内石
橋大造外三名)(第二二四四號)

有害鳥獣・害虫による農林業に対する被害の防
止対策の推進等に関する陳情書(山形市松波四
の一の五早坂清)(第二二五五號)

松くい虫被害対策特別措置法の継続と充実に関する
陳情書(青森県弘前市大字上白銀町一の一
弘前市議会内吉谷四郎左衛門)(第二二六六號)

は本委員会に参考送付された。

め

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合
併等に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第一一一号)

農林水産業の振興に関する事項

農林水産業の振興に関する事項

農林水産金融に関する事項
及び
農林漁業災害補償制度に関する事項
について、本会期中調査をいたしたいと存じます。
つきましては、衆議院規則第九十四条により、
議長の承認を求めたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

臣 藤本孝雄君。

○石橋委員長 次に、本日付託になりました内閣
提出、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との
合併等に関する法律案

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○藤本國務大臣 農林中央金庫と信用農業協同組
合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組
合組合法等の一部を改正する法律案につきまして、
その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げ
ます。

農協系統は、農業者の協同組織として、組合員
が必要とする営農及び生活に関するサービスを提
供し、農業の振興や農村地域の活性化に大きな役
割を果たしてきたところであります。

近年、農業、農村をめぐる状況が大きく変化す
る中で、農協の経営環境が厳しくなるとともに、
我が国農業の競争力強化が要請されており、農協
は、これまで以上に農業者に対しても良質のサービ-

することが求められております。特に信用事業につきましては、金融の自由化等が急速に進展する中で、他の金融業態との競争が激しくなっており、一層の事業機能の強化と効率化、健全化を図っていくことが急務となっております。このような状況を踏まえ、信用事業を中心とする農協系統の事業、組織の改革を推進するため、この二法案を提出した次第であります。

まず、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

農協系統の事業、組織の改革の一環として、単位農協の広域合併とあわせて、都道府県連合会と全国連合会の統合による組織二段の推進が大きな課題となつておりますが、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会の統合は、根拠法が異なることから現行法上できることとなつております。

このため、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会につきましても、農林中央金庫を存続法人とする合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への信用事業の譲渡を行うことができる」ととし、合併、事業譲渡に関し、総会での承認、債権者の異議の申し立て、主務大臣の認可の手続等を定めることといたしております。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、農業協同組合法の改正であります。農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、常勤役員等の兼職、兼業を制限するほか、経営管理制度の導入、法定準備金の積立基準の引き上げ等による自己資本、内部留保の充実を図るとともに、員外監事、常勤監事の配置、中央会監査の強化による監査体制の強化等を行うこととしております。さらに、農協貯金の健全な運用に資するため、

J Aグループ全体の経営の合理化、効率化を図るために、人、物、金の三つの改革を進めることでござります。

まず人の面におきましては、平成十二年に向けて三〇%の労働生産性向上を目指として、J Aグループ全体の職員数を現在の三十五万人体制から三十万人体制へと五万人の削減を図ることをいたしております。このため、採用調整や早期退職優遇制度の導入等によりまして、職員に雇用不安を起こすことなく円滑に進めてまいりたいと考えております。

支所、施設の機能の見直しと統廃合を進めていたいということです。

農協合併によりまして、本所の数は急速に減つてはおりますものの、支所や施設の数は余り減つておりません。このことが、農協合併がなかなか難しいということです。

農協合併によりまして、本所の数は急速に減つてはおりますものの、支所や施設の数は余り減つております。この機会に改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

特に、昨年来、住専問題につきましては、我が国金融システムの安定性確保という高い観点から御配慮を賜りまして、ようやく解決の段階に至りましたことに、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

J A改革の全般につきましては先ほど全国農協中央会の松旭専務理事から説明がありましたので、私からは、農協系統金融の面から、その諸課題と対応方向について申し上げたいと存じます。

農協系統信用事業は、第一に協同組織の金融機関であり、第二に農業・農家のマーケットメーラーとして、今後、合併によるスケールメリットを生み出していきますために、組合員の理解を得ながら対策を強化してまいりたいと考えております。また、経済事業等の事業収支の改善がなかなか進まない隘路ともなっているわけでございます。

したがいまして、今後、合併によるスケールメリットを生み出していきますために、組合員の理解を得ながら対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、金の面であります、事業管理費等の経費節減を徹底するとともに、欠損金の解消や不良債権の処理を計画的に進めていくことといたしております。

以上、農協改革の取り組み方針と重点対策につきまして要点を申し上げましたが、J Aグループを取り巻く昨今の厳しい情勢を踏まえまして、早急かつ確実な実践を進めますために、J Aグループの全組織が平成八年度から平成十二年度を計画期間とします経営刷新五ヵ年計画を策定しまして、組織ぐるみで推進を図つてしまいたい、かよう考えてござります。

どうか、諸先生方におかれましては、こうしたJ Aグループの取り組みにつきまして御理解をい

ただき、今回の農協改革関連法案につきまして特段の御支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の意見といたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

○石橋委員長 ありがとうございました。

次に、田中参考人にお願いいたします。

○田中参考人 農林中央金庫の田中でございます。

日ごろ先生方には、農協系統信用事業の各般にわたりまして格別の御支援、御指導を賜っておりますことを、この機会に改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

特に、昨年来、住専問題につきましては、我が国金融システムの安定性確保という高い観点から御配慮を賜りまして、ようやく解決の段階に至りましたことに、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

J A改革の全般につきましては先ほど全国農協中央会の松旭専務理事から説明がありましたので、私からは、農協系統金融の面から、その諸課題と対応方向について申し上げたいと存じます。

農協系統信用事業は、第一に協同組織の金融機関であり、第二に農業・農家のマーケットメーラーとして、今後、合併によるスケールメリットを生み出していきますために、組合員等利用者のニーズに的確にこたえる事業推進の強化、第二に系統信用事業全体の資金運用力の強化、第三に審査、リスク管理の強化拡充等経営管理体制の整備強化による経営の健全化といった重要な課題に対しまして全力を挙げて取り組み、信頼性の維持向上に努めてまいります。

具体的には、系統信用事業としてみずから、第一点目は、組合員等利用者との結びつきを一層強化するとともに、認定農家等新しい農業の扱い手層への十全な金融対応を行なう等、利用者志向を徹底すること、第二点目は、地場産業や地方公共団体等への貸し出しを始め、地域の振興に資する金融対応を強化すること、第三点目は、自己資本の充実、信用事業担当理事、常勤監事の設置、資産、負債の総合管理の導入、定着化、経営情報の開示

等経営管理体制を整備強化すること、以上の方策を進めることで、さらに農林中金といたしまして、組織整備につきましては、その最大のねらいは、組合員等の信頼にこたえ得る農協をつくりたいことを進めてまいりたいといたしております。

次に、組織整備につきましては、その最大のねらいは、組合員等の信頼にこたえ得る農協をつくりたいことを進めてまいりたいといたしております。

そのため、農協系統信用事業におきましては、農協合併の推進等による金融機能の強化、高度化及びそのための体制を整備するとともに、事業運営方式を二段階とすることによりまして、効率的な事業運営を可能とするよう取り組んでおりましたところでございます。

その実践に際しましては、本年一月に組織決定されたJ A改革要綱に基づきまして、厳しさを増す経営環境の変化に対応すべく、系統信用事業においては、地域金融機関であるという原点を踏まえまして、第一に組合員等利用者のニーズに的確にこたえる事業推進の強化、第二に系統信用事業全体の資金運用力の強化、第三に審査、リスク管理の強化拡充等経営管理体制の整備強化による経営の健全化といった重要な課題に対しまして全力を挙げて取り組み、信頼性の維持向上に努めてまいります。

されたJ A改革要綱に基づきまして、厳しさを増す経営環境の変化に対応すべく、系統信用事業においては、地域金融機関であるという原点を踏まえまして、第一に組合員等利用者のニーズに的確にこたえる事業推進の強化、第二に系統信用事業全体の資金運用力の強化、第三に審査、リスク管理の強化拡充等経営管理体制の整備強化による経営の健全化といった重要な課題に対しまして全力を挙げて取り組み、信頼性の維持向上に努めてまいります。

その実践に際しましては、本年八月、農政審議会農協部会では、「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方針」と題する報告が取りまとめられました。この中で、信連と農林中金の統合を可能とする組織二段に向けた法律の制定の必要性、また、自己資本、内部留保の充実を含めた経営健全化確保に向けた制度的手段の必要性、さらには農協系統資金の健全化のための運用のための資金運用規制の見直し等、農協系統信用事業にとりまして適切かつ有効な内容が整理されており、大いに評価いたしましたとともに、御指摘いただきました点につきましては、厳密に受けとめているところでございます。

今般、行政庁におかれましては、こうした農政審議会農協部会の報告を踏まえて、農林中金と信連との合併等に関する法律案及び農協法等改正法

時宜を得た措置であると考えております。

系統信用事業いたしましては、今回の法改正に伴って、從来にも増して経営健全性の確保、機能の強化、経営の効率化を進め、組合員、利用者サービスを充実し、農業、農村、地域の発展に貢献しております。

どうか、諸先生方におかれましては、我々農協系の十全な発揮に努める所存でございます。

農林中金いたしましても、今回の法改正により、組織整備への取り組み並びに付与された機能としてまいいる所存でございます。

○石橋委員長 ありがとうございました。

○岩原参考人 ありがとうございました。

東京大学大学院法学政治学研究科の岩原でございます。当委員会におきまして意見陳述の機会をお与えいただきましたこと、大変光榮に存じております。

○岩原参考人 ありがとうございました。

農協法等の改正法案及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の御審議に当たりまして、特に信用事業を中心とする農協の制度改革の必要性とその方向につきまして、

農協等を含みます企業組織法及び金融監督法の研究者の立場から意見を申し上げ、御参考に供したいと存じます。

先般、住宅金融専門会社の不良債権処理をめぐりまして、農協系統金融機関のあり方が大きな社会問題となつたわけでございます。ここで明らかになりましたことは、農協を取り巻く環境が大きく変化して、農協の諸事業、とりわけ信用事業が大きな試練を迎えることとしていること、しかし從来の体制ではそれに十分対応ができず、大きな制度改革が求められていることであつたように存じます。

総合農協のいわゆる四種事業の中で、指導事業

はもちろんのこと、経済事業も販売、購買の全分野で赤字でございまして、信用事業と共に済事業だけが黒字であります。特に最近までは、信用事業の黒字にはば頼って農協は經營を行つてきましたと、言つても過言ではないよう存じます。

激化が予想されるところをございます。
それでは、農協制度の改革の方向はいかにあるべきでございましょうか。大きく三点申し上げさせていただきたいと存じます。

押しする必要があるのではないかと存じます。そのためには、現在提案されております法案に含まれておりますような農協合併等に関する規定の整備や農林中央金庫と信連の合併法がぜひ必要と存じます。

しかし、農業の産業としての比重の低下、農家出や都市とのアクセスの容易化、組合員の農協への依存度や帰属意識の変化等が進む中で、農協組合員に対する農業資金貸し付けが非常に伸び悩んでおります。結果として、農協が受け入れた貯金に対します貸付金の割合、いわゆる貯貸率は低下を続けまして、現在では単位農協で二七・八%信連で一九・九%、農林中金でも四〇%にすぎません。この農協資金の運用難こそ、農協にとって住専問題を発生させた根本問題だったというふうに考えられます。

それで、農林省の改革の方に向むかはるにあらへべきでございましょうか。大きく三点申し上げます。

また、専門性を備えた責任ある業務執行体制を確立するためには、本法案にございますような経営管理委員会制度の導入、信用事業を行う組合における常勤役員等の兼職、兼業の制限や監査体制の強化、例えは員外監事や常勤監事の必置、中央会監査の強化、部門別損益の開示等の措置が必要と存じます。それが農協の信用事業、その他各種事業が広く世間の信頼を得る道と思われます。

第二の改革の方向は、農協系統金融機関が一般の民間金融機関に匹敵する財務体質、すなわち自己資本比率を持ち、また、金融機関としてしっかりと監督体制のもとに置かれるということです。

以上申し上げましたような制度改革の方向に對しましては、農協の非営利性あるいは協同組合原則から疑問を持たれる向きもあるはあるかもしませんが、非営利性は決して効率性を否定するものではなく、法律的に申しますと、農協の上げた経済的利益を組合員に金銭的な形で分配することが禁じられているというだけのことでありま

このような農協の信用事業も、高度経済成長長期には企業等の資金需要が非常に強く、また他方、預金金利が低く抑えられていたために、貯金を集めさえすれば、インターネット市場で運用するなどして農協は大きな収益を上げることができたわけですが、しかし、高度経済成長が終わり、長引く不況の中で資金需要が冷え切るとともに金利の自由化、金融の自由化、高度化が進んでおりまして、今申し上げましたような条件は失われたわけあります。資金の運用先が少なくなり、貸し付けリスクが高くなるとともに、極端に運用利回りが落ちております。その結果、農協全体の財政を大きく圧迫しているわけであります。

このように、金融自由化、高度化が進み、他の金融機関との競争がますます激しくなっていく中で、独自の運用先が少なく、運用やリスク管理のノウハウ等に関する専門性が必ずしも十分ではなく、農協システム金融機関は大きな試練に立たされていくわけですが、産業が大きく変わり、規制の緩和が強く主張され、経済のあらゆる領域で競争の促進が図られようとしている中で、問題は単に信用事業にとどまらず、すべての農協事業に共通

りませんか、貸出額では半分くらいであります。一店舗当たりをとりますと、信用組合と比べまして預貯金額で半分、貸出額では五分の一であります。これが都銀との比較になりますと、それだけ預貯金額が十五分の一、貸出額は五十分の一といふふになつております。

他方、一総合農協当たりの常勤理事数は一・六人でありまして、学識経験常勤理事は〇・一人、同じく学識経験監事も〇・一人でござります。要するに、ほぼ全員の理事、監事は正組合員たる農業者から選ばれておりまして、金融等の実務の経験はないということであります。しかも大部分は常勤でございまして、常勤者は一人が二人にすぎないというのが実情でございます。これでは、専門性を發揮して一般企業、一般の金融機関等と競争することは至難のわざではないかというふうに考えられます。

このような状況を改めるためには、農協系統みずからが推進されようとしております労働生産性の向上や職員数の削減がぜひ推進されるべきでございますが、また、単位農協の広域合併や組織一段への移行による合理化、効率化を制度的に後

従来の農協系統は、組合員への利益還元を重視したことや、自己資本の調達手段が限られていたこと等もございまして、内部留保が薄く、自己資本比率が非常に低いのが実情でございます。このことが農協系統の住専問題の打撃を大きくし、損失負担を困難にした大きな原因だたと存じます。しかし、農協が民間金融機関として活動していく以上は、他の民間金融機関と同様の財務の健全性を保ち、同様の監督体制のもとに置かれるべきだと思われます。それが競争の基礎でありますし、貯金者の信頼を得る道と存じます。その意味で、本法案にござります自己資本及び内部留保の充実や行政検査等の充実の規定をぜひ実現させていただきたいと存じます。

最後に、農業資金供給という農協本来の機能が低下している中で、農業者のための協同組織金融機関という農協系統の基本原則は維持しつつも、その原則の柔軟化を図り、農協に地域金融機関としての性格を持たせる必要があるようになります。この意味で、本法案に含まれております資金運用規制の緩和は適切な措置と考えられます。

○石橋委員長 ありがとうございました。
以上で参考人の意見の開陳は終りました。
○石橋委員長 ありがとうございます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金田英行君。
○金田(英)委員 御三人の参考人の皆さん、本当に御苦労さまでございます。
農協改革二法案の審議に入るわけなのですが、松旭さん、それと田中さんについてまことに当事者そのものでございまして、今決意のほどと申しますか、これからこういう改革をやっていくので改革二法案にぜひ協力してくれといふお話を決意があつた。十分に受けとめさせていただきますけれども、やはりこの問題につきましては、住専、あとのことについての反省、六千八百五十億、あとことで、農協に対する救済ということではなかつたわけですけれども、金融システム全体を守らなければならぬということと、国民の皆さんのがいた心配したと申しますが関心を持たれた事案であります。農協の皆さん方としても相当の危機感を

持つたはずでござります。五兆五千億につきましては何とか回収の見込みができたわけでありますけれども、本当にこの危機感をいつまでも持ち続けていく、持続するということがこれからの大好きな改革のまさに基本であろうというふうに思いました。この危機感のないところに今度の改革の成功はあり得ないというようなことで考えております。

まさに、今回この法案を通したとしても、単なる改革のための一里塚と申しますか、一歩足を踏み出したにすぎないというふうに考えるわけであります。これから、合併の推進とか職員の削減だとか、あるいは二段階方式等々の大きな改革、大変な苦労が予想されるわけですけれども、この危機をせひとも乗り切ってほかの金融機関並みの体质をつくっていただきたい、農協がなくなるというふうに思うわけであります。もう一度その取り組みについて、松旭さんとそれから田中さんの決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○松旭参考人　お答え申し上げます。

今御指摘のように、あの住専問題というのは本当に我々JAグループの歴史の中で一番大きな出来事でござりました。大変遺憾でございました。ただ、私どもは、これをはねにしてこのJA改革をぜひひととし遂げたいというふうに思っております。

特に、私ども今頭を痛めておりますのは、農協の貯金が、平成八年三月末から八ヶ月連続で対前年同月を下回っておるという状況であります。私はこれはまあ住専の影響も間接的にあろうかと思いますが、いずれにしても組合員の農協の信用事業に対する不安感がこういう数字にあらわれているのだろうというふうに私は思っております。

また、こういった厳しい北風が吹いておりましけれども、まあどちらかというと今まで温室でずっとやってきたものですから、私どもは、この向かい風を、力いっぱい帆を張れば向かい風でも船は走るということをごいまいして、ぜひこうい

う厳しい状況を追い風にしてこのJ.A.改革をなし遂げたいというふうに考えております。またどうかひとつ御支援を賜りますようにお願い申し上げます。

○田中参考人 住専問題につきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、大変系統の中で大きな問題でございまして、先生方にも種々御心配を賜ったところでございますし、また農家なり組合員の皆さんにも多大の御心配をおかけしたところでございまして、まことにそういう点では遺憾に存じているところでございます。

御案内のように、住専につきましては、公共性の高い業務を行いまして、行政においても一定の政策的な位置づけが行われております。さらには我が国の主要な金融機関が設立、運営に深く関与してきた機関でございます。こうした住専が今日のような形で処理されることは、従来の金融常識では予想しがたく、いわば不測の事態で生じたものではないかというふうにも考るわけでございます。しかし、いかに不測の事態であったとはいっても、融資である以上、回収までの間のリスクを伴うこととは当然でございまして、リスク管理の充実にはなお一層努めていく必要があると思っております。

こうした経験に照らしまして、今後、審査能力の一層の向上なり経営管理体制の充実など体制の整備に取り組みますとともに、現在置かれております厳しい金融環境の中での事業の展開を行っていくために、組織事業運営の合理化、効率化を図りまして、農家、組合員の皆さんとの期待と信頼にこたえるよう全力を尽くすことが私どもの責務であると考えております。そのように今後とも取り組んでいきたいと思っております。よろしくまた御指導を賜りたいと思っております。

○金田(英)委員 全中さんそれから金庫さんなんですかけれども、だんだん改革を進めていくと協同組織という本来の組織目的がだんだん希薄になつてくるのじゃないか。我々もよく全中さんについては農民の代表だという形でいろいろな農政につ

いて御意見もお聞きする機会もあるわけですけれども、農協の代表だから農民の代表だとは限らない、必ずしも農家の組合員の皆さん方の利益を代表していい、組織そのものの存立のためにと弁していない、組織が進んできますと、厳しい競争にさらしますか、そういう形で農家のニーズと離れてしまうことがややあるのではないか。だんだんこういう改革が進んできますと、厳しい競争にさらされてしまいますと、全中さんの言っていることは必ずしも組合員農民のための意見ではないのだとうふうに疑つてからなきやならないことが多々出てくるのじゃないかという意見があります。

何といってもこの改革、組織目的に沿って、組合員の皆さん方に本当に喜ばれる、サービスも改善されてきた、サービスがすごくよくなつたというようなところを基本に据えておかないと、やはり組織存立のために、あるいは組織維持のために、競争に勝つためにというだけで改革が行われていきますと、大変なことになるなどいう不安もあります。そういったことについて組合員の皆さん方の信頼を本当にかち取るというか、しっかりと受けとめることができるのかどうか、具体的にそちら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。松旭さん、お願ひします。

○松旭参考人 私ども、「JAグループ」の事業、組織の改革の趣旨につきまして先ほど申し上げたのですが、もう少し補足して申し上げますと、私どもはこの組織整備の検討に入る前に、実は全中で組合員アンケートをとさせていたいたいわけですね。そのときに農協の正組合員が農協の活動にどういう不満を持っているかということを調査させていただいた。身内の恥をこういうところで申し上げるようでございますが、そのときのワーストスリーパーを申し上げますと、農協には必要なサービスとか商品が少ない、農協のものは高い、農協の事業推進の押しつけがきつい、これがワーストスリーでございました。

ころからスタートをいたしております。したがつて、効率化とか合理化とか広域合併とかいう言葉がひとり歩きしますと、ややそういう感じを持たれる、これは確かに組合員もそういう感じを持たれています。私は、やはりそういった原点の認識について我々が組合員にきちっと理解を求め、逆に組合員の側からこれから新しいJAづくりはこういう農協をつくってほしいというような声を吸い上げて、合併推進なり体制整備をやるべきものだというふうに考えております。

これにつきましては、片一方を推進していくと片一方の方がおろそかになるみたいなところがとくに出がちでございまして、どうバーフエクトにいく問題ではありますけれども、行つたり来たりしながらきちっとした基本方向におさめてまいりたいというふうに考えております。

○金田(英)委員 田中さんにそこら辺の、そこら辺のといつたら、先ほど、貯貸率が少ないとか、集金は何とかうまくいくけれども貸し付け能力が相当少ないとか、あるいはノウハウの蓄積が少ないとか、人材確保がなかなかできないというような状況があるわけですけれども、本当にこれから農協の中でも、他の金融機関に伍して、今までの農協体质と申しますか、公庫の体质を踏まえて、そんな改革が本当にできるのがどうか、そこら辺の御決意も伺いたい。

不良債権も信達で相当抱えているというふうに聞いていますし、私も現地の農協を見て回っていますけれども、相当の不良債権が出てくる。農家の人たちが借りた金が返せないという状況が相当出てきております。不良債権の問題、これから本当に大きな山場を迎えていくのだろうと思いますけれども、ます田中さんそこら辺の御決意をお尋ねしたいと思います。

○田中参考人 農協の貯貸率がかなり低下をしてきているわけでございまして、今三〇%を割るようなどころでございます。ただ最近、住宅金融を中心としまして個人金融にかなり力を入れておりますが、それは若干向上に向かいつつある、そろ

いうふうな状況にございます。

先生御指摘がありましたように、今、貸し付けの市場につきましては、金利の自由化が行われておりますし、それから金融機関の競争が非常に激しくなっております。そういう中で農協が対応します場合には、取り組む分野自体は存在するわけですがいますけれども、そこに参入するに当たりましての金融機能を十分整備して当たっていくと

そこで、農林漁業金融公庫等々で財授の金も大分農業分野に入つてきているという状況もありますので、なるべく農協のお金は農業分野で使えるよう体質も改革していきたいなどいうふうに思つておるのでけれども、そういうことについて感想があれば……。

○岩原参考人 ただいまの御質問、大変重要な点をついていふると存じます。

確かに、現在農協の貢付先が困難になつてゐる

一つの原因が公的金融との関係にあるということは十分考えられますので、今後その点は国会において十分議論していただければというふう存じております。以上でございます。

○石橋委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 三人の参考の方々、きょうはどうも御苦労さまでございます。ありがとうございます。限られた時間でございますが、一、二点、御指

先ほども金田委員から御質問がございましたが、まず松旭参考人にお尋ねを申し上げます。住専問題、非常に大きな問題として起こつたわけでありまして、私も、これをどう括しながら進んでいくかということが非常に大事なのだろうと思います。あのときは、やれ母体行が悪いんだとか、農水、大蔵を含めた何か覚書、念書があつた

とか、政府案がよくて新進党案は悪いとかなんとか、いろいろな議論があつたわけでござりますが、私は、今ここで落ちついて、やはり農協内部にどういう問題があつたのか、そしてなぜああいう問

題を起こしてしまったのかという謙虚な反省が、組織内部で、特に役職員の全国末端に至るまでなされる必要があるのでないかというふうに、実は外側にいまして見ていくわけであります。

つまり、先ほど岩原先生からもございましたとおり、信用事業の貯金の伸び率も落ちていて、貸し付けに至っては農村における占有率もどんどん下落をしてきている。販売・購買事業も少しづつではあるが着実にシェアが減っているという農協

経営全体の危機があるわけでありまして、特に利

益の源泉であつた利ざやが、大体一%くらいあつたのが一%前後になつてているという極めて厳しい状況があるわけですね。そういうところへ政府保証つきの住専があつたわけですから、これはばつ

なつてやつていくことがこの問題の一つの教訓であろうというふうに私は思つております。○堀込委員 岩原先生にお伺いをしたいのです。私は今なぜそういう質問をしたかというと、この去までは重い、ひどい日直は、毫もおきをうけた。

のを常に追う。しかし問題は、農協事業を担う、協運動を担っている農協役職員の皆さん。一体そういう危機感を末端までお持ちになつて、さうかという気になつてゐるかどうかといふ点

とが、やはり今極めて大切なのではないかといふ

ふうに思うわけでござります。先ほど岩原先生から今の農協の抱える問題の御指摘がございましたて、私もそのとおりだというふうに思うわけであります。

問題は、今私が申し上げましたようなことをや
行するに当たりまして、だから大型合併をすれば
物事は解決するんだよ、事業を二段階にすれば
か肥料も農薬も安くなるんだよ、だから何かよく
なるしがよこして、うようよ、これでまやぢぱりと

くいかなないんぢやないか。
要は、現状の組織でももう本当に末端からの事業改革が必要になつてゐるんですよといふ、そいつが、実際に農協の事業をおやりになり、あるいは農協の運動をおやりになつてゐる皆さん、組織的に本当に確認されていくかどうかといふとこそこそが大事だというふうに私にはどうしても思えるな

ですが、先生の御意見をお願いを申し上げたいと思います。
○岩原参考人　ただいま先生の御指摘されたところ
りだと思います。

今回の法案に盛り込まれております、例えば組

織一段、あるいは合併のためのいろいろな手当で、
というものは、あくまで外側の入れ物をつくること
とでございまして、その中身をつくり上げていって

て、さぞかくのまゝよりも農協系統関係者の皆様へ

一いなかのいわく、『歴史新説の書』であると思います。何よりも、今御指摘のあります

したように、農協系統の皆さんか問題点をよく認識し、そして危機がどこにあるのか、そして本業の意味で効率性を上げ競争力を上げるために何

をする必要があるかということを自覚されるといふことが一番重要なことです。そういう意識が改まつたときに、農協系統の皆さん方がその改革をやりやすいような外側の枠をつくつてしまふということがあります。その意味では、組織二段への改革の方向を法律でもつてつくり、そして合併等をやりやすくするという意味があると思います。何といっても現在の三段階に比べて二段階にくくということは、いろいろな意味でむだを省くという意味があることは確かでございます。

そういう意味では、そういう改革をやりやすくするための手段を考えるということでありまして、その中身をつくつしていくのは農協系統の皆さん御努力であるというふうに考えております。以上でございます。

○堀込委員 もう一点だけ松旭参考人にお尋ねを申し上げたいのですが、そういう状況の中で、農協、JAの中でもいろいろな議論がされておるというふうにお聞きをしております。何か大型合併すればいいんだよ、あるいは二段階こそこの経営危機を突破できる方策なんだよ、こういう議論がある一方、そつかといつても片つ方で産地間競争も非常にこれある、例えば経済事業なんかは、いろいろ販売事業なんか、特にそういう産地間競争もある。

これは報道によりますと、必ずしも当面二段階にしても先がきちんと見えるわけではない、とりあえず私どもは県で頑張りますよという県が二、三あるようにお聞きをしているわけであります。その一方で、一県一農協みたいにやつていいこうといふ县があるというふうにもお聞きをしているわけであります。

つまり、一、二、三の県は、要するに、二段階にしても先がよく見えないからとにかくこの苦しい時期をおれたちちはおれたちで頑張つてみるよ、こうおつしやつてある縣があるといふうにお聞きをするわけであります、こういう県についても

まあ構わないというか何というか、それはJAグループ全体として容認をし、それはそれでしっかりと育つてほしいという立場でいかれるのでしょうか、感想をお聞かせください。

○松旭参考人 現在の組織二段の取り組みは、今先生がおつしやるとおり、やや各県別にはまだ模様の部分がございます。私どもは、御承知のように組織決定といたしましては、事業二段、組織二段ということを基本方向として決議しておりますが、ただ、これは多分、一律一齊にはいかないだろうということは當時から考えておりました。県の実情、例えば広域合併の進みぐあいとか、合併構想でも三農協のところもあれば二十二農協のとくろもありますから、そういうことで一律にはいけない。そういう中で、確かに一部の県連につきましては当分の間県連を存続する、こういう決議をしております。

ただ、私どもは、いずれそういう県もその組織二段に向かって検討せざるを得ない時期に入つくるんじやないかというふうに思つております。したがつて、私はよく申し上げることですが、我々の取り組んでいるこの組織二段対策というのは、大きな川に例えれば真ん中に速い流れをつくつて今いきつたあります。そういうところが平成十年でももう幾つかの県が統合してまいりますと、必ず周りの水は、時間がたてば川の流れに寄つてくるというふうに、これを信じて取り組んでおるということでございます。

○堀込委員 それでは、金融問題について田中参考人に二、三点お尋ねをさせていただきます。

一つは、この二段階にすることによって、中金、信連の合併、事業譲渡、両方の方式があるわけであります。それが全部集まつてきて、中金さんは一体日本の金融機関の中では大変な存在でありますけれども、資金運用の面で丈夫かという心配が一つはよくしやばで、しゃぶつというか世間で言われますから、この辺はひとつ

どういうふうにお考えになつてあるか、この問題、これが一つ。

それから、私も地元の長野なんかで調べてみますと、単協の利益よりも、現状は決算を見ますと信連からの奨励、特配の方がはるかに大きいのですね。言葉を変えますと、この信連の奨励、特配というのが二段階になつて中金さんで確保できないと、ほとんどの単協は赤字になつてしまつ、こういう実態にあるわけでありまして、この辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

まだ時間が二、三分ありますので、もう一つ。ここで住専の五・五兆返済があるわけでありまして、二兆二千億あります、さつき御指摘のありましたような不良債権の問題やいろいろ抱えてなかなか大変だろうというふうには思うのですが、農協金融の現状のそういう見通しなどについて、簡単で結構でござりますので、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○田中参考人 農林中金の資金運用は大丈夫かと、いうことでございますが、信連と統合いたしまして、簡単でござりますが、信連自体が現に資金を運用しているわけでござりますので、その余裕金が統合によつて金庫に集中をいたしますけれども、系統全体としてボリュームがふえるわけではないわけでございます。そういう資金に対する金庫としまして、やはり最終資金運用者といつしまして内外の金融市场におきまして幅広く運用していかないといかな、そういうふうに思つております。

国内におきましては、私ども長年の市場運用をやつておりますと、また企業融資につきましても、一般的な金融機関に伍して貸し出しを行つてゐるところでございます。

海外におきましても、現に三拠点に支店を出しますと、金融証券市場等におきましても運用を行つておりますと同時に、貸し出しにつきましては、海外の国際機関、外国政府、海外に進出しました日系企業等への貸し出しなどの優良資産の積み上げを図つてゐるところでございます。

大変厳しい情勢下ではございますけれども、これらの資金運用につきまして、今回の法改正に伴う規制緩和によつてさらに一層充実するものでござりますので、統合によつて農林中金に集中する系統資金の運用につきましても十全に対応し得る、そういうふうに考えておられるところでござります。もちろん、リスク管理の徹底とかそういうふうにお考えになつていらっしゃいます。

それから、五兆五千億につきましての運用方針は十分に図つていく考え方でございます。

は、海外の国際機関、外国政府、海外に進出しました日系企業等への貸し出しなどの優良資産の積み上げを図つてゐるところでございます。

大変厳しい情勢下ではございますけれども、これらの資金運用につきまして、今回の法改正に伴う規制緩和によつてさらに一層充実するものでござりますので、統合によつて農林中金に集中する系統資金の運用につきましても十全に対応し得る、そういうふうに考えておられるところでござります。もちろん、リスク管理の徹底とかそういうふうにお考えになつていらっしゃいます。

まだ時間が二、三分ありますので、もう一つ。ここで住専の五・五兆返済があるわけでありまして、二兆二千億あります、さつき御指摘のありましたような不良債権の問題やいろいろ抱えてなかなか大変だろうというふうには思うのですが、農協金融の現状のそういう見通しなどについて、簡単で結構でござりますので、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○田中参考人 農林中金の資金運用は大丈夫かと、いうことでござりますが、信連と統合いたしまして、簡単でござりますが、信連自体が現に資金を運用しているわけでござりますので、その余裕金が統合によつて金庫に集中をいたしますけれども、系統全体としてボリュームがふえるわけではないわけでございます。そういう資金に対する金庫としまして、やはり最終資金運用者といつしまして内外の金融市场におきまして幅広く運用していかないといかな、そういうふうに思つております。

これの運用先といたしましては、基本的には農林水産業及び関連する事業法人等への貸し出し、あるいは地方公共団体等の地域振興に資する貸し出しといふことではございますが、先生御高承のとおり、現下の金融経済情勢を考えますと、金融機関の貸し出し環境は厳しく、これに加えまして、新たな安全性の高い有価証券での運用やインバング市場の運用、また信連にありますと、当面金庫に対する預け金による運用等も相当額に上るであろう、そういうふうに思つております。

いずれにいたしましても、金庫といたしまして、また系統信用事業全体といたしまして、組合員等の利用者の負託にこたえるべく、計画を立て、みずから運用ノウハウの向上、体制整備を図つて取り組んでまいりたい、そういうふうに思つております。

業、農協を取り巻く環境が激変する中で競争も激化しておりますので、農協の経営が厳しくなつておりますことは御指摘のとおりでございます。また、農協の余裕金運用の大宗を信連に依存し、そこから得られる奨励金の還元が基本的に農協の経営上の大きなウエートを占めていることも御指摘のとおりでございます。

今後、単協の余裕金運用につきましては、連合組織の統合が行われました場合には基本的には農林中金が対応していくことになりますが、農林中金といたしましては、こうした実情も踏まえまして、適切かつ効率的な運用を行つて還元に努めたい、そういうふうに思つてはいるところでござります。

全体にわたることでございますので、名般の方策を講じながら対応していく所存でございます。よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 次に、鉢呂吉雄君

○鉛品奉賜　即三岁的鉛品可施用於水銀而無害。

大変緊急のお出ましをいたたきました。ありがとうございます。二、三、御質問をさせていただきます。

岩原教授に御質問いたします。

ただいまも、農協の性格ですけれども、いわゆる農民、農業者の組織から地域金融機関としての考え方、その両方を柔軟に組み合わせてやっていくというような趣旨の協同組合、いわゆる農協の協同組合の組織に関する考え方だというふうに思つてお聞きをいたしました。

そこで、ジユリストのことしの八月号に、読ませていただきましたけれども、なかなかそこは岩

原教授も惜しましいところで、結論を出しておらない気がいたしたのです。一つは、内外の自由化の関係あるいは規制緩和の関係で、とりわけ金融に関する大型化といいますか自由化という方向で、農協としての対応というのが問われておる。そのことと、もう一方では、営農に関するさまざまなもの

○ 岩原参考人 大きく二点について御質問があつたかと存じます。むしろ後者の、内外自由化に對するの、今の組み合わせだけではござるが、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

する対応と今までの當農に対する金融の役割との調整というか、どちらを重視するかという御質問についてお答えしたいと思います。

何と申しましても、農業協同組合というのは農業及び農業者のための協同組織機関でございまして、やはりあくまで當農のための資金供給といふことが中心であろうと私は思います。ただ、先ほど申し上げましたように、非常に厳しい環境の中で、恐らくそれだけでは経済性を十分発揮することができないというふうに考えますので、あわせまして、自由化に対応するための若干の活動の拡張が

必要なといふに考へる次第であります。その意味で、第一の御質問の、農協の、農業者のための金融機関という性格と地域金融機関としての性格をどう調和するかという御質問、もう非常に難しい問題だと思いますが、農業者のためにとていうことを中心しながら、現在は農村地域も大きく変化しておるわけでございまして、農村の居住が進み、そして農村地域においてもさまざまなもの産業が行われていてこれを考え合わせれば、この両者は必ずしも背反するものでなくて、地域金融機関としての性格をあわせ持つことによって、より金融機関としての効率性を發揮し、そして地域に大きい貢献をすることができるのではないかと

思っております。

基礎は農業において、それが周囲の環境の変化に応じて、農協としてもやはり変化していくかざるを得ないのが現状ではないかというふうに考えておられます。以上でございます。

○鉢呂委員 いわゆる地域金融機関という考え方をしていかなければならぬ。もちろん全国さまさまで

す。 さまざまな農協がありますから、異なる面もあるうと
思います。ただ、一般的に、混住、都市化。地域の
農協においては、もう既に地域金融機関としての
性格の方が強くなつておる、これはもう農業者に
おいても、八割以上が農外の所得、そこと農協が
結びついておるというような状況だと私は思いま

そのような地域の農協において、一つは、今金融の体制を整えるということで大きな形になつて、一県一農協というような合併も意向しておるわけでありますけれども、そこで問題になるのは、農協の金融の最大の欠点が、貸出先がない、貯貿率が極めて低い。信組なんかもう八〇%以上いっているのに、二〇%台だ。これを克服するのはなかなか、先ほど言つたようなことだけでは融資先というものがない。決定的に違うのは、やはりこの地域の企業等に対して地域農協が貸し出しをできるかどうかというところがあると私は思うの

です。信金等はもう百億程度の中小企業と言えるかどうかわからぬようなところまで貸し出しができるとか、あるいは業態転換で一般銀行によるというようなことが言われておるわけであります。

その点について、大型化したときにも、いわゆる先生が言われております農業者としての協同組織の態様をとったときに、そこがネットにならなければどうか、そこを突き破るということができないのかどうか。いわゆる貸出先を極めて柔軟に、単に賃金量の二〇%とかということではなくて、もつと大胆に単協が融資ができるという道を開かなければ、なかなか難しいのではないか、ひとつ、

そういうふうに思ふわけであります。

は極めて難しい。

これは私の持論でありますけれども、先生も
言つておりますけれども、信用部門が他の経済事
業の損失を補てんするということは困難になつ
ることによって農協と組合員の関係が、営農関
係を中心非常に希薄化する。これを克服するの

て、まさに信用部門でも生きるか死ぬかの状況にこれからなっていくと、いう中で、他の部門に対しても総合的に力量を發揮する——いろいろ総合農協としてのメリットは信用部門にはあります。これ

しきちごと部門ごとの損益を公開するというだけにとどまらず、実質損益ごとの経営上の責任を明確にするようなものがなければ、かなり難しいのではないかと私は思う。

難しいという意味は、今回住専を機関としてこういう形に踏み出しました、二度とあつてはならないようなことでありますけれども、それに向かっていくには、信用部門の段階からいっても非常な不安がまだ残る、さつき言つたようなことです。いわゆる運用先がないということで、問題が残る。

それから同時に農家との結びつきという観点で、今のこういう大型化を志向した中でどうするかということからいへば、やはりかなり問題が残る。そこを何とか将来にわたつてどういう方向がいいのか。

例えば持ち株会社制なんというのが今別の企業では大きな課題になつておりますけれども、そういう中で、経営責任もきちんとして、部門ごとにいいますか、いわゆる共済を含めて金融部門とそれ以外のものという区分けの中で経営と農協の存続というような方向が考えられないかどうか。この点についての御意見をお伺いいたしたいと思いま

○岩原参考人　先生の御指摘なされました点、いずれも極めてポイントをついている点ではないか

と存じます。
先ほど申し上げましたような方向で改革を進め
て、いってそれで十分かと言われますと、私も全く
自信はございません。ただ、現在時点ではまだ先
生のおっしゃいました根本的な制度改革を考える
以前の状態ではないかというふうに考えておりま

す。

例えば貸出先をもつと大きいところまで含めるようを考えるという御示唆もあつたわけでござりますが、例えば信用組合等の地域金融機関におきましても賃貸率は大体七割を超えていたようなわ

けでございまして、農協においても、地域金融機関としての性格を持つていった場合、そういう大型企業への融資ということを考えなくてはなりません。現在はそもそもそこまでにもまだ行つていらない段階でありますので、とりあえずの改革としては今回のどのような法改正が考えられるのではないかと思つております。

そして、部門ごとの経営責任を明確にする、これは私も全く賛成でございまして、なるべく明確化を図つていくことが必要であろう。その行き着く先是、先ほど御指摘のありましたような持株会社制のところまで行くのかどうかわかりませんが、現在のようない総合農協の仕組みの中でも、まことにそれが独立した採算で成り立つようにしていくという努力がぜひ必要だと私も考えております。以上でございます。

○鉢呂委員 系統の幹部のお二人にお聞きをいたします。
私も、十八年間農協にお世話になりましたし、また、この十月まで大蔵政務次官として住専の処理に四苦八苦しながら何とか国会の同意を得たわけであります。

今回の法の改正で、一つは三段階制を基本的に二段階にすることです。これまでこれはいろいろ法的な措置をとってきたのですけれども、例えは農協の合併についても必ずしも順調にやつてきたとは言えないわけでありまして、松旭専務さんにおかれましては、三段階制を二段階制にするということの実現性、いわゆるどのぐらいうべきか。やはりこのことは、全中の指導性として、単にどのぐらいやれるかわからないといふようなことではなくて、現下の金融に対する横並

び的な是正措置というものを考えたときに待つたなしの段階ではないかなというふうに思いますが、これはきちっとやり切るのかどうか。

そこから次の段階、今、岩原先生が言われたような、私も言つた當農に関する大型化との関係と、いうものをどういうふうに考えるかというのは、やはりきちっとやらなかつたら、二段階と三段階が混在するようなことは中金さんもなかなか全国的な展開をできないということもあると思いますから、その決意をぜひ専務さんにはお聞かせを願いたいというふうに考えます。

同時に、農林中金の田中参考人さんは、今回、農林中金と県信連との合併あるいは事業譲渡という形で法的にも成立をさせました。その場合に、いわゆるこの認可基準を三つつくりまして、系統全体の経営の健全性に配慮するという形をとつておるわけでありまして、当然、今の県信連のいわゆる不良債権、固定化債権、あるいはノンバンクも含めて不良債権をどうするか。これは農林中金の方には引き継がないというふうには聞いていませんが、このところを明確にして、系統全体の健全性を損なわないようにする必要があると思いますので、その辺の御決意もお聞かせ願いたいと思います。

○松旭参考人 お答えいたしました。
JA改革待つたなしという認識につきましては、もう私どももそのとおり認識をいたしております。

そこで、組織整備の今後の見通しなり決意を述べることでございますが、私はさつき一律一斉にはいかないということを申し上げましたけれども、これは農協合併が実現して、その農協がいわば自己完結型の農協になつていけば、組織統合、再編というのはもう待つたなしで進むというふうに私はそれは信じております。

つまり、どういうことかといいますと、立派な農協ができまして、そこで機能、体制が整備されると、人づくりもできたら、もうその農協だけで本來完結することがかなり出てくるではないか、私

はそう思つております。ですから、農協がそう立派になれば、連合組織に依存する機能というのはだんだん縮小してくるはずだ。そうすれば、私は、そういう二つの重ねもちの段階で担いでいくという必要はなくなるのではないかというふうに思つております。

私は、よくこういうことを言つているのです。仮に、農協が立派になつたときに、連合組織が、おれのところは残す、おれはやるというようなことで、きちっとした対応をしていくときには、多分合併農協は連合組織を離れていくだろう。私は、きちんとやらなければ、それは多分JAグループ解体の道につながるというふうに考えておりますから、合併さえできて農協さえ立派になれば、もう自然に下から改革が進んでくるというふうに確信をいたしております。

○田中参考人 今回の信連と農林中金の統合に当たりまして、先生の御指摘のございました信連の不良債権の扱いにつきましては、出資者間の公平性の観点から、県内処理を原則として、承継しないといふことといたしております。それは、不良債権をそのまま農林中金に持ち込みますと、他の出資者、これは水産、森林、土地改良、かなりいろいろな業態の出資団体に対する対応をしているわけでございますけれども、その出資者に負担を負わせることとなるため、あくまで県内で発生しました不良債権は県内で処理するのが公平であるという考えに基づくものでござります。

参考人の皆さん、きょうは本当に御苦労さんでございます。
○石橋委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 日本共産党の藤田スミでございます。
参考人の皆さん、きょうは本当に御苦労さんでございます。

今回の農林中金と信連との合併に関する法律案では、合併は行うことができるというふうにしておりますが、合併するかしないかは任意であって、強制力を持つものでないことは改めて言つまでもないことがあります。現在、「JAグループ」は、二〇〇〇年には合併構想の実現と組織一段を基本とした新たな姿で出発する、こういうふうに打ち出されまして、この組織再編の大柱にしておられるわけで、JA改革の取り組み指針の中では、

経営刷新五ヵ年計画の策定を各連合会、中央会に要請しておられるわけであります。今回のこの法律の制定を契機にして、全中として、すべての信連に対しても合併を推進していくための何らかの方策をとり、働きかけを行うことにしていらっしゃるのか、それともあくまでも信連が自主的な判断に基づいてこれを進めていく、そういう自主的判断を尊重するお立場にあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松旭参考人 私どもの立場としては、やはり本方向としては、組織一段という方向を確認いた

しております。したがいまして、その中で一律一
斉にいかないというのは、まあ、時期は多少ずれ
るかもしれないし、そういう過渡的ないいろいろな
動きはあるだろうというふうに予測いたしておりま
す。しかし、私どもは長期を見てみました場合
に、やはりこれは三段階で生き残っていく条件は
少ないのじやないかというふうに思つております
て、長期的には、私は組織一段に行くというふう
に思います。

おられるのか。大事な問題ですので、重複すると思いませんが、御答弁をお願いしたいと思います。

○田中参考人 信連 자체が抱えております不良債権額につきまして、あるいはノンバンクに対する融資残高につきまして、私どもがこれを把握する立場にないわけでござりますけれども、さきの通常国会におきまして、行政庁より報告されました額は、系統農協の住専以外のノンバンク貸し出しですが、八年三月末現在で六兆六千億である旨を御報告

農林中金をいたしましても、県内の最大限の自立場から、引き続き当該信連の財務の安定化のために、その改善計画の遂行に対しまして、できる限りの支援協力をしてまいる所存でございます。

また、個別信連経営につきましての責任の問題につきましては、私どもはその責任を云々する立場にはございませんが、経営者として責任を持つて、さきに申しましたような経営改善に努力して

ないわけではないだらうと思ひますが、現状では今幾つか不振の信連が出ておりますけれども、そういうところはやはり県内で再建計画をつくりつていただきて、県内の農協一緒になつて再建に協力していただいているというふうな状況でございます。

ですから将来は、私は全然——信連が倒産するような場合どうするかというようなそんなようなことはちょっと今後の問題でございますから、そ

たたおっしゃるようでは、これは県内で決めていただかないといかぬことですから、これは合併農協がそれぞれ自分の県連を今後どう位置づけていくのか、それは県内の事情できちっとやっていただきたい。ただ、だからといって、もうばらばらでいいとは私考えておりませんで、やはりそういうアプロセスは踏みながらも、いずれやはり組織二段に向かって動かしてまいりたい、かように考えております。

告されております。先ほど申しましたように、これはノンバンクに対する融資でございまして、これが直ちに全体が危険な企業、不良なものだ、そういうふうに思うのは不適切でございまして、繰り返しになりますが、個別の問題として、それをこれの判断によるものであると思っております。ただ、各大手の銀行なりあるいは商社なりあるいは大きな企業なり、そういうたるものとの関連につきおきますノンバンクもかなりあるわけでございまして、この点について、もう少しお聞きたいと思います。

おられるものと拝察をいたしております。
○藤田(ス)委員 私は、農林中金と信連のこの問題については、合併のときの多額の不良債権の処理がどういうふうに行われるのかということが最大の問題だというふうに思っております。農政審議会では、経営不振の信連の救済をするものではないのだということを言つておりますし、農水省も、合併の認可に当たっては、信連の不良債権は県内処理が前提であつて、原則としては農林省へまわすことを条件としているのです。

○藤田(ス)委員 大変難しい問題だと思います
し、事が長引きば長引くほどそういうふうに深刻な問題が出てきて、結局農協に負担を押ししつけたり組合員にツケを回すというようなことが出来るのはないかと私も実は大変心配をしておりまして、そういうことのないよう責任を持った処理がなされなければならぬし、そういう努力を

○鶴田（参考員） 次に、信連の持てる不良債権の問題についてお伺いをしたいと思います。
新聞報道によりますと、ことしの三月末現在の不良債権額の開示で、四十七信連の不良債権額は一千二十三億。しかし、これは非常にディスクロー^ズが不十分なものだというふうに言われているわけであります。住専向けの債権は含まれておりませんし、ノンバンク向け債権についても、先ほどいろいろ理由を述べていらっしゃったようになりますが、要するにその多くが不良債権に含まれておりません。

して、私どもの力のハンハンク需要もありますけれども、それ自体が不良化したものだというふうには認識していない状況でございます。信連につきましては、全体として見れば、私どもがそういう認識をしているのと大体同じではなからうかというふうに考えるところでござります。

中金には不良債権を持たせないもとで平たく、身ぎれいになつてから来てもらおうなんといふような説明をされるわけです。そういうふうになりますと、信連が自力で不良債権の処理ができない場合は県内の農協に支援を仰ぐということになり、そしてそれは結果的には組合員に負担が及ぶということになるのではないかと。したがつて、この信連の不良債権問題をどういうふうに処理されようとしておられるのか、これは松旭さんにお伺いをしたいわけでありま

本当に誠意を尽くしてやっていたときないと想います。最後になりますが、先ほどから出でております當農指導等の後退を心配する問題であります。これはもう食糧自給率が先進國の中で最低といふ状態のもとで、なお日本の農業というの是非常にその存亡の危機とまで言われておりまして、それを再建を進め、國民に安心な食糧を安定的に供給していく、そういうその役割ということでは、農協の果たす役割というのは非常に大きいと私は思つわけであります。

そういうことで、私どもは、ノンバンク向け不良債権を千九百三十億円と推定しているものもありますし、さらに投資信託の含み損を約三千億抱えているとも伝えられておりますが、実際はどういうことになつていてるのかお示しをいただければ。これは農林中金の田中さんか、松旭さんか、どちらかちょっとと判断しかねておりますが、それから、もう一つの問題は、多額の不良債権等、信連の経営悪化をもたらした原因、あるいはその責任というものをどういうよう受けてとめて

連におきまして、バブルの崩壊に伴う株価の暴落等により保有する有価証券に評価損が発生し、その償却負担から経営が悪化した事例がございます。個別の信連経営につきましてその責任を云々たする立場にはございませんが、当該信連におきましては、現在、単位農協の協力と支援を受けまして、また、行政庁の指導のもとに保有資産の処分など血のにじむような経営努力をしておりまして、着実に経営改善を図っているところでございまます。

○松旭参考人　統合に当たっての不良債権の扱いについてましては、ただいま田中副理事長が申し上げたとおりでございます。そういう統合のスキームを基本としてやってまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、御指摘のように、自力でできないような場合というのが、これは将来出てこないかといえどもそれは何とも言えませんで、そういう場合には県で再建計画をつくっていただきて、それにいろいろ関係団体が協力していくみたいな話が、私は

ところが、大型化すれば、例えば農業指導員の問題も後退してしまうんじないか。ここが本当に心配のこところであります。これは、今後どういう対策を持っておられるのか、決意を込めてお聞かせをいただきたい。

もう一つの問題は、先ほど三〇%の労働生産性を高めるんだ、だから三十五万を三十万にしていくんだ、ただし、採用制限や早期退職を促すといふ形はあっても、決して合理化、人減らしといふような職員の皆さんのそういう立場での整理はし

ないというふうに私はお伺いいたしました。確認をしておきたいと思います。

○松旭参考人 第一の御質問は、當農指導の体制強化でございます。これは私ども、後退することがあつてはならないと思いますし、もともと私たちの広域合併を進めていく趣旨の中に、やはり広域當農指導体制を整備しないと、これから小さい農協でかかりつけの医者ぐらいの當農指導体制じゃダメだということが発想の原点にございました。

ですから私どもは、これから広域合併をして広域當農センターというものを核にして、そこにはいわば當農技術指導だけじゃなくて當農企画業務を持たせていくことじゃないか、さらに、かかりつけの医者から専門の医者まで高度な専門技術も置こうじゃないかということをもとの発想でございますから、私は、質的には相当當農指導体制は高まっていくもの、こういうふうに考えており、それはそういうふうにお答えを申し上げておきたいと思っております。

それから、御指摘の五万人の問題につきましては、私どもは雇用調整を行わないでとにかくやれるうちにやろうということが趣旨でございますので、私ども、もう先生御心配のように、ここで職員の方に不安を与えることは我々にとって大変無形の大きな損失だと思っておりますから、そういうことのないように十分留意して取り組んでまいりたいと思っております。

○藤田(ス)委員 農林中金の方はどうでしょうか。信連との合併の中でこれまでの職員のリストラ、合理化という心配がございますけれども、私のスタンスは先ほど申し述べたとおりでございます。一言だけ。

○田中参考人 信連との統合につきまして、その人員は、信連の持っております機能が農協に移っていくものに対しましてそれ相応の人員を農協に移つてもらう、それから農林中金に移つていく機能につきましては農林中金に移つていく、そういうことを基本に一応の整理はしてございます。

ただ、全体の金融機能はそういうふうに分解をいたしますけれども、金融外のいろいろな機能がございます。例えば、コンピューターの施設でござりますと、いろいろそういう機能がございますが、そうした中での人員の活用ということをございます。ただ、統合に際しまして、それの解雇とか

そういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくということをございます。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくということをございます。

○藤田(ス)委員 終わります。ありがとうございました。

○石橋委員長 次に、前島秀行君。

○前島委員 参考人の三人のそれぞれの方、御苦労さんでございます。時間がありませんもので、結局主な点はそれぞれの皆さん聞かれていますので、具体的に、端的に聞きたいと思うんです。

まず最初に松旭参考人に伺いたいのですが、住専問題、やはり農協並びに系統金融にとっては大きな問題であつたし、また、いろいろな課題を農協並びに系統金融には与えたといいましょうか、含んでいるだらうと思います。同時にまた、

国民の目から、我々外部の者から見ると、やはり

一連の住専問題から見ると、農協に対して厳しい

目が注がれているなといふことも、また率直な事

実のような気もいたします。

そういう面で、この住専問題と今後の農協運営、

その辺のところをどうお考えなのか。率直な感想

を最初に聞かせていただければありがたい、こう

いうふうに思っております。

○松旭参考人 住専問題につきましては先ほども

ございましたが、私どもとしては、結果的にJA組合員に迷惑をかけたという意味では大変遺憾であつたというふうなことを反省はいたしております。

○田中参考人 信連との統合につきまして、その

人員は、信連の持っております機能が農協に移つていくものに対しましてそれ相応の人員を農協に移つてもらう、それから農林中金に移つていく機能につきましては農林中金に移つていく、そういうふうを基本に一応の整理はしてございます。

ただ、私、これからこれをひとつはねにしてど

ういうふうに立て直していくかといふことが我々

の最大の責務だと考えておりますし、それから、

住専問題だけじゃなくて、今はもう信用事業の全

体的な利ざやが圧縮しているものですから、もう

信用事業だけで食つていけないような時代になつてきておりますから、ここで農協がやはり改めて地域金融機関としての役割をもう一回見直して、ここで地道な融資をやっていくことがもうこれからの基本じゃないかというふうに考えております。また、今度の法改正も必要なことでありますし、我々も大いに賛成すべき課題だなとは思

います。

ただ、外部の者から見てみてますと、まだまだ農協内部といいましょうか、系統内部の枠の中の議論といいましょうか、そこの中を一步も、一步もと言ふと語弊があるかもしかぬけれども、やはりその組織の枠の中でどうするかとか、組織の維持とか組織の対応とかいう形で、もう少し外からといましょうか、あるいは、いわゆる金融機関としてあるべきという観点が若干まだ薄いのかなということを率直に私感する点があるわけ

であります。

先ほど松旭さんは、要するに組織の受け皿の問題と中身づくりの問題、二つの課題があるんだと。こういう意味で私は、やはり大型合併をやつていふこと、あるいは今回の統合を推進していくこと、これはやはり受け皿づくり、組織づくりとしてはいい方向だろうと思うのですが、これをどうなし遂げていくかといふ課題がたくさんあることは間違いないし、同時にそれ以上に大切なのは中身の問題だろうと思うのです。

その中で、例えば今回の経営管理委員会、私は必要だろうと思うけれども、何かそのいわゆる選択性といいますか、つくつていよいよという、ある意味では非常に中途半端なものではないだろうか

などいうふうにも思っています。あるいは、常識的に選択でやるかやらぬかお任せしますとか、あるいはチエック機能としてより信頼を得るためにやはり公認会計士という自立した独立したものそれを単協がびしつと入れて明らかにしていく、そういう点で、組織づくりと先ほど言われた中身づくりの中でもまだ中途半端のような気も率直に私はしなくはないわけであります。

そういう面で、過去平成四年に法を改正して貿易事の枠を広げてそのことによってさらに強化しようとしたけれども、実際は御案内のように、その法改正がほとんど生かされていないという点等々も過去にあるし、また中央会がJAの推進

されているから、この農協系統金融だけの問題ではないだろうと思います。

その辺のところもやはり、今透明性を確保してございます。例えば、コンピューターの施設でござりますと、いろいろそういう機能がございますが、そうした中での人員の活用とともにござります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、農協が地域の金融機関として地域に密着しています。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えしていくことがあります。ただ、統合に際しまして、それの解雇とかそういうことではなくて、採用を中止するとか、そういう中での全体の対応を考えimately、信頼を得ていくためには、この監査体制、チェック体制、それによる地域金融としての信頼性をどう高めていくかということは、私はこれからも農協の生きる道として重要なことだらうと思ひます。

の改革に当たっての指針を出して、早くその辺のところの合併の問題、統合の問題の方針を九月末をめどに出せ、こういう形のところが必ずしも十分な方向で受けとめられていない等々の状況だというふうに私は聞いているわけであります。

そういう面で松旭参考人に、その辺のところの見通しと新たな決意みたいなものをお聞かせいただければと思つております。

〔委員長退席、小平委員長代理着席〕
○松旭参考人 御指摘は二点あつたと思つのですが、まず執行体制の問題でございます。

新しい業務執行体制が今度法律の中に盛り込まれたわけでござりますが、これは私どもとしましてはこの制度のいいところを取り入れていきたい。そのいいところというのは、私どもとしては合併農協というのは理事が多い過ぎましてなかなか機動的な理事会運営ができるから、これをお手伝いしていく手だてを講じたいというふうに思つております。

指摘のようになかなか学経理事といいますか、そういうものの導入が非常に難しい現実がありますので、こういう管理委員会制度の活用の中で学経理事をひつ活用する方法はないか。あるいは、御監査を行つてやることがどうなんだという話もあれば、外から見ますとしょせん身内の監査だというふうに思われますし、事実県中の会長組合に県中が監査に行つてやることで、この体制も早急に改善してまいりたいというふうに思つております。それから、御指摘のように公認会計士の方のやはりいろいろお恵みをかりるということも私ども積極的に取り入れたいと思っております。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕
○前島委員 やはり中央会監査とは、世間から見れば、外から見ればしよせん内輪の監査だということでありますから、やはり信用度を高めていくという意味ではその辺の努力をさらに積み重ねてほしいな、こういうふうに思います。

岩原参考人にお聞きしたいのですが、今度の統合あるいは大型合併の努力、あるいはさまざまなものとしてはこの制度の趣旨が生かされて、混乱のないように導入していかなければいけぬものですから、今回の法律を契機に私ども早急に指針づくりをやりまして、的確な対応を図つてしまいりたいというふうに考えております。

それから、外部のチェックでございますが、これは先生、公認会計士といつようなお話をございましたが、まず御理解いただきたいのは、確かに信金庫、信用組合という他の協同組織でも、一定規模以上のところには公認会計士の監査が義務づけられたわけでございます。

ただ、我々は中央会監査制度という一つの仕組みをこれまで持つてきています。これは他の信金、信組にはない制度でございまして、しかもこ

こ四十年余にわたつてこの中央会監査というのは相当な蓄積と体制を持つてきておるわけでござります。したがいまして、私どもとしては、監査の強化に当たりましては、まずこの中央会監査制度と

いう制度の中でやっていくべきだというのが我々の考え方です。

ただ、だからといって中央会監査が今までいかかといふと、私ども問題がたくさんあると思つています。おっしゃるように、中央会監査というのは外から見ますとしょせん身内の監査だというふうに思われますし、事実県中の会長組合に県中が監査に行つてやることで、この体制も早急に改善してまいりたいというふうに思つております。

それから、御指摘のように公認会計士の方のやはりいろいろお恵みをかりるということも私ども積極的に取り入れたいと思っておりまして、県中なり全中に公認会計士を必ず置くということをやります。したがつて、私ども中央会監査につきましては、これは機能、体制を相当強化していくなければいかぬということで、この体制も早急に改善してまいりたいというふうに思つております。それから、御指摘のように公認会計士の方のやはりいろいろお恵みをかりるということも私ども積極的に取り入れたいと思っておりまして、県中なり全中に公認会計士を必ず置くということをやります。したがつて、私ども中央会監査につきましては、これは機能、体制を相当強化していく必要があります。したがつて、農協が地域の組合としてどうしていくかという形で、思い切つてそつちの方にシフトしていくという将来展望、あるいは信用事業、経済事業、さまざまな事業の中で分離論の中でも生かしていくとかというふうな地域に密着するものと中央に集中するというものを組織がえ、展望していく中で行く。こういう長期ビジョンの中で、当面するこの種の問題をどう処理していくかという観点がある意味では必要ではないだろうかなというふうにも思う側面もあるので、その辺のお考えについて岩原先生からお聞かせいたまいるたい、こういうふうに考えております。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕
○岩原参考人 最も重要なポイントをついた、非常に難しい御質問だと思います。先ほどの鉢呂先生の御質問も、多分それと関連したことだつたうと思ひます。

先ほど申し上げましたように、当面の改革としては、御指摘のとおり現在の法案というのはまず、ベストというかベターというか、望ましい改革だと思うのですが、それだけで十分か、より長い目で見た場合どうかという観点は、やはり持ち続ける必要があると思います。

例えば、諸外国を見ましても、フランスのクレディアグリコールなどは、むしろ根本的な性格変更を行いまして、ある意味で言ええば農業機関といふよりは地域金融機関として純化するという方向をとったわけでございまして、まずとりあえずの改革はこういう形で進めて、四面の状況を見ながら、より長期的にはもつと望ましい、あるいはもっと根本的な改革が必要かということは問いかけていく必要があると私も存じております。

私の浅薄な理解かもしれないが、やはりあれは、政治、行政の失敗というのは国民にツケが回るというふうに、私は行政だけ間違えたとは思わない、ふうふうを反省を込めて言つておるわけであります。が、あれだけバブルをあおるだけあおつて、上がれ上がる天まで上がれみたいことで景気を過熱をさせて、一たび、サラリーマンが家が持てない、株が上がり過ぎてよくないねということになると、やればそれなりの前進もあるだろうけれども、

ただこれだけでいいだろうか。もう少し長期ビジョン、長期展望の中での位置づけというものが今思い切つて必要なよう気がしますね。

例えば、農協の地域との兼ね合いをもう一步進めいくとか、今は何か中央へ中央へと行くようになります。したがいまして、私どもとしては、監査の強化に当たりましては、まずこの中央会監査制度と

の考え方です。

参考人質疑も、六番目になりますと大体論点も最初に岩原参考人にお尋ねをいたしたい。これは系統の方々に聞くわけにはいかないし、お役所に聞いても多分お答えはわかっておりますから、聞きません。

参考人質疑も、六番目になりますと大体論点も最初に岩原参考人にお尋ねをいたしたい。これは系統の方々に聞くわけにはいかないし、お役所に聞いても多分お答えはわかっておりますから、

○前島委員 時間が来ましたので。ありがとうございます。

○石橋委員長 次に、石破茂君。

○石破委員 本日はどうも御苦労さまでございました。

○石破委員長 次に、石破茂君。

○前島委員 時間が来ましたので。ありがとうございます。

な薬を投入した。

そうすると、不動産屋というのは来月も再来月も銀行は金を貸してくれるという期待のもとに成り立っている商売ですから、単に土地だけ持つていて値上がりの待つていたら余り優秀な不動産屋さんとは言えないで、ところが、来月から金融機関は不動産屋に金を貸してはいけないということになると、それは土地の値段がどなんと下が

であるというのは、先生の御指摘のとおりだとうふう思います。ただ、それはまたそれとして、まさに国会の場でこそ御議論いただいて、本当に何が問題であったのかということを解説していただく必要があると思います。

ただ、それはそれとして、起きた問題の後をどう処理するかということもあるわけでありました。

てくる問題は極めて珍しいと私は思つてゐるのであります。信用事業と一緒にやつてゐるからどんどんぶり勘定なんだ、信用事業を切り離して経済事業もきちんと採算がとれるようやるべきである、そうすれば経済事業もおのずからそういうふうになつていく、こういうように、かなり偉い学者が言つておられるわけですね。

やはり人的結束を持つた組織なんだということ、これは私、原点だと思います。したがつて私は、信
用事業分離論というのは、極端に言いますと自殺
行為であるというふうにかねがね考えておる
ところでございます。

○石破委員 時間がございませんから、今ここで
演説をしても仕方がないんですが、要は、農業協

ことになると、それは土地の値段がどたんと下がるのは当たり前のお話である。

しかし、そこに住専をして系統という穴を開けておけば、そちらの方にたっくと資金が流れ込んで、バブル経済というのは一種のばば抜きゲームですから、何と大蔵大臣の直轄会社であるところの住専だし、お互い金融機関同士だから、ある意味で系統が信じるのは当たり前の話であって、だからそういうことが起こってしまったのじやないの

う処理するかといふこともあるわけでありまして、それはまたそれとしてやつていかななければならぬ。その意味では、住専は一つのまさに苦渋に満ちた選択ではありますけれども、当面の危機を回避するためのやむを得ない手当てだったと思います。以上です。

○石破委員 松旭参考人にお尋ねをいたしたいのですが、住専のときに、これは農業問題だとから農協問題だとから、農協救済のために云々かんぬん、こういう議論がありました。私はそれは当たらぬと思って、そういうような主張もしてきたつもりでございます。

論をしなければいけないし、やはり私は、政治の過ちの責任というものは、結局は住民というのか國民にかかってくるという部分もあるのではないかとうかなどいうふうに思うのですけれども、その点、先生いかがお考えでいらっしゃいますか。

○岩原参考人 私に十分お答えする能力があるかどうかわかりませんが、確かに、住専問題をある点だけつかまえてどこが悪い、ここが悪いというだけの問題ではないというふうに思います。

そもそも最初にパブルを引き起した、その前の大い意味で言えば経済政策を含めて、あるいは国際関係への考慮等を含めたところから根本的には起きてきている。さらに言えば、先生御指摘のとおり、そういうことをもたらしてしまった政治のあり方といいますか、国民がそういう人たちを責任あるところに置いているということ 자체が根本的な問題だといえばそうなんですねけれども、そういう意味では、先生がおっしゃったような問題があるというふうに思います。今後の反省のためにはそういうところのまず反省から出発すべき

たた住専問題というのは、一、都市の土地問題ではないのかということは、農協といふもの、四十七都道府県あるわけですが、これを全部一緒にまとめて考えることにはやや無理がありはしないかという気がして仕方がないのですね。住専でもそれは、貸して貸して貸しまくつてそらいことになった信連というのは、大体都市の周りの信連というのが多い。別に誇るわけじゃないが、おまえのところは田舎だからと言わればそのとおりだけれども、島取県信連なんというのは全国で第4十七位なわけですよ。そうしますと、JAというのも四十七都道府県随分いろいろな差がある。經營形態も千差万別、全部違う。それを一括して論じるということには方法論として限界があるのでなかろうかという気がして仕方がない。

これは最後にお尋ねをいたしたいと思っているわけですが、信用事業というものを分離することが是なのかなつかないのかということで、これほど百八十度見解が違った意見があわああとあちこちに出

しかし私は確かにそれで、よく都市型の農協はもう信用金庫じやないかというような位置づけをされるのですけれども、その組合員は、兼業の比率は高いが、やはり組合員の生活自体が都市化しながらも組合員として残っている限り、メンバーシップ・バンクである農協はやはり農協であります。続けるべきであろうというのが考え方であります。

それから、そういう延長線上に先生御指摘の信用事業分離論というのがございまして、これは今回農政審の中でも大きな議論になつたところでございます。ただ、農政審の中では、引き続き総合事業の一環として信用事業を営んでいくことが意義があるというふうに整理された。

私は、今度農政審の、いろいろ御指摘いただきましたが、その中で大変私は心強い整理であつたというふうに思います。なぜならば、私の書いたものは本来経済事業がやはり主流であるべきであつて、そういう経済事業を通じて職能組合としての

管法の理念からいえはそういうことになるなりう。しかしながら、食管法というのはきれいさっぱりなくなつた。米価というのは御案内のとおり下がつてゐるわけですね。そして協同組合の理念であつたところの、恐らく昭和二十二年にイメージをされておつた農家というのは、それこそ協同組合の原点であるように、お百姓さんはみんな中小零細で、それぞれは借用がなくて一般金融機関からお金を借りられないから預ける、そしてまた預けた見返りとしていつかは借り入れる、そういう相互金融の概念というものが協同組合法だったのであるう。

しかしながら、先ほど申し上げたように、お米の値段はどんどん下がる。農外収入によつてかどうかは別にして、本当に昭和二十二年にイメージをしておつた、貧しくて零細で一般金融機関からお金が借りられないという状況は一変したと言つて私は過言ではないと思つてゐる。

それから、先ほど来陳述に対する質疑の中でも皆

様方お述べのよう、本法案はほかの改革法案とともに歩調を合わせるものですから、このことを私は賛成すべきものだというふうに理解をいたしております。

しかしながら、本当によりも情勢がここまで激変した今日となつては、農業協同組合法自体を本当に抜本的に改正をしていかなければ、JAが地域に奉仕し発展する、そういうような組織としてさらに発展していくことは難しいではなかろうかという認識を持っております。その法改正は、私は早ければ早い方がいい、農業基本法とあわせてでも急いで改正をしていかなければいけないというふうに思つておるところでございます。

○松旭参考人 大変な基本問題でお答えがなかなかまともならないんですが、私、ちょっと角度を変えますと、日ごろ思つておりますことの一つに、

我々農協の組合員自体のやはり意識が変わつてきているということ、それから、農協の組織も五十年たつて結構組織疲労みたいなものも起こしている、そういうことを前提に考えますと、農協法改正はともかくとして、私は、五十年たつた農協のあり方というものをやはりきちっと我々自身考え方直すという一つの契機かななどうふうに思つております。

さて、今まで各参考人の御意見を聴取した中で、大変ためになることもお話を承つたわけでありますが、私は、やはりこの農協が肥大型化してしまつた、金融はもちろんございますが、協同組合組織の金融の存在意義あるいは基本理念というものが、相互扶助理念というものがもたられないことがあります。

さて、今回の住専問題を見ましても、この農協二法の改革は、それは大変必要だと思います。しかし、忘れてはならないことは、単協の方々あるいは、JAの方々がよく申しますのであります。

○栗原本國務大臣 今回の法案では、栗原先生御承認のように、農協系統の組織再編、つまり、単協の合併であるとか組織二段を図るとともに、業務執行体制、監査体制の強化などによりまして、経営の健全化策を講じることにいたしております。それだけではございませんで、法律だけではなくて、農協系統自身も、法案を踏まえまして自己改革の努力をしようとしている、この点も非常に重要なことです。

今申し上げましたようなこの二つのことが、法

案と系統の努力、これが相ましまして農協の事業

に対する借り入れの期待が大変低くなつてゐるわけがありますが、そういう中で、やはり農協の単協だけでは金は消化できないということで、農協法のシステムの中から、上部信用団体、県信連あるいはまた農林中金に金が吸い上がつていて、これはまた農林中金に金が吸い上がつていて、これはまた農協の低利融資とか、あるいはまた金融安定化基金の二百億、あるいは新基金の一千五百億など、大農家の負担が大きくなつてゐるわけであります。

贈与だけ見ましても、農家戸数三百四十四万戸で割ると、一戸当たり約十五万円の農家負担であると言つておる。さらにそこにまた財政支出で六千八百億、これらもやはり農家の方も税等いろいろ負担するわけですから。そういう中で、私は今この住専問題、今回の農協二法の改革は、住専問題の処理の後始末のみならず、やはり農協のいわゆる不良債権等の問題をどのように処理するかということで、本改革法案の根本的な問題があると思います。

先ほど、ある委員からもこの住専問題の責任問

題が云々されておりますが、そのとおりで、いつ

の間にか責任が不明確の中で進んでいる、そこにはこの農協二法の改革法案が通ることによってその

ような責任問題が回避されるとしたらとんでもない

ことになります。

さて、その中で、今回のこの改正によりまして、

心にこのように金を吸い上げていつたか。その中

でこの資金の運用の規制の緩和をたびたび私は、

実はここにきょうも石原審議官も堤経済局長もお

られます。この委員会でも主張してまいつたわ

けであります。やはり員外貸し付けの枠を増して、

農協の健全経営をやるべきだということとも主張し

てきたつもりではあります。

さて、その中で、今回のこの改正によりまして、

農協系統、特に農協の事業基盤が強化をされるの

かということを、大臣の御所見をひとつお聞きし

たいと思うんです。

○栗原本國務大臣 今回の法案では、栗原先生御承

認のように、農協系統の組織再編、つまり、単協の

合併であるとか組織二段を図るとともに、業務執

行体制、監査体制の強化などによりまして、経営

の健全化策を講じることにいたしております。そ

れだけではございませんで、法律だけではなくて、

農協系統自身も、法案を踏まえまして自己改革の

努力をしようとしている、この点も非常に重要な

ことだと思います。

今申し上げましたようなこの二つのことが、法

案と系統の努力、これが相ましまして農協の事業

対する借り入れの期待が大変低くなつてゐるわけ

であります。

さて、今回の法律は、特に農協の方の法律は、業

務体制の強化をして常勤役員の兼職を禁止する

か、あるいはまた新しく農協の経営管理委員会と

いうものを設置できるんだ、そして、この管理委

員会が大きな役目を負うんだとか、あるいはまた

自己資本の内部留保の充実を図らねばならない、

どちら、実態に即して責任を持つて行わねばならない

ものだというふうに考えております。またいろいろ御教導を賜りたいと思います。

以上で終わります。

○石破委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただ

きました、まさにありがとうございます。当

委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

○石橋委員長 これより両案について質疑に入ります。

○栗原(博)委員 先般の委員会で米価に関しまし

て質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。栗原博久君。

○石橋委員長 これより両案について質疑に入ります。

○栗原(博)委員 先般の委員会で米価に関しまし

て質疑の申し出がありますので、順次これを許し

の基盤が強化される、かように考えております。
○栗原(博)委員 私は、今農協の、単協の賃貸率等を見ますと、やはり賃貸率を高めねばならない、これが農協の健全経営につながると思っております。

ちょっと資料を見てみますと、約十四年前に比べまして、農協が組合員に貸し付けしているのが約一・五倍ふえている。員外、地方公共団体等も含みますが、それが約三・七倍になっている。ところが、本当の純粋な員外、企業等が七・五倍であるわけですね。やはり、ふえておりますこの員外貸し付けをいかにふやすかということが、これが農協の健全経営になる、賃貸率の向上になる。例えば農協は、昭和五十五年は四二・三%の賃貸率だった。十四年たつました平成六年には二七・八%であるというふうに物すごく低下しておる。ほかの信用組合とかあるいはまた信用金庫あるいは地方銀行、都市銀行等はすべて八〇%台、大体七九から八〇%台で十四年前、昭和五十五年から今日まで推移をしておるわけであります。

協の組織改革を進める二つの法案が提出をされた
わけですが、私の感じとしては、もう少し
早目にこの法案というものを出してほしかった
な、こんな思いをいたしているわけであります。

と申しますのは、既に農協系統では昭和六十三年の全国JA大会において、いわゆる本格的な金融の自由化とか、規制緩和であるとか、さらには組合員の多様なニーズにこたえていくために競争力のある、足腰の強い、そういう農協にしなければならないということで、当時は三千七百ぐらいの農協があつたわけですが、これを一千ぐらいいの農協に広域合併を進めましょう、そしてこれをベースにして、事業あるいは組織の一段階制化を目指しましよう、こういう決議をしたわけでございます。

○藤本國務大臣 御意見につきましては、私も大
方の点は同様な考え方であります。
○熊谷(市)委員 それでは次に、内容の方に入ら
せていただきますが、まず先ほどからも、農協の
理念ということについてかなりいろいろな議論が
思つてゐるわけですが、その点についての大臣の
御見解をまずお聞きしたいと思います。

なされたわけであります。今度の法の改正にあつても、農協の性格、協同組合としての性格、理念というものをそのまま温存、継続をさせながら、さらに事業の効率化、合理化というものを目指すために企業的な一つの考え方というか、ビジネス的考え方というものに立つていろいろな要素、要件というものを農協に備えていこうという、そういう考え方方が強くあるわけであります。が、当然、この農協というものは農業者あるいは農家の組織から成り立つて、お互に力を合わせて協力をし合つていくという相互扶助的なものもあるし、農協の事業は利益だけを追求するのじやなくて、奉仕なり還元というものを大事にして行うのであるという大前提があるわけであります。

そこにいわゆる企業体としての合理性あるいは効率性というものを組み入れていくというふうになるわけであります。が、当然、今の時代、いろいろな業態との競合、競争の中で農協というものを經營していくわけでありますから、それなりの合理化の必要性というものは大変大事であるというふうに思つております。

ただ、一般的に考えますと、先ほど岩原先生もおっしゃつたように、非常営利性というものであつても営利というものを追求できないものではないので、十分そこには企業的なものというのも含め加味され、それを実行して差し支えないのである

というよくなお話をもつたわけですが、今まで私たちもそういう考え方の中で農協の経営もやってきたつもりであります。しかし、よその会社、企業体と違って、純然たる

利益追求というだけにもらひきのものがある、これが何となくひっかかるつてくる問題であります。が、協同組合的的理念というものと企業サイド的な効率性というこの両立を図つていくといふことは実際に非常に難しいと思いますが、この二つについての御見解をお聞きいたしたいと思います。

○堤政府委員 農協につきましては、御指摘のように、私どもも、協同組織性、あるいは金融機関について見れば地域協同金融機関というような位置づけということをベースにしながら、最近のやはり金融をめぐります情勢の厳しさの中で、農協もこの日本の中でも金融システムの一員として金融事業をやっていくからには、企業性という言葉をお使いになりましたけれども、効率性、業務執行体制その他につきまして、企業的な性格もきちんと備えていかなければならぬだろう、そういうことも私ども思うわけでございます。その点は、考え方によりましては、ある意味では企業性といふことも当然でございますけれども、今申し上げましたように、日本の金融システムの一員として六十八兆円という膨大な受信を受けまして、大手なお金を預かって事業をやっていくわけでございまますから、金融機関として最低限備えていかなければ、国民の皆様はもちろんのこと、組合員の方、その方々からも、信用の面や、あるいは御不安をお感じになられる、そういうような事態に今至っているのではないかという理解をいたしております。

そういう意味で、協同組織性と企業性の問題はなかなか難しい問題ではございますけれども、今申し上げましたような形で、日本の金融機関の一つとしてやっていくためには最低限このぐらいはきちんとしていくことが、国民の皆様それから組合員の皆様の信頼のためにもベースになものだ、そういう考え方で今回は整理をさせて

いただいてるところでござります。
○熊谷市、委員 これは非常にきめ細かな行政といふものが、指導といふものが大事になつてくると思いますので、実際の法の運用に当たつては、特段にその点御希望申上げておきたいというふうに思います。

次に、時間も余りございませんのではしようて簡単に申し上げますが、今の問題とも若干関連しますけれども、部門別の損益というものを組合員に開示しなければならないことが、これは信用事業を営む農協にあってはという形の中で義務づけられてきていると思ひます。

御承知のよう、日本の農協というのは、発足以来、総合事業という仕組みの中で運用されていました。いろいろな部門というのが有機的な連携、結合というものを持ち合いながら、その一体性という一つのうまみを出しながら経営をしてきたというふうに我々は考えているわけあります。部門別の損益というものを独立採算というふうに、あるいは言葉をかえれば解釈ができるのかなと思いますが、一つ一つそういう部門を抜き出して、採算性あるいは不採算性という形で、その数字の結果だけで評価をして適正云々ということを一概に論ずるということの難しさというものが一つ出てくるのではないかなどというふうに思います。

先ほども大分営農指導事業の必要性というものが出てまいりましたが、現在の営農指導というものの大体八割ぐらいは一般会計の中から繰り入れをして補てんをしながら事業を強化している。この補てんというのは、収益部門である信用なり共済の方から回されてくるという性格もあるわけになりますが、一つ一つの独立採算性というものが要請されると、指導事業にできるだけ回さないといふか、自分の部門を守るという、そういう殻に閉じこもってしまうて、本来の総合性の發揮というものが薄れてしまふやしないかな、それが指導事業の中の足を引っ張ることにならないかなと、いう心配というか懸念がなされるわけでありま

そういうことで、具体的に一〇〇〇年という区切りをつけまして、今一千二百あります単協をしていくとか、あるいは戦後營々としてやってまいりました三段階を二段階に移行するとか、それから業務執行本部をつくるとか、そ

されているわけであります、一部報道によりますと、その大蔵、農水のあるいは労働省なんかを含めた、こういうものにしよう、一つのものにしてしまおうというような議論も進んでいるようですが、現状のこの進行状況、討議状況といふものにつき、どう改めて、ござります。

と、それから農政上の側面から見るものでは視点が違いますので、私どもとしては、そういう意味での考え方というものを基本に置いて、この問題には対処していきたいというふうに考えております。

けないというふうに私どもは痛感いたしておりました。○堀込委員 今議論をされている中で今のような問題をぜひ消化をいただきたいな、こういうふうに思います。

うふうに思つております。
それから、私どもとしましても、今御指摘のよ
うに、農協全体を指導監督する立場にありまし
た者にてござりて、こういつに至るに當つては、こ
いた自己改革に真剣に取り組んできているとい

○堤政府委員 金融機関の検査・監督体制の方につきましては、現在議論がさまざまの意味で行われておるわけでございますが、私どもの今の農協検査ということの実態からまず申し上げさせ

○堺辺委員 この辺は多少前の国会でも金融關係で議論があつたところなのでございまして、今御説明があつたとおり、共管というのは確かにそのとおりだうというふうに思うのです。問題は、いろいろな、住專みたいな事件が起きたときに、

そこで、先ほど以来議論をされていますJAの経営あるいは農協金融の経営というのは大丈夫なのかというの、やはり国民的に関心のある方、非常に心配をされている面があるわけでありまして、やはりそういう意味でいろいろな点を明確に

お願いしているところでござります。

は、信用事業のほかに経済事業というふうに、農協の場合は、銀行の場合は、総合事業体としてありますので、そういう意味では総合事業体といふことになりますし、かつて、信用事業と経済事業、信用事業と共に共済事業あるいは指導事業、なかなか切り離しがたいという裏表みたいな状況でございます。そういう二面性がござりますので、農水省は從来から農政上の観点から、中金あるいは信連、単協といった農協信用事業についての監査、検査、監督をしてまいりました。

他方、大蔵省はどうかと申し上げますと、大蔵省も、銀行、地銀その他の管理監督をしているわけですが、

これは検査・監督上、大蔵省の責任は、一体どこまで、農水省の責任は、一体どこまで、いう問題について何か非常にあいまいになりやすい。そういう意味では、確かに金融システムとして大蔵省なんでしょう。いろいろな問題上、やはり農水省が一方で主体はやはり持っていくのだろうというふうに思います。

ぜひその辺は、共管というのがいいのだけれども、何か責任のなすり合いといいますか、そういうことになりはしないかというおそれを持つわけですが、いかがですか、ちょっと見解を。

しておく必要があるのではないか。問題は、やはり不良債権の処理があるでしょう。これも金融特では、最初は五百五十億、ノンバンク向け融資があつて、これは開示基準が違つたので最終的には三千億を超えて、今五千二十一億円ぐらいですか、そういう状況になつてているという状態がございます。ノンバンク向けでも、これはいろいろなものが中身としてはあるのでしよう。しかし、そういう数字が出ていて、一方で、ここで五兆五千億の住専元本返済があり、そのうち一兆二千億、あれですか、いろいろ差し引きますと、三兆千ぐらいのものを運用しなければならないという

いずれにしましても、こういった住専問題のいろいろな意味での見直し、反省の上に立ちまして、農協のリストラを系統とともに強力に進めてまいりたいというふうに思つていろいろございます。

けでございますけれども、これは日本の金融システムの一員としての中金あるいは信連あるいは単協、それぞれ信用事業をやっております場合につきましては、これはやはり金融という側面から横断的に見なければいけないだろうという側面か

ようなお話があつたこと、私どもに対する御批判があつたことを私も承知いたしております。ただ、この問題は、それぞれやはり農政上の観点から、単に信用事業だけでなしに、経済事業であるとか、共済事業であるとか営農指導事業を見なければい

○堀込委員 そこで、行政の検査・監督の問題について一点だけお伺いをしておきたいわけですが、金融健全化法案以来、大蔵省改革という議論が起つてまいりました。そして、検査・監督を分離すべきではないかという議論が今盛んにいろいろな場所でされてゐるわけであります。そこで、この農協関係、JA関係の検査はあるいは監督は、一体これは大蔵省でやるのか農水省でやるのか。先ほど三塚大蔵大臣は「今の検査は一応農水省が主体であり、大蔵省とも連絡をとつてやつておる、こういう答弁がございました。今大蔵省改革の中で検査・監督の分離問題が議論を

ら、大蔵省もそういう意味では検査・監督権限を握っています。また、いわば共管という形になつております。

したがいまして、私ども、新しい金融庁がどういう形になるかということについてはまだ予断を許さないわけでございますけれども、仮に検査あるいは監督がそういう形で新しい金融庁に大蔵省から移るということであれば、それは私どもと大蔵省との間で持つておりました共管関係がそのまま移行するということとしてとらえるべきではないか。そうでないと、金融の側面から見るもの

けない、かつ、その関係が不即不離だということからそれがたい面がござりますから、農政上の観点から農水省が見るのはこれまた当然であろうと思ひます。他方、銀行とかそういった統一的な基準で、金融システムという観点から大蔵省が検査をしなければいけないということもこれまた理屈があると思つております。

○堀辰委員 前の国会におきましたでも農協系統の不良債権問題が非常に大きく取り上げられたわけでございます。先生今御指摘のように、ことしの三月段階での数字につきましては概数で申し上げたわけでございますが、その後よく調査するようになつておられます。最近、九月時点でもう一回見直していくますというと、不良債権の額が二千九百億ほどになつております。いたしましても、その概数とほぼ同じ五千億台の不良債権というふうになつております。まさに、何といいますか、金利減免債権等の扱いの中で、経営再建のめどがついたので金利減免から外してくるというような対応措置がとられましたので、二千億円ぐらゐの減というふうになつております。

こういった形の不良債権というものが農協経営にとつてはどうかということについての御心配を非常にいただいているわけでございますが、これは私どもとしましては、当然ながら、それぞれの経営において生じました不良債権でございますので、それぞれの経営の中で自己努力でもつてきちんと処理されなければならない。その点につきましては、住専に対します財政資金との関係においては、今後のノンバンク等の処理については公的負担には一切迷惑をかけないとということで対応されてきたわけでございますし、当然ながら農協信用事業関係者もそのことを胸に置いて自己処理という形の中で対応していくものと思っております。

いるですか、そういうものが相当低下をしてきて、いるというふうに思われるを得ないわけです。それから二つ目には、このままでいますと農協の経営というのはいろいろなところで難しさを増していくだろう、結論的にそういう認識を持たざるを得ないわけであります。JAのシェアが、販売でも購買でも、それから信用事業、九〇年代に入つてじりじりと落ちてきてているという現象が現実にあるわけでありまして、例えば農家貯金、七五年ごろは四三%もJAに集まつたけれども、今はもう三〇%ちょっとぐらいになつてゐるとか、農家が借り入れるのも、七〇年代には五割から六割の人が農協から借りておつた。今は相当、これが二〇%台に下がつておるというような事情もござります。これは、別段信用事業だけではなくして、統計数字を見る限り、販売もこれは米を含めて少しずつ系統のシェアが落ちてゐる現象が九〇年代に入つて実は出でてゐるわけであります。そういうことを見ますと、ここはやはり抜本的な事業改革というのがなされないと、将来の経営は大変なことになるのではないかという認識を持つ必要があるのでないか。

つまり、農家組合員が徐々に徐々にJAから離れて、事業が伸び悩んでいる、そして、九〇年代初頭には二%ぐらいあつた農協の最大の収入源であつた利ぎやも、今は一%ぐらいになつて大変厳しくなつてゐるといふ、こういう事情があるわけであります。先ほど参考人質疑でも申し上げましたが、そういうふうに苦しくなると、やはり利ぎや稼ぎにどこかで走らなければいけない。まあ政府保証つきの債権、住専なんかに飛びつくのは、これはもうどうしてもそうなつてしまふのではないかという氣がするわけですね。やはり根の深い危機が進行しているのではないか。

そういう意味で、私は、この法案は、じりじり立て直す、そういうバックアップ体制をつくるためなんだ、こういう認識が必要なのではないか。つまり、単なる信用事業云々という話だけではなく

くして、この法案を切り口にしながら、JAにもそういう危機的な経営を開拓するために本当に一丸となつて頑張つてもらつというような指導監督がこれから必要なのではないかという認識を実は私は持つてゐるわけですが、農水省としての御見解をお聞かせください。

○堤政府委員 今先生が、単に信用事業だけではなくこれを切り口としてということをまさにおっしゃいましたけれども、私どもも全く基本的に同じでございます。

農協の現下におきます状況というのは、単に信用事業の問題だけではないというふうに思つております。先ほども御指摘ありましたように、経済事業部門におきましても、肥料でありますとか畜産の部門でありますとか、そういう部門につきましても、やはりシェアが確実に下がつてきております。そういうことで、私どもとしては、やはり農家が非常に意識が多様化するということと、それから農村自体也非常に多様化するという中で、農協がどうやってそういう多様化した農家の方々や准組合員の方も含めまして引きつけることができるのか?ということが、非常にこれからは重要な問題だというふうに思つております。

そういう意味で、それは単に信用事業の問題だけにとどまりませず、経済事業や、あるいは當農指導事業や共済事業や、全体としての農協のあり方ということに基点を置いて、その中の対応をしていくものというふうに思つております。

したがいまして、今回の農協リストラにつきましても、今回、法律といたしましては農林中金と信連の合併ができませんのでその点お願いしてございますが、視野としましては、全農とそれからして、三十五万人体制、もつとこれをスリム化すべきだ、農家の負担をもつと軽減化すべきだといやや肥大化したという言葉がいかかうかは別にして、三十五万人体制、もつとこれをスリム化するような御批判もござりますし、それから、そういう中で業務執行能力を高めるべきだというふう

な、そういう二つの御要請に沿いながら対応していきたいとそういうふうに思つております。この点につきましては、先ほどの参考人質疑の際にも参考人から話がございましたように、農協自体としても、もとより、単に信用事業の問題だけではなしに農協全体が問われている問題というふうに理解をしている、私どももそういうふうに理解をいたしております。

○堀込委員 そういう意味で、私は、この法案、系統の二段階、そして広域合併もやらなければならぬという立場で、なおかつ心配をしながら申し上げたいのです。

一つは、大型合併農協、既に幾つかあるわけでありますから、経営状態を見ると、まだ、未合併といいますか中堅のJAと比べて、そう経営が改善されていないという実態が、統計を見る限りあるのではないか。先ほども、参考人の見解によれば、これはまだ農協はなかなか支所や出先の施設は農家の意向があつて統合できないとか、あるいは合併するときに高い資金のところに合わせるとかおっしゃつておりましたけれども、しかし、そういうことを含めてもなかなか少し合併の効果は出てこないのだろうかという疑問を持たざるを得ません。

それから、系統二段で、全農、単協、全農とJAで何か購買品の一部直接の取引を始められたというふうに聞いておりますが、これも果たして本当にメリットを生んでいるのかどうかということを見ますと、私が心配しますのは、そのことにお答えをいただきたいということと同時に、大型合併をすれば農協の危機は克服できるのだよ、系統を二段にすれば真ん中の手数料がなくなつて安いものが自然に農家に供給できるのですよみたいな、何か安易なところがあるのではないか。

やはり、先ほどの質問で申し上げましたような危機意識を持つて末端からの事業革新をきちんとやっていく、そういう考え方方に立つてやらないと、私は、今の農協の危機は克服できないのではないかという問題意識を実は持っているわけであります。

連の地区内における農業者その他の信用事業の利用者の利便に支障を生じないこと、これは多分、言つてはよくわかるわけです。私どもが心配するのは、今信連が果たしているいろいろな役割、これ本当に中金さんができるのかねというのではなく、ちょっと心配になるわけですね。

ですから、単協の補完機能だということはそれわかるのですけれども、しかし、現実に今、各県の信連は地域金融機関として重要なさまざまな役割を果たしている。これは中金でそのかわる役割がきちんとできなければ、主務大臣は認可になりませんよということなんだろうと思うのですけれども、この判断基準は何かあるんですか。

○堀政府委員 今回の法律におきまして、今御指摘の三点、基準をつくております。統合が系統信用事業全体の効率化及び健全な発展に資するものであること、統合を行つ信連の地区内におきます農業者等の利便に支障を生じないこと、統合後の農林中金の業務運営の健全性が確保されることといふことで、全体としての農協の信用事業を弱めないようにしなければいけない、そういうことが貢献しておりますし、かつ、今おっしゃいまして利用者に不便があつてもいけないということでござります。

そういう意味では、今回の統合法によりまして、農林中金が従来信連が貸し付けることができて自分で貸し付けることができないものにつきましても、当分の間これを貸し出すことができる、そういうことの措置も講じておりますし、そういう意味では、信連の地区内における農業者等の方々に不便を生じないような措置をあわせて講じるということにしておりますので、そういうこととがきちんととられているかどうかということを見なから認可をしていくということを考えております。

○堀込委員 そこで、もう一点だけ、農政審答申でも決して経営の悪い信連の赤字救済ではない、こういうふうに言つているのですが、しかし、どうなんでしょうか。答弁として言いにくいかもし

れませんけれども、現実に救済を必要としている、あるいは想定しなければならないというようないふうに思つて、ころもあるのですか、ないのでしょうか。例えば、決算承認団体になつて、信連なんかも現にある、というふうにお聞きをして、今信連が果たしてい、そういう意味では、農水省も組織対策室などいろいろ御検討されたでしようが、その辺ちょっと聞かせてください。

○堀政府委員 御指摘のように、決算承認団体といふ言葉がございまして、信連の中にも、経営が非常に厳しいものも確かにございます。今回、信連として農林中金と統合したいという形で既に手が挙がっている信連が十五ほどござりますけれども、基本的に経営状況がいいものあるいは悪いもの、いろいろなものが入つて、信連の統合といいますものが農協信用事業全体の力を弱めるということになつてしまつたのでは、これは本末転倒になつてしまふのではないか。逆に、そういうことを安易に認めたら、信連の経営が、非常にモラルハザードといいますか、安易に流れしまつて、中金と統合すればいいんだ、こういうことになつては健全にやつておられる信連あるいは農林中金、他の単協の方々、それから先ほどもお話をございましたように、農林中金をとれば、森林組合でありますとか漁協でありますとか、そういうところにも影響するわけでございますので、そういう意味で、安易な統合ということはやはり控えなければならない。そういうことで、先ほど申し上げました基準が設けられているというふうに理解をいたしております。

いずれにしましても、信連が農林中金と統合します場合に、先ほどお話しのように、不良債権等を抱えているような県信連におきましては、やはり保有資産を売却していくなど、それから人員を削減していくなど、あるいは施設の統廃合をしていくなど、それから会員組合の御協力、御理解を得て、出資増資といった形で対応していくなどと見ております。

いうことで、基本的には県内処理ということではなく、いかにいかないのではないかとうに思つておられます。

○堀込委員 そういう心配やら、今申し上げましたように、果たして中金が、今信連が果たしてい、あるいは想定しなければならないものも確かにござります。

○堀政府委員 そういう心配やら、今申し上げましたように、果たして中金が、今信連が果たしてい、あるいは想定しなければならないものも確かにござります。

おきます資金運用ができるよう、今回の措置を講じて、これから農協も単協合併等によつて力をつけてくるということでございます。それから、他方、これから農協も単協合併等によつて力をつけて、自身の貸付範囲の拡大とともに、両々相互通じて、資金の運用ということの運営なきを期してまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 そういう心配やら、もう一つは、自己運用、それから上部への運用、この三つがバランスのとれた形で何とかできるように、今回の、四十六兆ぐらいあるわけでありまして、これは、中金としてはそれらを含めた資金運用ということを、体制をつくり上げていかなければならぬ。そういうわけでありまして、もしこれが、一挙に中金としてはそれらを含めた資金運用といふことは、いづれにしましても、今回の統合といいますものが農協信用事業全体の力を弱めるということになつてしまつたのでは、これは本末転倒になつてしまふのではないか。逆に、そういうことを安易に認めたら、信連の経営が、非常にモラルハザードといいますか、安易に流れしまつて、中金と統合すればいいんだ、こういうことになつては健全にやつておられる信連あるいは農林中金、他の単協の方々、それから先ほどもお話をございましたように、農林中金をとれば、森林組合でありますとか漁協でありますとか、そういうところにも影響するわけでございますので、そういう意味で、安易な統合ということはやはり控えなければならない。そういうことで、先ほど申し上げました基準が設けられているというふうに理解をいたしております。

○堀政府委員 御指摘のように、農協全体の預金が六十八兆円、それから信連に四十六兆円、それから中金に二十八兆円、ということで預金がされております。そういったものを、例えば中金でありますと、自分で貸付先を見つけて貸し出しをしていく、それから資金運用をしていく、それから海外へ使って、それでまた資金運用をしていく、そんな形の対応をしているわけございまして、そういう意味で、統合が進んでくると、この辺に伴いまして、御指摘のように、農林中金の資金量はやはり拡大する方向に行くというふうに思ひます。

したがいまして、今回につきましても、やはり農林中金がこの農協系統資金の最終運用者としての立場という機能を十全に果たせますように、非居住者と言つておるわけございますが、海外に金、それから信連から単協への奨励金、そういう

御質問でございまして、いろいろな前提を置いて、でも恐らく確たるものには申し上げにくいわけござりますが、今先生御指摘のように、単協の経営にとりまして、農林中金から信連への各種の奨励金、それから信連から単協への奨励金、そういう

たものの水準いがんによつて単協の経営といふことが大きく左右されるであろうということはもう御指摘のとおりと思います。それぞれの地域によつて差はあるらうかと思ひますが、基本的にそ

いずれにしましても、今回の制度改革、リストラによりまして、組織一段ということを進めてくるということと、さまざまな意味での合理化努力ということをやることによりまして、言つてみれば従来の信連が保証しておりますような還元水準が、信連がなくなつて農林中金と単協といふふうになりましたときに、そこは確保されるといいますか、そういうことが一番望ましいわけでござりますけれども、そういつた、今申し上げましたような努力に向けて、やはり関係者の方々が汗をかいていくことになるだろうということだけ申し上げさせていただきます。

○畠込委員 そういう答弁しかやはりできないのだろうというふうに思います。ただ、これは単協の経営にとつては死活問題になるわけでありまして、したがいまして、その辺は行政面からの適切な指導もいただきたいなということを要望させていただきましたと存じます。

いたなけれども、やはりバブルの発生、崩壊の過程の中で、非常にリスクが生じたにもかかわらず、十分な監査体制ができていなかつたのではないかといふ大変強い御批判がございました。そういう中で、今おっしゃいましたように、員外監事、常勤監事、それから外部監査という形の中での対応がそれぞれの金融業態の中でとられてきた、そのとおりでございます。

業の信頼を回復し、そしてそのためには「他の金融業態と同等の措置」と言つてゐるので、ここはなにか中央会監査をわざわざ義務規定に入れたのか、ここがどうしても理解できないのですが、もうう

会が公認会計士あるいは事務所の方と契約をして
公認会計士を必置にする、そのことによつて公認
会計士の方々のノウハウを活用する、そういうこ
とによつて中央会の監査が従来に比べて格段にレ
ベルアップするであろう、そういう意味で申し上
げたわけでござります。

○堀込委員 そうすると、中央会に嘱託がなんか
で来るかしれませんけれども、来られるであらう

○堤政府委員 今回の私どもの法的な手当ては、
基本的には農政審の答申に沿つたものというふうに理解をいたしております。員外監事、常勤監査官については他と全く同じものを入れて、かつ外部監査につきましては他と同等のといいますか、
同等と見られるものを入れていく。そういう同等として見られるものとしては、やはり中央会監査部を使いますけれども、先ほども御説明いたしましたように、従来置いておりませんでした公認会計士を必置するということで、公認会計士の方々のノウハウを使わせていただいて、そのレベルを上げた上で監査体制を強化する、こういう考え方でござ
ります。

卷之二

整理をいたしましたものでございます。

きちんととした監査が行われているな、ちゃんと入っているな、そういうような状態になれますように、公認会計士の活用ということになります。工夫をしていきたいというふうに思っております。

置」と言つてゐる。いや、同等の措置なんですよとおっしゃるけれども、それには今の答弁では、レベルを上げた上だと、こうなつてゐる。レベルが上がらないところはどうするのですか。

○堤政府委員 レベルを上げてというふうに私申しましたのは、農協中央会にちゃんと農協中央

で済む、いわゆる從来の中央会監査だけで済む農協があつても仕方がないということになりはしませんか。

○堀政府委員 中央会監査は決算以外の業務監査をやつておりますので、これは從来どおり中央会の監査ということで、任意監査といいますか、と云うことができるとは御存じのとおりでござります。

今問題は決算監査といつてことでございまして、これはほかの業態の場合もそうでございます。が、出資金一千億円以上とか二千億円以上とか、そういうところの信金、労金等についての監査ということでございまして、そこは横並びはきちんと私ども見ていただきたいというふうに思つております。

いずれにしましても、公認会計士を、今まで中央会の監査という中に必置という形になつておましでしたものを、きちんと契約で必置というふうに考えておりますし、かつ、必置といふからには単に置けばよいというものではございませんので、先ほど申し上げましたよつた形で、十分外部の方の目が入つてゐるな、そういう監査になつてゐるなどにわかります。ような形での活用の仕方ということにつきまして、これから系統の方とも十分話ををしていただきたいとふうに考えております。

○堀込委員 農協金融がこれだけ世間の注目を集め、しかもJAによつては幾つか不祥事も起きていることも事実でございまして、そういう意味では、きちんとした体制をつくることの方が将来のJAにとつていいのではないかという立場で、今申し上げてゐるのです。

大蔵省、お見えでござりますか。——大蔵省として、この今の中会監査で、信金、信組、労金など、これらの他金融並みの監査が期待でける、これまで問題なしという見解でござりますか。法案をつくるときに相談があつたと思ひますが、どうですか。

○佐藤説明員 ただいま御指摘いただきましたとおり、先般成立いたしました健全性確保法によりまして一定規模以上の協同組織金融機関に義務づけられました外部監査に当たるものとして、農林系統金融機関につきましては、今般の法案で中央会監査の強化等の措置を導入していけるということとござります。これはいずれも、御案内のとおり、金融の自由化が進展する中で、自己責任原則の徹底、市場規律に立脚した金融機関の経営体制の確立が急務である。こういう問題意識に立つての話でございまして、そこは全く共通をいたしております。わけでござります。

したがいまして、ここで中央会監査の今般の措置について重要なことは、一つは、先ほど農水省の方からもお答えございましたように、監査の質の確保、それからもう一つは監査を行う中央会と監査を受ける組合との間のある種の緊張関係、こういうものが確保されるということが大事ではないかというふうに考えた次第でござります。そういう視点から見ましたときに、今般の措置というのは、一つは先ほど來議論にておりましたように、各中央会に公認会計士の設置が義務づけられ、かつ公認会計士が相当程度の関与を行ふとともに、それからこれも他の業態と並びでございますけれども、監査に当たる中央会に対しまして、一定のケースの場合には罰則が適用されるといったようなことがあります。こういったことと組み合わされて導入されるものでござりますので、全体として見たときに、監査の質の確保、中央会と監査を受ける組合との間の緊張関係、こういったものの確保が他の業態について導入されます外部監査と同様の効果を期待できるのではないか、こういうふうに考えた次第でございまます。

○堀込委員 大蔵省、もう一つお願ひします。一定規模以上の信用金庫、員外預金比率以上の労働金庫、信組、農林中金は、この公認会計士または監査法人の監査でなければならない。まあ中金も入つてゐるんですけども、一定規模以上の信連、JAは、そういう条件さえあれば中央会でよ

いとするその理由はどういうことですか。今おつしやつたことですか。もう一度言つてください。

つまり、他は外部監査ですよ、こちらは中央会でも、なぜ容認できるのかということなんですね。

○佐藤説明員 質問の御趣旨を取り違えていればお許しいただきたいのですけれども、他の協同組織金融機関、信用金庫等につきましても、一定規模以上のものについて外部監査を義務づける、こういう措置をとつたわけでござります。これは、全体の金融システムに与える影響あるいは地域経済等に与える影響が相当大きいということで、そういう規模の大きな金融機関はより大きな責務があるであろうという考え方によつたものであらうかと思います。

それで、系統金融機関につきましても、これは今後法律が成立いたしました後、政省令等で基準を定めていくということになろうかと思いますけれども、その範囲につきましては、他の業態と比べて、これが狭い範囲になつてしまつ、緩いものになるということにならないように、そういう考え方で御相談を申し上げていきたいと思っております。

○堀込委員 よくわかりました。大蔵省としては、監査の質の確保、あるいは中央会とJAの緊張関係とか、そういうものが担保された上で、この中央会の監査も容認した、こうしたことですね、早く言え。つまり、大蔵省としては外部監査の方がいいんだけれども、しかし農林省の方で何かあって、まあこれでもよいということを認めたわけですよ。

そこで、大蔵省、もう一つお願いします。一定規模以上の信連、JAが、もし、中央会監査は受けません、そのかわり監査法人、公認会計士監査を受けてきちんと書類を出します、こう言った場合、どうですか、大蔵省としては、

う形になつてゐるわけでござります。

それで、御指摘のようなケースにつきまして、実際の個々の事情がそれをあります。けれども、そういう個々の事情を踏まえて、ケース・バイ・ケースで何らかの対応を工夫していくこと、それは私の独断で申し上げ得る話ではございません。この辺は私の独断で申し上げ得る話ではございませんので、農水省の方でお考えになつて、また御相談を申し上げていきたいと思っております。

○堀込委員 そのとおりなんですね。大蔵省としては、他の金融機関と同じく監査法人の監査を受けなければそれでいいです、こう言つておられるわけですよ。だから、中央会監査のこの規定につきましては、この法律はやはり欠陥を持つてゐるわけですね。会計監査もしくは中央会監査を受けなければならぬ、こう法律に書くべきであつたんではよね。そういう農協が現に出たら、それはケーズ・バイ・ケースになるのか、農水省でそれは対応することになるだろうという今大蔵省の課長の答弁です。

もしJAが、他の金融機関並みに厳しい監査を監査法人から受けたい、公認会計士の監査を受けたいと言つたら、農水省、どうしますか。それでも中央会監査をさらに義務づけますか。この法律はやはり欠陥だと思うのですが、どうですか。

○堀政府委員 先ほどから申し上げておりますような理由で、私もとしましては、外部監査と同等のものという形で中央会監査をレベルアップした上で、これを義務づけているわけでござります。

この点につきましては、系統全体としてのさまざまな議論の中におきまして、そういうものとしまして、きちんと中央会監査を受けないという組合が本当に出てくらべますか、合意ができた上での対応といふふうに思つております。そういう意味では、中央会監査を受けないという組合が本当に出てくらべますか、ちょっと私のところはそこは今の段階ではわかりません。

いずれにしましても、もし仮に、中央会監査を

した上で、なおかつ公認会計士の監査を受けてみたいということであれば、これ自体は何も排除されているわけではございませんので、そのことは可能であろうかというふうに思っております。

○堀込委員 そこはやはり物事が逆でして、本来、他の金融機関並みの厳しい外部監査を入れるのであります。これがあつて、しかし系統農協には中央会監査といふものが歴史的にあるから、これを生かしてもいいよという法律にすべきなのです。

だから、今の答弁は、そこは系統農協の全体会合意ということでありますが、現実に、私は、ディスクロージャーの問題についても、平成十年なんて言わないので、もうと早めるJAも出るだろうし、信連も出るだろう。それから、もっと厳しい外部監査を自主的に受けようというJAも出ると思うのですよ。これらについて法的な措置をきちんとおかない、これはやはりこの法律の一つのミステーク、こういうふうに指摘せざるを得ないのあります。

答弁ありがとうございます。あつたらそれで終わります。

○堤政府委員 いろいろ御指摘ございますけれども、私どもとしましては、監査制度につきまして、今、外部監査、中央会の監査でございますけれども、レベルアップをした上で、外部監査というこのほかにも、員外監事、それから常勤監事という形で三つの監査制度、監事制度の改善をやつておりますので、この三つの強化されました監事監査制度でもって農協の経営の遺憾なきを期してまいりたい、そういう運用をさせていただきたいというふうに思っております。

○堀込委員 また議論をさせていただくことにして、時間が来たので終わります。

○石橋委員長 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 初めに申し上げますが、農業協同組合は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農協法にも明記されているとおり、組合員に対する最大の奉仕を旨とし、當利を目的として事業を営んではならないとされています。すなわち農協は、株式会社のように最大利潤の

追求を目的にするのではなく、各種の事業施設を設置し組合員にこれを利用させるという考え方で事業を営み、こういう手法で事業を行うことによって初めて組合員や地域社会の多様なニーズに見向きもしないであろう當農指導のような非採算部門であつても、組合員のニーズに応じて営んでおります。言いかえれば、この非営利原則のもとで事業を営んで、農協制度が目指す農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上の達成を可能にしてきたものであります。

即してきめ細かなサービスを提供することが可能となるものであります。例えば株式会社であれば見向きもしないであろう當農指導のような非採算部門であつても、組合員のニーズに応じて営んでおります。言いかえれば、この非営利原則のもとで事業を営んで、農協制度が目指す農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上の達成を可能にしてきたものであります。

しかし他方、近年、農村社会の混住化の進展、道路網の整備、交通機関の発展等を背景に他業態の金融機関やいわゆる商業企業が農村社会にまで経済圏を広げ、店舗網の整備等を通じ濃密な事業展開を行つて、農協系統との競合が強まっておりました。そして今後、金融、証券、保険、運送など、あらゆる分野で規制緩和が進展することが見込まれ、農協系統は、他業態との競合の激化やリスクのかかる状況のもとで、農協系統が自己責任の徹底を図り、健全な経営を維持発展させていくためには、経営能力の高い、企業力に強い人材により業務運営を行ふとともに、利潤、余剰の確保を目指して収益性の向上や内部留保の充実を図るといた経営姿勢に転換することが必要だと思慮しております。

今後、農協系統の経営に当たっては、組合員による農業協同組合原則に基づく業務運営の確保の要請と、今後予想される厳しい金融環境や経済情勢のもとでの経営の健全性の確保の要請という相反するような要請を両立させていくことが極めて重要であり、その意味で、今般の農協改革法案は、現在考へ得るぎりぎりのものを盛り込んでいると受けとめております。

しかし、「二十一世紀にふさわしい農協」とは、農家や地域社会に開かれ、その要望するサービスを十分かつて確に提供し得る存在であるとともに、

經濟活動の基盤となる分野での徹底的な規制緩和が進む中で、自己責任のもと強いリーダーシップを發揮し、経営の活性化を促進する存在を常に心がけてもらわなければなりません。このよくな存をを目指すためには、やはり大胆な改革を通じてのみ実現可能と思われます。このよくな観点から、私は、農協改革法案について政府の見解をたどしてみたいと思うわけでございます。

まず大臣にお伺いいたしますが、繰り返すようあります。が、農協系統は、農業者の自主的な相互扶助組織として農協法等に基づいて設立、運営され、経済事業、信用事業、共済事業、指導事業等を総合的に行うことによって農業の振興や農村の活性化に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、農業、農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く状況の変化の中で、農協系統が将来にわたつてその役割を的確に果たしていくためには、その事業、組織の見直しが避けて通れない状況に立ち至つております。特に信用事業については、第一に、金融の自由化、国際化が進展する中で、一層の効率性、専門的業務能力、適切なリスク管理体制が要求される状況になつております。また第二に、バブル経済の発生、崩壊により金融機関の不良債権問題が顕在化する中で、経営における自己健全性確保が不十分であったことなどを踏まえ、金融機関全体として、自己責任原則の高い金融システムの早急な構築が求められています。

そこで、今回この法案による改革で従来と比べどことがどれだけ変わるのが、そして本当に適正な運用が期待されていくことができるのか、ますごのことをお伺いいたします。

○堤政府委員 農協系統につきましては、御指摘のとおり、農協系統は金融機関として十分な住専問題を契機に農協系統は金融機関として十分でない面があつたのも強く指摘されており、さまざまな面での反省と改革努力が必要になつてているとき、私たちも農協系統の健全育成に責任を感じておりますが、このよくな中で、今回、農協改革二法案を提案されました大臣のお考え方をお伺いしますが、このよよりも必要だと私どもも認識をいたしております。

ならないと思いますので、あわせて農協改革に取り組む大臣の決意をますお尋ねいたします。

○藤本國務大臣 御指摘のように、金融の自由化、他業態との競争の激化に加えまして、住専処理方策の策定を機会に農協系統のリストラが強く指摘されたところでございます。したがいまして、農協改革は農業及び農協系統の将来の展望を切り開いていくために避けて通ることのできない重要な課題であろうと認識をいたしております。

そうしたことから信用事業を中心としたましまして、私どもいたしましては、この法案の成立を契機とした農協改革法案を提出したものでございまして、それをございました。私は、農協改革法案について政府の見解をたどしてみたいと思うわけでございます。

まず大臣にお伺いいたしますが、繰り返すようあります。が、農協系統は、農業者の自主的な相互扶助組織として農協法等に基づいて設立、運営され、経済事業、信用事業、共済事業、指導事業等を総合的に行うことによって農業の振興や農村の活性化に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、農業、農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く状況の変化の中で、農協系統が将来にわたつてその役割を的確に果たしていくためには、その事業、組織の見直しが避けて通れない状況に立ち至つております。特に信用事業については、第一に、金融の自由化、国際化が進展する中で、一層の効率性、専門的業務能力、適切なリスク管理体制が要求される状況になつております。また第二に、バブル経済の発生、崩壊により金融機関の不良債権問題が顕在化する中で、経営における自己健全性確保が不十分であったことなどを踏まえ、金融機関全体として、自己責任原則の高い金融システムの早急な構築が求められています。

そこで、今回この法案による改革で従来と比べどことがどれだけ変わるのが、そして本当に適正な運用が期待されていくことができるのか、ますごのことをお伺いいたします。

○堤政府委員 農協系統につきましては、御指摘のように六十八兆円、非常に大きな規模でござりますけれども、賃貸率が非常に低いといったような状況にござります。したがいまして、今後資金運用を改善していくことで、六十八兆円に上ります農協貯金を健全に運用していくということがよりも必要だと私どもも認識をいたしております。

したがいまして、今回の改正におましても、ます農協、単協でございますけれども、これにつきましては、農協、単協が地域金融機関として果たしている役割ということにもかんがみまして指定組合の員外貸し出し規制を緩和いたしております。貯金量の百分の十五となつておりますものをおおむねの二十というふうにしております。それから、員外貸し出し規制の対象外となつております地方公共団体の貸し付けにつきまして償還期限の制限といったものがございましたので、これにつきましても廃止をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

しても、系統の資金の最終的な資金運用機関といふ位置づけにかんがみまして、規制を緩和していくことということで農林中金法を改正いたしまして、海外におきます貸し出し、非居住者貸し出しと言つておりますけれども、この規制緩和を今回の法律でお願いしておるところでございます。

る貸し出しにかかる政令の限定を廃止するとしておりますが、このことは借りられる地方公共団体の需要に応じて幾らでも対応していくというふうに今回の改正でなつていくのでありますか、どうですか。

今回の、先ほどおっしゃいました償還期限の廃
からはも地域金融機関といたしまして系統が地
公団体等への貸し出しを伸ばしていくというこ
とは結構なことだと考えております。
から見ましても非常に安定、安心した貸出先とい
うことで、優良な貸出先というふうに私どもも歓
迎をするわけであります。そういう意味で、こ
れはやはり系統
に高い伸びで伸びております。これはやはり系統
の事情でございますので非常に低いわけでござい
ますけれども、地方公共団体につきましては非常
に高い伸びで伸びております。

止ということにつきましても、そういううつろな考え方の上に立つての改善でござりますが、今お話をございましたように、農協系統の資金というのはあくまでも農協の相互扶助組織としての性格、これが基本にあるわけでござりますから、組合員に対します貸し付けに影響を及ぼして他にどんどん貸していくということは好ましくないわけですが、逆に言いますれば、組合員に対して円滑な資金供給ができるということであれば、安全確実な地方公共団体への貸し出しどうしたことにつきましては伸ばしていくてもいいのではないか、こういうふうに理解をいたしております。

○菅原委員 一応、地方公共団体にはやはり一つの認可等の規制がありますので、幾らでも貸し付けて応じるというわけには、相手側にもそういうことはできないことだとは思います。しかし、今回のように余剰預金の運用ということについてでは、やはり今後とも安全な運用ができるよう指導していくことをまず望んで、次の質問に移ります。

農協系統の事業改革の柱として、当然ながら農協の広域合併の推進が挙げられております。また、農協合併助成法に基づく助成措置も講じられて、平成元年度末は三千七百近い農協が、平成八年四月には二千二百六十四にまで合併されております。現在、さらにはどの程度まで合併が進んでいるのか。

さらに、このように合併がなされているわけでありますので、あわせて、このような広域合併が進むことでどのようなメリットが生まれていたのか、このことをまずお伺いしてみたいと思います。

○堤政府委員 今御指摘のようだ、農協につきましては、三十六年一万一千ございましたものが、平成八年ごとしの四月段階で二千二百六十四といくことで、合理化が行われてきているわけでございますが、今後系統としましては、厳しい農協金融をめぐります状況の中、全体として二〇〇〇

止ということにつきましても、そういうような考え方の方の上に立つての改善でございますが、今お話をございましたように、農協系統の資金というのはあくまでも農協の相互扶助組織としての性格、これが基本にあるわけでござりますから、組合員に対します貸し付けに影響を及ぼして他にどんどん貸していくということは好ましくないわけでございます。逆に言いますれば、組合員に対しまして円滑な資金供給ができるということであれば、安全確実な地方公共団体への貸し出しということにつきましては伸ばしていくてもいいのではないか、こういうふうに理解をいたしております。

考、考え方を持っています。

本年十月現在までの構想実現段階の実施状況と、いうことで申し上げますと、二百三十二で統合が行われておりますので、約四割程度が既に全体の合併構想の過程にあるということをございます。農協系統としましては、二〇〇〇年までに必ず五百五十の合併を目指していくこと、いうことで、合併構想の前倒しと言つておりますけれども、そういうことで鋭意努力しているところでございます。

私どもとしましても、このような農協系統組織の自主的な取り組みとすることを支援していく必要があるというふうに思つております。今回の制度改革、法改正におきましても、農協合併助成法が、十年で切れますものを平成十二年度末まで延長ということでお願いをしているところでござります。その他、税制特例措置等につきましては、もバックアップをしていきたいと、いうふうに考えております。

いずれにしましても、農協系統の合併のメリットということにつきましては先ほど御議論があつたところでございまして、それぞれの地域、それぞれの農協によって必ずしも同一ではございませんが、平たく申し上げまして、やはり一つには銀行その他の、他業態との厳しい状況の中で農協として活動していくためには、規模拡大によります事業基盤の強化ということ、それから、規模拡大をすることによって、役職員等の活用、人材の活用といいますか、そういう意味での機能の強化、それから、合併を契機に、人員を合理化するところは合理化していく、あるいは、遊休施設あるいは余り有効に機能していない施設についてはこれを効率化するといったことによりますコストダウンという形で、それぞれの農協合併のメリットを追求していく必要があるというふうに理解いたしております。

○菅原委員 今の質問は、合併した組織体にはメリットがあつても、利用する側の農民あるいは利

用者にメリットが本当に出ているのかどうか、そういうことを知りたかったことと、もう一つ、私も町長時代、三農協の合併を手がけていますが、当時は高度経済成長期でしたから、資金の面倒を立ててやつての事業、人員拡大型の経営で十二分に赤字解消ができていきました。しかし、今や時代が変わりまして、経済も厳しく、競争も激しくなっていますので、合併を進めることでの人員削減、施設の統廃合、コストの低減は必須条件として、農家側、利用者側から見るとのサービスの低下という懸念にはどのように対応していくのか、またこれからについては対応していくつもりなのか、このことについてお伺いいたしたいと思います。

○堤政府委員 合併には、今も御指摘のようなメリットというものが考えられるわけでございますが、合併の裏側といたしまして、どうしてもやはり大型化、広域化することによりまして、協同組合員の方々との結びつきが希薄になるということについては、さまざまなるところから御指摘をいただいているところでござります。

ただ、希薄になるのが当然だということでは私どもは必ずしもそう考えておりませんで、農協合併をさまざまに進めている地域におきましても、そういった希薄になりがちな組合員と農協との間の溝ができるだけ埋めていく努力をされる農協もあるというふうに理解をいたしております。

例えば、農家組合員の方々の日常活動には支店といふものが常日ごろ接触されるわけでございますけれども、そういった支所機能というものを合併を契機に活発化していくこうということです。組合員二一の把握なり営農相談、生活相談といふ形で支所機能を活発化されているところもあるというふうに聞いております。

あるいはまた、全体が大きくなりますといつても空疎化していくということで、組合員組織を育成していくことで、青年部でありますとか文化活動でありますとか、あるいは

農の面で申し上げますれば、作物別の生産部会といったものをできるだけ小まめにつくりまして、農家の方々の営農生活のニーズにこたえていく、そういった活動をやっておられる農協もございます。それから、農協が広域化することによりまして、普及センター等との連携強化、あるいは営農相談の充実、あるいは営農情報の提供といった形で営農指導を充実させておられる農協もあるわけでございまして、合併イコール組合員と農協との間が離れていくということでは必ずしもないと思ひます。

そいつた意味でさまざまな工夫をされている事例もございますので、それぞれの中でもそれぞれの実情に合った工夫がこれからも行われていく必要がある、そのことによって組合員と農場の間の結びつきの希薄化というものが解消される、あるいは少なくなっていくというふうに思つてはいるところでございます。

○菅原委員 広域合併の推進に当たっての障害となつてゐる要因の一つに、固定化した不良債権の問題がありました。この赤字の処理の問題が大きな障害でありますし、特に、不良債権、赤字のない農協、あつても自己処理できる農協と赤字農協の合併、大きな赤字を抱えている農協との合併、その格差が大きいほど問題が難しくなっているわけでございます。このような合併に当たつての障害を除くために講じられる支援策は、今回の法案、改革の中でどのようになつてしているのか、お伺いしたいと思います。

○堤政府委員 合併の障害の要因の一つということとで、今御指摘のように固定化した不良債権の問題があるということは、農協系統の関係の方々も認めておられますし、私どももそういうふうに思つております。

この問題につきましては、平成四年に農協合併助成法を改正いたしまして、農協合併推進法人によります不良債権の償却を支援するための措置とすることを講じております。さらに、七年の改正でその充実を図つておるわけでございますが、こ

れは、農協系統組織が提出いたしました基金によりまして、合併に際しまして、一つには、固定化債権の償却のための利子補給を行うということと同様に、二つ目には、農協の固定化債権を買い取る都道府県におきまして県単位の農協合併推進法人が設立をされております。

こういったものを活用しながら、非常に難しい問題ではございませんけれども、固定化債権の問題に對応していかなければならぬというふうに思つております。

○菅原委員 今の合併促進法の中では税制の優遇が重点的になつてゐるようになりますが、それだけでは、現実の不良債権、赤字の問題を解消して合併に持つていくのにはほど遠い対応だと私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、かつては高度経済成長期でございましたから、町の方で出資をいたしまして、同時に組合員にも町と同等の出資をさせ、再建事業計画を立てさせ、それを必死に守らせ実行させて赤字を解消して優良農協になつていった、そういう経験がありますので、私は、今お伺いしたような対応だけでは本当にこれは大変な問題だなというふうに考えております。

それでは、次に移りますが、不良債権の取り扱いにつきまして、農協系統全体として五千億余の不良債権を抱えていると聞いておりますが、現状は本当にどうなつておるのか、また、これらの整理も農地、山林原野の価格下落のもとではどうなるのか、心配でございます。本当に、地方の農協はどういう不良債権を抱えているわけでございまして。

そこで、これらの現状をお伺いしたいし、また、この問題につきましては、平成四年に農協合併助成法を改正いたしまして、農協合併推進法人によります不良債権の償却を支援するための措置といふことを講じております。さらに、七年の改正でその充実を図つておるわけでございませんが、こ

り知れないものがあると思いますので、こういふことでもあわせて質問しておきませんと、これからこういうことについてお答えいただければ幸いでございます。

○堤政府委員 農協系統の不良債権につきましては、前通常国会におきまして本年三月時点の概数を御報告を申し上げたところでございますが、その後、確定値という形で調査をいたしましたところ、その概数とほぼ同様の五千億ぐらいの不良債権がござります。これは、破綻先債権、延滞先債権、金利減免等債権ということでございます。中身は、農林中金、信連、それから共済系統などとを全部込み込んで五千億ぐらいの不良債権でございました。

さらには、本年九月末段階で調査をいたしましたところ、この不良債権は全体で二千九百十三億円という形になつております。この内訳は、破綻先債権が五百二十五億、延滞先債権六百五十五億、金利減免等債権が七百三十三億円というふうになつております。

いずれにしましても私どもとしましては、これらの不良債権につきましては、個々の経営の中に

おきまして、系統内部において処理されいかなければならぬというふうに理解をいたしております。

そうなりますと、現在の理事会制度との関連はどうなつてしていくのか。さらに、理事を経営管理委員会が選任するとなると、現行の選挙で選んでいる理事制度はどうなるのか。こういうことは屋上屋になるのではないかとも考えられますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○堤政府委員 先生も今農協の業務執行体制の重要性についてお触れになつたわけでございますが、私どもも全く同様の感じを持つております。

これから厳しい金融事情を乗り切つていく上で、業務執行体制がきちんとといかなければ組合の方々の信頼を得ることが非常に難しい時代になつてきておるなというふうに理解をいたしております。

そこで、今御指摘のように、現在は業務執行体制として理事会制度というのがございます。これまでは三分の二以上の方々が組織代表、まあ農民代表といふ形になつておるわけでござります。選挙または選任によって選出をされるということでござります。私どもも、この理事会制度につきましては、今後ともきちんといふ形で運用されていくということは、それはそれで結構だという理

とによってそいつた方々の信頼といふことを回復していくべきやならないというふうに理解をしておるところでございます。

○菅原委員 次に、業務執行体制についてお伺いいたします。

広域合併による単位農協の事業規模の拡大、農協系統の他業態との競争の激化、金融の自由化、国際化の中で農協及び連合会の業務執行体制の重要性は著しく増大しております。特に、バブル経済の発生、崩壊により金融機関の不良債権問題が顕在化する中で、責任ある業務執行体制が確立しないなかつたこともこの一因であり、金融機関全体として責任ある業務執行体制の確立が必要あります。今回の改正においても、業務執行体制の確立が一つの柱と考えられており、新たな経営管理制度が選択的に導入されることになつております。

そうなりますと、現在の理事会制度との関連はどうなつていくのか。さらに、理事を経営管理委員会が選任するとなると、現行の選挙で選んでいる理事制度はどうなるのか。こういうことは屋上屋になるのではないかとも考えられますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○堤政府委員 先生も今農協の業務執行体制の重要性についてお触れになつたわけでございますが、これからの厳しい金融事情を乗り切つていく上で、業務執行体制がきちんとといかなければ組合の方々の信頼を得ることが非常に難しい時代になつてきておるなというふうに理解をいたしております。

そこで、今御指摘のように、現在は業務執行体制として理事会制度といふ形でござります。これまで選任によって選出をされるということでござります。私どもも、この理事会制度につきましては、今後ともきちんといふ形で運用されていくということは、それはそれで結構だという理

解をいたしております。

と同時に、現在三分の一以上が組織代表、逆に申し上げますと、三分の一までは学経理事でありますとか、そういう専門家の方々が登用できるという道が開かれているわけでございますが、現実は、一農協当たり、先ほども出ておりましたけれども、〇・一名程度の学経常任理事ということになつておりますと、非常に現在の金融制度は高度化、複雑化しているわけでございますので、そういう意味で、専門家の方々がやはり日常の金融業務に当たるという趣旨から見えては今の農協の業務執行体制はいかがかという御批判が強いわけでございます。そういう状況でございますので、今日は、経営管理委員会制度と、その下に理事会制度という二段の形にしてございます。

これは決して屋上屋を重ねるということではございませんで、完全に機能を分化して、そのよさを両方とも引き出して、こうということでございまして、経営管理委員会は、農協の協同組織性ということをおもんばかりまして、すべて組合員農家から成ります、組織代表から成ります経営管理委員会といふものをつけろ。で、そこでの経営管理委員会におきまして業務執行に関する重要な事項を決定していく、さらに理事を選んでいただく、そういう形にしていこう。そういうことによりましてこの経営管理委員会といふのは、いわゆる組織の方々の御意見が通っていく、そういうものだというふうに思っております。そういうもとに、具体的な高度化された日常の業務は専門家の方々にゆだねていこうということでの理事会制度ということになつてているわけでございます。

もちろん経営管理委員会の方が任命をするわけでございますが、その資格は制限はしないということで金融の専門家の方々を登用しまして、非常に難しくなっております日常の金融業務に当たつていただく、そういうことによりまして、農協の協同組織性をきちんと堅持しながら、当面の非常に難しい日常業務、金融業務は組合員の負託にこ

たえた形で間違なくやつていただこう、両方の目的を持つた制度として選択肢として導入していところでございます。

○菅原委員 今質問しておりました理事の選挙制度はどうなるのかという点について、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

○堤政府委員 全体の説明の中に入りましたのでおわかりにくかったかと思いますが、経営管理委員会を選びました農協におきましては、この経営管理委員会が理事の方を任命するということでござります。従来は選挙または選任によって理事が選出されたわけでございますけれども、経営管理委員会を置きます組合におきましては、この経営管理委員会が理事を任命するということでございます。

○菅原委員 そうすると、経営管理委員会制度を置くこととした組合では、理事の選挙はしなくてよいことだと思いますが、

○堤政府委員 その場合は、経営管理委員会のところはすべて組織代表でございますので、選挙という形になつてまいります。

○菅原委員 それから、先ほど言いましたように、私は、やはりこういう委員会も専門的な人材が当たつていくようにならなければならぬ、このように考えております。

しかし、経営管理委員会の委員はすべてが正会員でなければならないとあるわけですが、御承知のように、地方に行くほど専門的人材というのは少なくなる傾向であります。一方で、こういう経営管理委員会のような制度は、人材を活用していくかなければならない、こういう要求があるわけですから、そういう形にしてまいります。

ですから、そうなりますと、この正組合員でなければならぬという規定はどういう関連にあるのか、その辺のことをもうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○堤政府委員 経営管理委員会は選挙によつて選出される、先ほど申し上げたとおりでございます。すべて組織代表、農民の方をもつて構成するとい

うことございます。そのことによって、農協の具体的な執行に協同組織としての農家の方々の意思の反映を確保していこうということでございま思の反映を確保していこうということでございま思の反映を確保していこうということでございま思の反映を確保していこうということでございま思の反映を確保していこう

他方、その経営管理委員会から選ばれます理事會の方々の資格は問いません。どういう方でも、要するに金融の事情にお詳しい方であれば、正組合員であろうと正組合員の方でなかろうと、こういうお詳しいと思われる方を経営管理委員会が任命という形で選出していくことはできる、

こういうことでございます。

○菅原委員 そうしますと、実際的には専門理事を経営管理委員会が選んでいけるようになつてくる、そつ理解していいわけですか。

○堤政府委員 そのとおりでございます。

○菅原委員 どうもありがとうございました。

○菅原委員 経営の健全性確保の課題で、私たちの方の掘込委員会も外部監査の導入等で厳しくお伺いしていた

わけでございますが、監査体制の強化も重要で、今回の改正では、員外監事、常勤監事の必要をうたつております。

ついで、農協の監査体制の現状をどのように認識し、どのように改善しようとしているのか、このことをもう一度私にもお伺いさせていただきたいと思います。

○堤政府委員 バブル経済が発生、崩壊する過程で金融機関の不良債権が頭在化したわけでござりますけれども、これはやはり、金融の自由化といふことによりまして金融リスクが非常に高まつているにもかかわらず、監査体制などの経営の健全性確保が十分ではなかつたのじゃないか、そのことが一因したのではないかという御指摘があつたというふうに強く私どもも受けとめておりま

す。

そういう認識のもとに、さきの通常国会におきまして金融健全化法が成立いたしまして、信用金庫、それから信用組合、労働金庫につきまして、員外監事、常勤監事等の導入、外部監査の導入等が行われたわけでございます。

もちろん、系統信用事業につきましてもこういう厳しい状況でございますので、かつ、リスクも高まっておりますので、他の金融業態と同等の監査体制をしきたい、こういったことが不可欠だと

いう基本的な認識を持ったいるわけでございま

したがいまして、今回の法改正におきましては、員外監事、常勤監事等につきまして他の金融業態と同等の措置を講ずるということをやつております。

が、その際に、先ほども御議論ございましたよう、外部監査の問題につきましては、系統内とはいえ第三者でございます中央会が、中央会がで

きました昭和二十九年以降監査を実施してきてるという実績がございます。ノウハウも蓄積され

てあります。かつ、千三百名の資格者もございま

す。そういうことでございまので、この人材を活用し、かつ、公認会計士の方々の目できちんと監査もレベルアップしていただきこうということ

で、公認会計士を配置といいますか置くといふことを前提にした上で、現在任意で行われております。そういうことでございまので、この人材を

す中央会監査を一定規模以上の農協、信連に義務づけていこう、こういうことで今回監査体制の充実を図つたところでございます。

○菅原委員 一連の今までの農協系統への信頼を落としてきたことで、農協貯金も減少傾向になつてきていることがデータでもはつきりしております。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。先ほども申しましたが、やはり早くこの不信

を解消させないといかぬと思ってるわけなので

す。

もちろん、系統信用事業につきましてもこういう厳しい状況でござりますので、かつ、リスクも

高まっておりますので、他の金融業態と同等の監

査体制をしきたい、こういったことが不可欠だと

いう基本的な認識を持ったいるわけでございま

す。

○堤政府委員 農協貯金につきましては、この三

月に対前年同月比という形で三角に転じまして、

態が統いております。

こうした農協貯金の動向の背景というのは、な

かなか一義的には言えないところもございますけ

れども、いろいろ考えてみますというと、やはり

一つには農業所得の減少なり兼業収入の減少といった形で農家経済が非常に厳しいといったこともありますかと思います。それから、土地売却代金が土地の値下がりといったことで近年大幅に減少しているということで、農家の貯金の財源というものが少なくなつてきているということも影響していると思いますけれども、別途また、昨年来いろいろと金融機関の経営破綻とかあるいは住専問題といふものが生じまして、金融機関の経営に対する不安感がある、そういうこともやはりこの農協貯金の減少ということに影響してきているのではないかなどというふうに思います。

私もとしましては、そういう認識のもとに立ちまして、系統もそうでございますけれども、私も今回法律をお願いいたしまして、農協のリストラを強力に進めていく、二〇〇〇年という期限を限つて単協の合併・垂直統合、それから業務執行体制の強化と、さまざまな面で今考えられますことをやつていこう、手を打つていこうと議をいただいております法案の執行、施行ということと農協系統の方々の自己努力、リストラに向かつての自己改善努力というものが相まってきていますが、こういった今申し上げましたような農協貯金の減少といったものにつきましても、国民の方々の、あるいは農家の方々の信頼を何とかつなぎとめていく方につながつていくものだといふに期待もいたしておりますし、そういう形で努力をいたしたいというふうに思つております。

○菅原委員 金融自由化を視野に置いて本当にJAを改革していくとするなら、組合法のメリットと、農林中金側が銀行並みの資金運用方法を行えるよう考へ出せないものか。また、将来こういふ考えが出てきても不思議ではないのではないかと思います。この点についてはどのような見解所信を持っていますか。

○堤政府委員 農林中金は、御指摘のように高い審査能力、貸し付け能力というものを持っております。

しかし、海外でも業務展開をいたしておりまして、これは事実でございます。

るということが書かれていますので、このこと

も承知しているわけですが、しかし、承継しない

資産、負債もあって、事前に分離、償却するとか、

今は経営責任が問われていくこともあるのか、

この点に重点を置いて質問をしているわけでござりますので、お伺いしたいと思います。

○堤政府委員 不良債権につきましては、先ほども参考人の質疑の中で参考人の方がお答えになつたかと思いますけれども、農協系統といいましても一本ではございませんで、農林中金と信連の統合というふうに考えましても、農林中金は森林組合や漁協といった形のものも持つておりますし、それから、今回の統合自体が系統信用事業の機能の強化、弱体化なしに機能の強化というこ

とをねらいにしております。

○堤政府委員 今御指摘のように、私どもの方で

いたずらに

いたずらに</p

とにやつてまいりたいというふうに思つております。

○鉢呂委員 今、大臣から不備があつたのではないかという御答弁、率直な感想だというふうに思つております。

私も今回、いわゆる金融機関横並びでこれから日本の金融システムを本当の意味で国民のための金融としていかなければならぬといふ立場で、金融三法については既に過般の通常国会で大蔵省が提出をして成立しております。農協系統が別の法律に基づくこともあり、農政審の審議をお願いしておつたということで、今回になつたわけあります。

そういう意味では金融機関との横並びの関係もありますから、私は今回の法案については賛成をします。立場をとりながら、しかし、不備であつたというあの住専の問題が単に一過性のものであったのか、あるいは農協信用事業の構造的な問題があるとすれば、やはり相当農水省の皆さんと真剣な論議を交わして、こういうことが二度と起らぬよう、また農協という組織が今後とも農業組合員のために、あるいは地域のために有効に機能ができるように、そいついた意味では大変重い、今の時点での今回の審議だらうというふうに思つております。

そういう点で、皆さんから出された中身を、大変短期間でありましたから、私ども必ずしもそしゃくができない面があるわけでありますけれども、きょうは一時間五十分という長い時間をいたしましたので、それぞれ農水省の率直な考え方をもらひながら、繰り返しますけれども、あのように不祥事に至らないように、農水省としても極めて重い責任があると思いますから、そういう点で論議を進めていきたいというふうに考えておるところでござります。

まず、農協はいわゆる協同組合組織という形態

な自由化が今なされてきておりますが、いわゆる金融の自由化もその大きな一つでありますけれども、自由化と、こういう構成メンバーを限定した

協同組合組織というものが今日の時点で存立をしていけるのかどうかという大変大きな課題があるというふうに私は考えております。

農協あるいは協同組合の理念、運動というものは、特定の農協ですと農業者あるいは農民が、みずから経済的あるいは社会的な地位の向上や農業の生産力向上をともに行うための組織としてつくつておるわけであります。したがつて、不特定多數を相手にしておる事業体といいますか、そういうものではありません。

そこにはいい面と——いい面もあるだらうと思つています。これは特定の人に民主主義的にやるわけでありますから、不特定なものに比べて事業の展開が極めてやりやすいといういい面はあると思うわけであります。しかし同時に、最近の自由化の方向とということになりますと、むしろそのことが障害になるといいますか、ネットになるとこれがさざまな点で農協の存立基盤を侵すようになります。しかも同時に、またそのことがさざまな点で農業の存立基盤を侵すようになります。

そういう点で、農水省は基本的に、これは言葉では、法律にも書いてありますから、農業者のための農業者による自主的な事業体だというふうに言えるわけでありますけれども、今日の時点に立つてどのように考えておるのか、あるいはどう

〔委員長退席、小平委員長代理着席〕
○堤政府委員 大変基本的な難しい御指摘だと思います。

農協はほかの信組なんかと同様に協同組織性という形を維持してきているわけですが、こうした非常に高度に資本主義化された時代における

されるべきか。あるいは御指摘のように、他の自由化との関係でさまざまな意味での企業性等々を求める中で、相当なネックになつたり、あるいは非常に支障が生じたりといった形で、苦しみながらも、どういうふうに今後持つていったるのか、そういうような御指摘についてどう

うふうに考えているかということであろうと思ひます。私は基本的に、さまざまな議論はございませんけれども、事業者あるいは生活者の方々が、相互扶助のもとで協同組織として経済的社会的地位の向上を図つていくことにつきましては、高度に発達いたしました資本主義社会の中にあります。私もは基本的には、さまざまな議論はございませんけれども、事業者あるいは生活者の方々が、相互扶助のもとで協同組織として経済的社会的地位の向上を図つていくことにつきましては、高度に発達いたしました資本主義社会の中にあります。私は基本的に、さまざまな議論はございませんけれども、事業者あるいは生活者の方々が、相互扶助のもとで協同組織として経済的社会的地位の向上を図つていくことにつきましては、高度に発達いたしました資本主義社会の中にあります。私は基本的に、さまざまな議論はございませんけれども、事業者あるいは生活者の方々が、相互扶助のもとで協同組織として経済的社会的地位の向上を図つていくことにつきましては、高度に発達いたしました資本主義社会の中にあります。

特に農業という観点で見ました場合には、家族経営ということを主体といたしておりますので、我が国のようなまだ一ヘクタール規模のような平均的な経営規模でございますか、そういった農業構造のもとにおきましては、やはり農協組織といふことで、相互扶助ということで、経済あるいは共済あるいは信用という形の中に対応していくことによる、生産あるいは生活面の支えといふことは相当に大きいといふに私は思つております。

特に農業という観点で見ました場合には、家族経営ということを主体といたしておりますので、我が国のようなまだ一ヘクタール規模のような平均的な経営規模でございますか、そういった農業構造のもとにおきましては、やはり農協組織といふことで、相互扶助ということで、経済あるいは共済あるいは信用という形の中に対応していくことによる、生産あるいは生活面の支えといふことは相当に大きいといふに私は思つております。

この点につきましては、例えばフランスやドイツにおきましても、それぞれ協同組織性を維持しながら、さまざまな工夫をしながら一定の使命を果たしている協同組織金融機関といふものがあるといふに承知をいたしているところでござります。

ただ、御指摘のように、まさに全般的な規制緩和あるいは金融の自由化という形の中で、株式会社のよう効率性といふこと等は、組織形態が違いますので、例えは自己資本を充実させようといふことになりまして、株式であれば不特定多數の方々からそういう財源を集めることができますけれども、協同組織という非常にインナーグループ的な性格を持ちますといふに例え

ば、そのことを一つとりましても制限があるという形で、そういう意味で難しい面はあろうと思ひます。

ただ、そういう中におきましても、今回の制度改正のように、さまざま工夫を凝らしながら、特に日本の農業のよう構造を持つておりますところについては、協同組織性としての役割、それから自由化、規制緩和ということを調和させた形で私どもとしては対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○鉢呂委員 農民の相互扶助としての役割があるという局長の御認識であります。もちろん、内部的には、家族経営的な零細規模の農家という段階での相互的な協同組織というのは今日もまだ有効な意義を持つておるというふうに思います。

ただ同時に、いわゆる外からのさまざまな自由化、金融もそうです。あるいはまた、経済事業と言われております購買物資の、いわゆる生産資材の供給あるいは生活物資の供給も、さまざま規制緩和されまして、出店が相次ぐ。きょうも参考人のお話をありましたけれども、むしろ、安い農業生産資材が外から、外からというは農協以外の組織から、昔は、高度経済成長期もそんなことはなかつたんですけども、購入できるという時代を迎えております。

あるいはまた、新食糧法でいわゆる農産物の販売についても、まだこれは、去年から極めてドラマチックに規制緩和されましたけれども、米も相当自由化の方向が見込まれるという中で、今の状態の農協を農業者の相互的なものとして存立を見通す、ずっと将来ともできるということが果たして確固として言えるのかどうか。この点を、外からの規制緩和、自由化というところ、農水省としては本当にこの見通しをできるのかというところをもう一度お伺いいたしたい。内的には言えるわけありますけれども、しかし、農業者みずから組織といふことがそれほど外の、規制緩和によるいわゆる企業からの供給さまざまな事業の供給といふものに対抗できるだ

三

けの有利性というものが、将来とも存在するのか

どうか。地域によつても違いはあると思いますけれども、その辺をどのように考えておるのか、もう一度、済みませんけれども、御答弁願いたいと
先ほどドイツの例を取り出しましてたけれども、ドイツにおきましても、例えば、かつて信用事業につきましては、単協、県連、州でございますけれども、その辺をどのように考えておるのか、もう一度、済みませんけれども、御答弁願いたいと

うに理解してもらいたいと思いますけれども、その点、局長はどうでしょうか。

基本がそういうことであれば、准組合員の方々がふえましても、協同組織としては地域金融機関的な色合いといいうのはやはり必然的に持つていいし、持つていてもいいのではないか、そういう理

○堤政府委員　先生とそゝ大きな基本的な認識の
思います。

差はないんじゃないかなという感じを持ちながらお答えしているわけでございますが、協同組織性の有用性ということについては、先ほど、私どもとしてはなおあるんではないかということを申し上げたわけでござりますが、規制緩和あるいは他業態との競争、そういう状況の中で、協同組織の本来の趣旨といいますか、その目的を達成する上で、なかなかの意味での困難が増大してきているということは、共通の認識を持っております。ござ、そのことは未だに危険な問題であります。

に二段階、三州が三段階で残っている。こういう状況の中で、それぞれもがき苦しみながらも、同組織性のよさというものを維持しつつ、組合員の負託にこたえていく努力がなされている。こういうふうに理解をいたしております。

○鉢呂委員 それでは、現状の農協の性格といいますか、そこについてお伺いいたしたいと思います。

す。

う意味で、正組員といいますか、そのための組織、相互扶助組織であることは間違いないところだと思います。

ただ、農村が非常に混住化する、あるいは兼業化が進むという中で、農村にもたくさんのが農業から離脱される方もおられるわけでございますけれども、そういう著しい社会経済状況の変化の中で、進むべき方向を書きこなす

問題は、そのことがこれから農協運営なりにどういった方向をもたらすのがいいのかという点にあると思います。ですから、准組合員といふのはまさに農業者以外でありますて、はつきり言いますと員外と同じであります。今さまざま、貯金量の百分の二十まで員外を認めるというふうに言ってますけれども、これはまさにそういう意味では、准組合員も厳密な意味では員外でありますから、こういふことで、そこには農業者らの

ということは、共通の認識を持っております。ただ、そのことは、未來永劫克服困難な問題であるかどうかということについて考えてみますと、いふと、卑近な例でござりますけれども、今回お願

五百六十四万人、平成六年が五百四十六万人といふことで、ほは現状維持から漸減傾向になっています。それに比べて、准組合員というのが二百一

沿組合員の方が非常に勞力がかかるとしているところは、先ほどおっしゃったとおりでございます。この関係をどういうふうに考えたらいいのかといふようにいつも思うわけでござりますけれども

ますからそぞろにた中でそこに農業者あるらしいに農業があるから農協というものが存在する、しかし、農協の実質的な利用者というのは地域の協同組合的な性格が非常に強いというところが今日

いをいたしております、例えば協同組織としての信用事業とすることについて見ますといふと、先ほどお御指摘ございますような協同組織性の基本をきちんと維持しながらも、日本の金融システムの一貫として、日本で信用事業をやるからにはこれだけのものは備えなければ一人前とは見られないと、思つていただけない。それは国民だけでなし

十四万から三百五十一万ということで、正組合会員に対して現状、平成六年は四〇%にもなつておるわけであります。正と准の組合員の全体からいきますと四〇%に、約半分近くは准組合員が構成しておりますということであります。これは地域によっておるとしても若干違います。北海道と東海ベルト地帯、太平洋ベルト地帯とは大変大きな違いがあります。

も、こういう形で、本来組合員で構成されるべきところに、組合員でないといいますか、農家でない方々がたくさん入ってこられるということは、農協の協同組織性の変質を示しているというような御指摘もござります。そういう一面もあろうかなとも思います。

ただ、協同組織性というふうに考えましたとき

あると思うのですね。
そこに、今後農水省としては、従来と同じように、これは農協なんだということで対応していくものというか、農協の運営なり農協の事業というものをみなししていくのがいいのか、あるいは農協を運営するため、そういう利用者たる准組合員なり員外がなければこれから自由化に対応できてい

に組合員の方からもそういう御諮詢が寄せられて
いるわけでございまして、そういつた対応といふ
のはかなり可能なではないかといふふうに思つ
ております。

ですから、全國一律とは言いませんけれども、
めて准組員が多い多い農協が存在しておる。

に
たとき、農家の方々の生産・生活のために必要な資金を供給するということは、協同組織金融機関としてももちろんの仕事でございますけれども、
その地域の発展のため、地域の企業であります

業者等の行動をもたらすものとしてござります。今回、思い切つて単協の合併、それから、戦後管々としてやつてまいりました組織三段を組織二段にしまして、とにかくスリム化して、今おっしゃいましたような他業態との非常に激化しております競争も何とか乗り切つていこうということの対応ということを今回お願ひしているわけでございまが、そういうたさまざまな工夫をすることによつて、協同組織性を維持しつつ、今おっしゃいましたような状況にも対応していくける余地は、私

農外所得が八割にも達しておるという農家が平均的な農家ということになつて、まさに金融事業だけ見ても、農家組合員とはいひながら非常に、農外といひますか、農業外の所得によつて金融事業が賄われておるということも一面言つてゐるわけでありまして、そういう点で、現状の農業組合員のための組合組織であるといふ農協が、實際にはそこも含んでいますけれども、極めて嚴格な意味での農業者といひたための組織には、もう既になつておらないのではないかと、うすに思ひます。これは数字が示しておりますから、その上

に、例えば、金融機関というふうにとててみます。たときに、農家の方々の生産、生活のために必要な資金を供給するということは、協同組織金融機関としてもちろんの仕事でございますけれども、その地域の発展のために、地域の企業でありますとか地方公共団体でありますとか、そこに住んでおられる方々にも資金を提供していく、いわゆる地域金融機関といいますか、そういう機能といふのは、これは矛盾しないというか、両立し得ることなのではないかなというふうに思つております。もちろん、原点が農家をもつて構成するということをございますから、主客転倒することになつては、これはまた違つてくると思ひますけれども、

○ 堤政府委員　これも大変難しい問題でございま
すが、先ほど来御説明いたしておりますような地
域協同組合的な色合いを持つということがかなり
のようにお考えになつておるのか、お答え願い
たいと思います。

これらはやはりこれから農協の方向を占うには
大変重要なことだと思います。これを現状追認的
にやつしていくことについては問題が出てく
るというふうに考えておりますから、その辺、ど
のようにお考えになつておるのか、お答え願い
たいと思います。

し切る必要はないのではないかということを申し上げたわけでございますが、さらにそれを一步進めまして、今御指摘のように、正組合員と准組合員の垣根を取ることまで踏み込むかどうかについては、私そこまでまだ考えは至っておりません。

今の組合制度は、地域金融機関あるいは地域性をかなり色濃く持ちながらもやはり基本は正組合員、農業の方々をもって構成するということで、その方々が執行権、議決権があつて、准組合員の方々はその点は否定されている。その点まで、その垣根を越えるというところまで、私まだ今そこまでの思いは至っていないという段階でござります。

○鉢呂委員 それとの関係で、農協の金融機関として最大のネックはいわゆる賃貸率が停滞したまま、いわゆる貸出先が非常に限られておるということだらうと思います。やはり信組にしても八〇%以上とかという預貸率ですから、このことはこれからも今の状態を続けていく限りそのまま、いわゆる貸出先をしようとも、貸出先の拡大を図るということは、一〇〇近くにするということはかなり難しい。私、個々の農協を見ていませんけれども、所によつては一〇〇を超えているようなるところもあるんだらうと思います。本当の都市農協は。

そこで、やはり地域協同組合としての性格を持つことであれば、貸出先というものを大きく拡大するということになりますと、いわゆる事業者といいますか企業に対してどのぐらい貸し出しができるかということがあるのだらうと思います。その地域の企業をいわゆる准組合員として認めることができるかどうか、そういうことについても検討に値する事項だらう。

これは、企業を入れることによって協同組合としての性格が変質するという問題もあるだらうと思つています。あるだらうと思つていますけれども、今のような状態、いわゆる預貸率の大幅な低下の中では、今の金融自由化、金融の内外の大変

厳しい現状では、単協として生き残る道というのはなかなか難しいだろ。いわゆる農林中金で預け入れをしてそこで運用するという手法はまた別に私、後で問題にしますけれども、この点についてどんなものでしょか。

○堤政府委員 六十八兆円という大変膨大な資金ができるだけ、地域の農業、農村のみならず、地域の振興のためにも貸し出されていく、そういう意味での活用がされることが望ましいということは私ども考えております。

したがいまして、今回お願いたしております法改正の中におきましても、そういった面での改善手当てをお願いしているところでございますが、かといって、組合員として構成されております今農協の中に准組合員、これは個人の参加ということになるわけですが、ここに企業まで取り込んできて、准組合員として入れて貸し出しをしていくということは、かなり異質な議論をそこに入れてくることになるのではないかなどもとしては、准組合員に企業が入ってきて、そこも含めて貸し出しの拡大ということについてはややちゅうちょをしているということでございませんけれども、所によつては一〇〇を超えている。

あくまでも企業につきましては員外利用といつ形の中で従来対応してきましたし、今回も対応をして、かつ、その部分を拡充していく、性格は変わらずに量の拡大を図っていくことが当面となるべき道かな、こういうふうに思つております。

そういうことを考えました際に、信用事業と共に量の拡大を図っていくことが当面となるべき道かな、こういうふうに思つております。

今回も、農政審の答申等を見ましても、総合農業、これは共済事業も含めて、金融事業の収益でほかの事業部門の損失を埋めて総合農協として存立をしていくことが大変厳しい現状、あるいは将来方向としてもそういう方向になるだらう

というお話をありましたし、そのことは端的に、最近時の部門ごとの損益を見ますと、そういう方向になりつづあるというふうに考えておるわけであります。

これまで、高度経済成長期を初めとして、これは皆さんも御案内のとおりですけれども、日本経済全体が農協系統の資金を必要としておったと

いうことで、またあるいは、金利は規制の中にありましたから、そういう中で農協系統の資金が農林中金や県信連を中心に運用されていく、金融資本として運用されていく、その収益であるには配当金という形で単協までおりてきて、このことが農協の総合農協として存立をしていくということはあつたというふうに考えますけれども、今後こ

ういう形でさらに行くというふうに農水省は見ておるのか、この点について端的にお伺いをいたしたいと思います。

○堤政府委員 見ているのかというよりは、私どもとしては、農協は農家の営農と生活を支える組織でございますから、信用、共済それから経済、販賣などとしては、准組合員に企業が入ってきて、それからも総合的にやっていくことが農家のために一番役に立つ組織だというふうにまず覚えておりま

す。

あくまでも企業につきましては員外利用といつ

济事業につきましても、先ほど来御説明しておりますような、部門別の収支状況を組合の方々にも御理解をいただいて、遊休の施設でありますとか、余り稼働していない自動車整備工場でありますとか、そういうとしたところを縮小あるいは廃止する、そういう形で経済事業についても何とか黒字体质になるような形の努力をしていく。

もう大幅な黒字は見込めませんので、そこそこの利益を稼いでいただきながら、経済事業についても大幅な赤字という形でなしに、そこそこの事業をやはり展開してもらうべく精いっぱいのリストラをやつていただく。そういうことによりまして、農協の基本でござります當農指導ということ、これがもともと赤字部門でござりますから、そこに回すお金が出てくる、こういう形で農協はやっていかざるを得ないのではないか、こういうふうに思つております。

○鉢呂委員 他部門との整合性があれば、そのことは、金融事業部門から持ち出しをするというのは今後とも永続性を持ち得ると思います。それは、例え米の販売代金が一括して信用部門に入つてくる、當農指導なり販売事業というものをきちんとやつている中でそういうものが入つてくる、そういう意味ではこの信用事業のコストもからなります。

しかし、今日まで見られた、いわゆる賃金、共済

部門が非常に安定しておるから安定した収益を得られて、そのことをもつてほかの部門の穴埋めを

するという姿をこれからはだんだんとれなくなる

という点で、総合農協のメリットといふか、そ

うものについての厳密な解釈というものをしていかなければ行きかなくなるというふうに懸念

をするわけでありまして、その辺はそういう形で理解をしていいのかどうか。また、そういう方向に持つていくのか。

今回は、事業ごとの収益を組合員に総会で明らかにしました。

かにするようにと、ことしかうたつております。けれども、これはむしろ部門ごとに、経済事業あるいは倉庫事業とかさまざまな購買事業とかありますけれども、それごとに収支は整うということを原則にしていかなければ成り立つていかないと私は思うわけでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○堤政府委員 先生の御認識と大きく違わないというふうな立場で私は御説明しているわけでござりますが、ただ、総合農協のメリット性が從来のような信用事業や共済事業での大幅な黒字、そういうものが期待できにくくなつてくる。そういうことは私も共通の認識でございますし、それから、米の販売代金等がそのまま信用事業等に入ることによってコストがかからない信用事業本質だということも、そういう認識は私も持っているわけでございます。

おっしゃっている意味が、それぞれの部門ごとに黒字でなければならないという形で農水省が何か指導をするということまでを含めているかといふことであれば、私は今はそこまでを申し上げておるわけではありませんで、従来のような信用事業、共済事業のような収益が見込めなくなつてきていることもございますので、それぞれの部門ごとの経営状況を農家の方々、組合の方々が知つていただいて、それでどの部門をどう改善していくべきなのか、そういうことについての改善の機会に、今回の部門ごとの収支の状況といふものを使つていただく、そういうことがます大前提ではないかなと。それを、さらに進んで、部門ごとにそれぞれ黒字でなければならないとか、そこまで役所の方で言うということはいかがかというふうに思つています。

もちろん、先生がそういう意味でおっしゃつてゐるかどうか、ちょっと私わからなかつたのですが、もしさういう意味であれば、私どもはそこまで思つていいないというところでございます。

○鉢呂委員 もちろん、あくまでも自主性に基づいてやることでありますから、農水省がこう決め

つける、こうすべきだと言うことではないわけであります。ただ、将来の農協の組織というものをありますけれども、それごとに収支は整うということを原則にしていかなければ成り立つていかないと私は思うわけでありますけれども、必ずしも信用事業で大型化をしなければそのメリットは出でこない、他業態との競争もあるという中で大型化を目指す。これは、ある面では仕方ないという形で出てくると思います。ですから、一県一農協といふ形で大型化をしなければそのメリットは出でこないという認識は、余り持つておりません。

それから、もう一つは、いわゆる金融がこういう形で大型化をしなければそのメリットは出でこないという認識は、余り持つておりません。

もちろん、先ほど、佐賀県一県のブランドの話を出されましたけれども、ブランドというのがある程度広がりを持ちますと、ブランド力がなくなることによってコストがかからない信用事業本質だということもなります。

一県一農協といふことで、まさか佐賀県のものを、そういう場面もあると思いますけれども、一括で米を売る。産地の特性ということからいまおっしゃつてある無理があるという点を考えれば、私もさぞまな合併農協を見ていますけれども、一合併農協で営農指導や販売事業というものがスムーズにいっているというのではなく見られないわけでありまして、難しい点があります。

そういった、先ほど言つた二つの面で、金融部門については大型化を志向せざるを得ない。しかし、その他については、大型化といふのは即ち部

門のメリットになかなかなつていかないという点をどうするのかというの、今後の農協の方向を定める前の大変大きな課題になるというふうに私は思います。

それと同時に、部門ごとの経営責任ということを考えたときに、やはりこれから他の部門の失敗は、例えばこの金融部門の損益に直結をしてくるというふうなことがあります。私が今言つたようなふうに、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○鉢呂委員 私の説明の仕方がまずいのかもわかりませんけれども、営農指導とか、あるいは米の地域的な特色を出すということになりますと、なかなか一県一農協といふ形では何々市のお米を売ることが出てくる。そういう面では、部門別の経営責任というものをしっかりと踏まえた経営のあり

方というものが出てこざるを得なくなるというふうに考へるわけであります。私が今言つたようなふうに、先生がおっしゃいましたようにスリム化をした方がメリットのある部門もあると思いまるといった場合に問題が起きてくる、あるいはコストとしても、あるいは利益分配にしてもなかなか難しくなる、そういう点では、もちろん大型化をした方がメリットのある部門もあると思いまるといふふうに今後農協の組織という中で方向を見

基本的には私も賛成でございます。

ただ、信用事業については大型化しないとなか

なかメリットが出てこない、しかし他の事業につ

いては大型化とは違うのではないかという感じを

おつしやつたと思いますけれども、必ずしも信用

事業が大型化、他の経営事業は大型化はうまくい

かないという認識は、余り持つておりません。

もちろん、先ほど、佐賀県一県のブランドの話を

出していくのか。

私は、深くはまだ検討していませんけれども、例えば、持ち株会社制度というのがほかの事業体、企業に今大きな課題になつております。あるいはヨーロッパでも、そういう経営と所有を分離する

というふうにも聞いており

ます。これは後の経営管理委員会等にもなります

けれども。しかし、もっとそのところを別物と

してというか、金融部門とほかの部門を分けて、

しかし全体としては出資なり関係では一体だとい

うような工夫をしなければ、先ほど言つたように、

ほかの部門で補つて、それでまあまあ経営はよ

かつたということになりますがねないわけです。

ですから、その辺のことも絡んで、方向として

は検討する段階に来ておるのではないか。これだ

け金融部門についての方向といふものが厳しく今

問われておるわけありますから、それと、営農

指導を含めて本来持つてゐる農業の側面に焦点を

当てた農協のあり方と一致していかないといふ

ことになりますが、そういう面もございますけれども、しかし、経営事業といふとも、全体的な全農と経済運

の統合ということによりまして管理部門をお互い

共通にすることによるメリット、それから、事業

部門を、お互いダブつていたものを縮小しまして

整理することによりますメリット、そういう意味

では、それなりに大型化していくことによるメ

リットもあるうかと思います。

ただ、そのことを申しますことは、一律的に大

型化することがないといふ意味で申し上げている

わけではございませんで、それぞれの地域の実態

に合った組織統合なり合併といふものが基本であ

るということは、先生のおっしゃるとおりだとい

うふうに私は思います。

○堤政府委員 先生の御質問の趣旨はあるいは連

れているかもされませんけれども、子会社といふ

か持ち株会社、そのことについての御指摘といふ

ことで受けとめて答弁させていただきます。

全体の持ち株会社の話は、これはこれからどう

なるか、どうするのかといふことは大変大きな問

題でございますので、私がこの場で申し上げるに

は事が大き過ぎるわけでござります。

そういう意味では、子会社の活用といふふうに

それを置きかえて考へてみますといふと、これが

農協系統、今おっしゃいましたようにスリム化

していつたり地域の事情に応じて事業能力の向上

を図つていくことの一方策として、農産物の加工、肥料販売、製造、といった段階での、就

業者に対する販売など、子会社の活用といふふうに思つておられますけれども、その点についてどうで

す。私は、深くはまだ検討していませんけれども、例えば、持ち株会社制度というのがほかの事業体、企業に今大きな課題になつております。あるいはヨーロッパでも、そういう経営と所有を分離する

業形態が異なるといったようなものにつきまして、本体と切り離した形で子会社方式をとるとか、あるいはAコードのように、農協が個々に經營する複数の店舗の經營を統一的な運営方針と共同仕入れの徹底、あるいは専門化、専門的、人的人事管理のもとに行つた方がよい、効率的だというようなものについて例えば子会社方式をとっていくと、事業のスリム化、あるいはリストラを進めていく上で、あるいはより事業能率の向上ということをはつきりさせる意味で十分使える手ではないかと、いうふうに思つております。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○鉢呂委員 次に、自己資本の充実の方に移ります。農協は自己資本が六%を目指すということになると、信連の四%、他業態の四%より一%上乗せをしております。この理由についてお伺いいたします。

○堤政府委員 信連につきましては御指摘のようになりますが、これは、信連の場合は信用事業を単営ということでございますので、農協の場合は、先ほども先生御指摘のように、ほかの経済事業等々を営んでおりますので、それとの関係もあつてやや高目に、六%ということが設定された経緯があるというふうに理解をいたしております。

○鉢呂委員 実は、本年の十一月十八日付の経済局長の各都道府県知事にあてた通達文書でありますけれども、まさに、平成十年ですから一年後の四月に早期是正措置ということが行われることになります。それに向けて、經營の改善を要する農協に対する、經營改善計画の提出、經營改善計画を行つべしということで通達を出しておるわけでありますけれども、その内容について簡単に御説明願いたいと思います。

○堤政府委員 先生御指摘のように、早期是正措置という形で、金融機関の自己資本比率の区分に

応じまして業務改善命令等を発出をするということで、このことによりまして金融機関の早期の經營改善を促す、こうすることを目的としたましておいて、平成十年から導入されるという形になつております。

そういうことでござりますので、私どもとしても関にとりましても重たいものでございます。避けられることでございますが、重たいものでございまして、そのためにはやはり、早期是正措置が導入されるまでの間、長い期間はございませんが若干の期間がござりますので、内部留保の充実という形で自己資本の向上に向けた經營改善努力をしていかなければなりません。こういうことで、自己資本の比率の低い農協に対しましてそういう意味での改善努力を促すということで、今回通達を発しまして經營改善努力を促そう、こういう趣旨で対応したものでございます。

○鉢呂委員 選定基準をつくって、この数値を案内をしたと思しますけれども、その選定基準についてお伺いをいたします。

○堤政府委員 これは、単協でございますと都道府県が所管をするわけでございますので、都道府県知事が、一つには自己資本比率が三・五%以下の農協、それから經營管理面に問題があつて特に

経営の改善が必要である農協を選定いたしまし

て、当該農協に対しまして、自主的な經營改善計

画を策定していただく、こういうことをねらって

いるものでございます。

○鉢呂委員 あと、また同時に、このような自己資本比率が

著しく低い農協というのはどのくらい存在するの

か、そこをまずお聞かせ願います。

○堤政府委員 自己資本比率でございますから

くべき事柄だというふうに思つております。

○鉢呂委員 そのとおりだと思います。私は、こ

れまではまだ通達で指導期間だからというふうな

ことで、六%になるまでは公開しないというふう

に思つてます。

○堤政府委員 従来、自己資本比率と申しますのは、国際的な部門で展開しておりますBIS基準

當改善をまず促していこうといふものとしてどの程度のものがいいかというのいろいろ議論があります。そういふことでござりますけれども、これで通れないことでございますが、重たいものでございまして、そのためにはやはり、早期是正措置が全体で二二%程度、三百二十農協ぐらいあるということ、そのあたりから經營改善の自己努力をしていただくということが適当なのではないか。そういうことで三・五という形で整理させていただいたわけでございます。

○鉢呂委員 まだこれは、提出をすべきということで、九十日以内に改善すべき事項並びに期限九日を示して經營改善計画の提出をさせるという意味での改善努力を促すということで、今回通達を発しまして經營改善努力を促そう、こういう趣旨で対応したものでございます。

○鉢呂委員 選定基準をつくって、この数値を案内をしたと思しますけれども、その選定基準についてお伺いをいたします。

○堤政府委員 これは、単協でございますと都道府県が所管をするわけでございますので、都道府

県知事が、一つには自己資本比率が三・五%以下の農協、それから經營管理面に問題があつて特に

経営の改善が必要である農協を選定いたしました

て、当該農協に対しまして、自主的な經營改善計

画を策定していただく、こういうことをねらって

いるものでございます。

○鉢呂委員 あと、また同時に、このような自己資本比率が

著しく低い農協というのはどのくらい存在するの

か、そこをまずお聞かせ願います。

○堤政府委員 従来、自己資本比率と申しますのは、国際的な部門で展開しておりますBIS基準

くべき事柄だというふうに思つております。

○鉢呂委員 そのとおりだと思います。私は、こ

れまではまだ通達で指導期間だからというふうな

ことで、六%になるまでは公開しないというふう

に思つてます。

○堤政府委員 従来、自己資本比率と申しますのは、国際的な部門で展開しておりますBIS基準

と、それから国内的な事業展開をしております金融機関は国内基準という形でそれぞれ分けられてきたわけでござりますけれども、先生冒頭御指摘ございましたように、この自己資本といった客観的な物差しでこれから信用事業の経営をはつきりさせて是正措置とかそういうことをやつていこうということと、従来の自己資本よりは大変重たいことにこの自己資本というものがなつてくるのじゃないかという認識をいたしております。

現状を申し上げまして、かなり低い自己資本しか有していない信連も確かにござります。そういう意味では、そういった信連につきまして、これからはさまざまな意味での改善努力をしていただきますとして、平成十年からは自己資本比率に基づきまして業務改善命令等がかかるわけござりますで、それに何とか対応できるような形に努力をしていかなければならぬ、そういう信連も抱えながら対応しているということでござります。

○鉢呂委員 個別のペーセントは言わないわけでありますけれども、やはりかなり困難だといいますか、それだけ出資を積み増すとなると、それを構成する県下の単位農協なりに大変無理がかかると思わざるを得ない信連もあるやに私は聞いておるわけでありますけれども、いずれにしても、このことは待ったなしのものであるというふうに思っています。もちろん、自己資本が低いということに関しては、事業譲渡度ととか合併という道が残されていますから。不良債権とは違いますが、不良債権は、自己資本率の積算の分母と分子から控除されるので影響はありますけれども。そういう点で、これはきつと農省が指導するところが必要だし、その場になつて早期に是正措置が求められるというようなことがないよう、徹底した事前の指導をやはりしていただきたいと思うわけであります。

そこで、自己資本調達手段の問題でありますけれども、農林中金には、最低出資法でなくて優先出資の制度が、前回でしたか、前々回の法改正のときに設けられたわけでありますけれども、信連

すとか単位農協については、外部に資本調達を求める手段がないような状態だと思います。農政審でも、このことについては、多様な資本調達をすべきだということが具体的な項目の中に掲げてありますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○堤政府委員　自己資本比率に基づきます措置から解き起こして、先生御指摘のとおりでございます。そういう意味では、まさに自己資本の充実が待たなしという段階になつてゐるというふうに私もも認識をいたしております。これまでの自己資本の調達手段にとらわれず、協同組織としての性格を踏まえながら、可能な自己資本対策を検討すべき段階に来ているというふうに私どもも認識をいたしております。

先ほどちよつと御指摘になりましたけれども、配当率が他の出資より低い、いわゆる後配出資、これにつきましては、信連、農協段階におきまして現在導入されておりますが、これを一層活用していくということ、農林中金におきます導入ができるかどうか、そのあたりも検討をしていかなければならぬというふうに思っております。

それから、これ以外の新たな資本調達手段として、例えば劣後債務というようなことが言われてゐるわけでございますが、そういったものができますかどうか。そういったことも含めて、現在、自己資本比率についての研究会の動きがございますので、そういった動きも見ながら、農協系統として自己資本をどういう手段で増強させていたらいいかということについて真剣に検討してまいりたい、そういう段階でございます。

○鉢呂委員　細かいことでありますけれども、農林中金の自己資本比率は系統三段階通算で行うと、ということになつておりますけれども、これは認められている方法というふうに受け取つてよいか。今回、自己資本のさらに積み増しをするというふうな報道もあつたかに新聞報道で見て、いますけれども、それは事実なのかどうか。そこもお伺いしておきたいと思います。

○堤政府委員 中金につきましては、単協、信連、農中など三段階で資金を運用しておりますことは、御案内のとおりでございます。そういう意味では、農中だけを見ましての自己資本ということもちろんそれなりに意味があるわけでございまして、それとも、動態的に物を見ますれば、やはり単協、信連、農中と、全系統として資金が運用されていいるという実態がござりますので、全体を統一しまして三段階通算で八%という形で認められているところでございます。

○鉢呂委員 系統農協の貸出先の充実の関係であります。先ほども申し上げましたけれども、先ほど、単協の企業に対する貸し出しというのは考えておらないと。そこで、午前中の参考人に対する質問の中にもほかの委員の皆さんからありましたけれども、いわゆる今財投で行われております農林漁業金融公庫の制度資金、公庫資金、これは貯金によって生み出された資金を使うというのが、これれども、やはりこれだけ農林中金の余裕資金がある、県連にもあるという中で、やはり農業者者の貯金によって生み出された資金を使うというのが、これから的基本になってくるだろう。いわゆる公庫資金を農林中金の資金に肩がわりをしていくと、いうお考えをぜひこれはとるべきである。これはもういわゆる財投ですか政府系の金融機関の役割については、今論議を政府全体としても我々もしておるわけでありますけれども、この点についてどういう考え方をとるのか、お伺いいたしたいと思います。

○堤政府委員 その前に、何か先ほど企業に対する貸し出しについては考えていないという御指摘があります。そういう意味ではございませんので、先ほどは違つ意味で申し上げました。

それから、公庫資金と系統資金との関係についての御指摘でございます。これまた財投問題に直結する非常に大きな問題であろうと思います。現在農林資金、系統資金が六十八兆円ござりますものですから、これを例えれば財投資金的な活用ができないのかという御指摘があることも承知をいた

ただ、こういった民間金融機関の資金というものが財投的役割を果たすということが多いことかどうか、そこはちょっと私どもとしては踏み込めてない、踏み込みがたい世界でございまして、あるいは私どもとしては、系統資金は系統資金として民間資金として自己運用なり貸し出しなり、あるいは海外業務を含めての資金証券的な運用ですね、そういった形で自己完結をすべきではないかな、そういうふうに思っております。財投についてそれを使っていく、財投的な使い方をするという考え方方は現在持っております。

なお、系統資金といえども、例えば政策性の強い資金につきましては、現在でも例えれば農業近代化資金にございますように、国が一定の利子補給を図ることによって低利にしまして、農業経営の近代化でありますとか合理化でありますとか、そういうたった政策目的に使うという手段はこれまでもとられておりますし、そういうたるものとして系統資金を使うということは結構なことだ、そういうふうに思っております。

○鈴呂委員 最後の方に言われたことありますけれども、そういう系統資金を從来のいわゆる制度資金というよりも公庫資金、例えれば農地取得資金ですとか総合施設資金ですとか、そういうものを系統資金の中で制度として創出をしていく。今もやられ始めたということでありますけれども、もつと大々的にですよ、やる。これは一定の利子補給を国の一般会計から出すとかという手法になっていくわけでありますけれども、そういう手法をとつて系統資金の中で從来の農林公庫資金のような商品というものを創出するということについて、ぜひこれは検討して実現をしていただきたいというふうに思うわけであります。

○堤政府委員 私先ほど農業近代化資金を例にとって申し上げたわけでございますが、これは農業近代化資金で比較的足の速い、償還期限の短いものについての活用ということが基本になつております。これはやはり系統資金 자체が調達的には非常

に期間の短い、足の速いものでござりますから、その運用におきましても基本的に比較的足の速いものでないといわゆる調達と運用のミスマッチが生じて、非常に大きな損をかぶることになるといふことの中で対応されているといふふうに思つております。したがいまして、近代化資金等につきましても、二年でありますとか三年でありますとか四年でありますとか、そういうた償還期限のものに一定の利子補給という形の中で対応されていくことが原則だというふうに思います。

模などによりまして、例えば一億円以下とかそういう形で差がつけられている面がござりますので、これから農協が合併をして力をつけていく、それから信連が中金と一緒にになってなくなつていく、そういう中におきましては、従来県連がやつておりました業務を農協がやれるようにしていく。そういう意味では比較的の事務的な整理がそういう言葉で整理されたというふうに理解をいたしております。

○鉢呂委員 続きまして、兼業、兼職の禁止についておられます。

○鈴昌委員 私は、職務に専念するということではそのとおりだと思います。ただ、もう一方、やはり兼業、兼職を禁止するというのはまさに複数の兼職なり兼業をすることによって、いわゆる農協の信用部門といいますか金融部門に対し不透明な介入をする場合が起り得る。これは過去にも信組の場合、理事長が自分の会社に違法な融資を行なったことがあります。

いまして、兼職、兼業禁止の規定をそのまま私ども解釈しますれば、現在の農協の職務体制というものが、往々にして、連合会の会長さんが横に幾つも兼ねられる、横の兼職ですね。それから単協の組合長さんが県連、全国連の会長さんを兼ねられる、縦の兼職という形のものがかなり広く利用されているといいますか、常態になつてているとこらう面があると思います。

私どもは基本的な考え方を申し上げさせていただきますれば、こういった状態をいつまでも放題にして、どこままでいいのか、どう思つ

今おっしゃいましたような資金ということになりますと、かなり金利も低くなります。これはやはり民間資金のそいつた自己調達の構造から見まして、そういう超長期になつてまいります。これはやがて、そういう超長期のかつ超低利のものに使つていくということについては相当な障害、障壁があるのではないかなどというふうに思つております。それで、そういうところは財投資資金を活用して、從来と同じよう公庫資金という形で、農地等取得資金でありますとか土地改良資金でありますとか造林資金でありますとか、そういう低利、長期の資金にはそいつたものが充てられていくべきだ、というふうに私は思います。

してあります。これは農政審の答申でも「実態に即した措置」というような形で彈力的な報告をしておるわけありますけれども、確認をしますけれども、行政庁の認可を受けた場合という行政庁の認可というのは具体的にどういうことを考えておるのか、この点についてお答え願いたいと思います。

○堤政府委員 端的に申し上げまして、この兼職兼業の規定は、今お手元にございます規定は、他の信用金庫、信用組合、そいつたものと全く同様の、同趣旨の規定を置いております。すべて大臣の認可がある場合にははどう形になつております。したがいまして、私どももそこは全くほかの金融業態と同様の手当でをさせていただいているところでございます。

○ 堤政府委員 この兼職、兼業は、ほかの業態とともに、いずれにしましても、先ほど来お話がござりますように、金融の自由化等によりまして農協の業務執行も非常に高度化し、専門化してきているという状況を踏まえまして、少なくとも常勤役員等についてはその職務に専念していただこう、そういうことではないと、大変大きな受信を受けて信頼用事業をやっているということから見まして、また、その破綻がいろいろな意味で大きな影響を与える、また組合の方々も不安を持たれる、そういう趣旨から、職務に専念をしていただいて、適正な職務執行が行われるようにという意味での趣旨であります。

置していくことは好きしくないと、なかなか思っております。やはり、農協といえども、六十八兆円の受信を受けて信用事業をやるからには、その職務専念をきちんとやってもらいたい、そうでないと、腰かけ的な農協信用事業かということでは、組合員の方はもちろんのこと、國民の方から見ましても、金融機関として一人前であるかどうかといふような厳しい御指摘がある。こういうことで、私どもとしては、兼職、兼業禁止規定を入れましてはそういう意味で、縦、横の今常態となつております状況を改善したいという気持ちを持つつおりまして、そういう状況は基本的には好ましくないという考え方方が基本でございます。

ただ、これから二〇〇〇年に向けまして、農協の合併、それから垂直統合ということをやっていくわけでございますが、そのときに縦も横も一切、

先を信連並みとすること」という報告が出されると
おるわけでありますけれども、具体的にはこうい
う方向でその答申、報告を実現するというものは
どのようにこの法案の中に入つておるのか。單に
資金の運営規制緩和という形でなくて、融資先
の拡大と貸出先を信連並みということではどうい
うふうに具体化をしているのか、お伺いします。
○星政府委員 農改審で書かれておりますことは

そういう意味で、具体的に行政庁の認可でどうな形で対応していくかということにつきましては、それぞれのケースに応じましてこれから少しこそ検討させていただきたい。また、他の業態によりましてはこの種の規定が既に入つておりますのでそのための解釈通達といいますか、そういうことまで出ているようでござりますので、そういうものも参考にさせていただきながら、バランスのとれた

○鉢呂委員 これから検討していくというこの行政の認可の内容ですけれども、例えば、系統でございましたような、いわゆる別の意味での考え方方ではございませんして、先ほどおつしやったしまして、法制度的な導入の理由としてそういう考え方を今持つて導入したわけではございません。ん。

施行した途端に全部アウトということになります。す。
というと、これはこれで混乱がかなり生じると思
います。そういう意味で、何といいますか、農協の
リストラの方に精力をこれから数カ年間割いてい
ただく、そういう過渡期でございますので、そ
ういうことについての配慮というのは一定の制限の
もとでやるのかなというふうには考えておりま

今御指摘のような財授でありますとかそれから系統資金でありますとか、そういう大きな事柄について触れているものではございません。基本的には単協と信連の貸出先につきましてはそう大きな違いはないのですが、貸出先の資金規

た対応を私どもとしてはさせていただきたいと
うふうに思つております。

三段階、二段階の役職を兼ねるといふことは認められないといふふうに聞いておりましたけれども、まだそこは決めておらないということでしょうか。

例えば、ある単協の組合長さんが県連の会長を兼ねるという場合におきましても、その単協に別に代表の理事の方あるいは常勤の理事の方がきちんとおられて信用事業を見ておられる、そういう状況であれば例外的に総の兼職ということが

あつてもいいのかな。そのあたりにつきましては、今のところそういう考え方を持つておりますけれども、この兼職、兼業規定を入れました趣旨に照

そのあたりをもう少し考えてみたいといつぶつと思つております。

らしまして、なお私どもとしては検討を深めていきたいというふうに考えております。

の事務所で、いわゆる「お仕事」をするのですか、二ヵ月後でしたか、その辺はもう明確になつておらなければならないことでありますて、信用事業を営む農協については、やはり私が

管理委員会と理事会がするのかわかりにくい。実際導入したときにはまさに屋上屋を重ねるようなものになってしまって、相変わらずやはり理事は組合員すべてということにもなりかねないし、また同時に、任免といいますか、この選任と解任をするのが違った機関で行われる。

かそんな形で農協の信用事業に従事するといふことも必要だといふことも、基本的に私は同じだとうふうに思いながら聞いておりました。あとはこの手段の問題になるわけでありますけれども、今、例えば学經理事の登用の重要性といふことを認めながらも、これを強制したらどうか

役職といいますか、それと実際は兼職になつていいのが実態だと思います、関連会社の取締役なんかも含めてですけれども。そういうものが兼職の禁止という条項になるのか。厳密に言えば農業経営をしているのも、局長、農業経営者も兼業に当たるわけであります、農業経営も譲つて専念す

言つたような牽制的な意味合いもある。やはりいろいろ兼業・兼職によつて意図的に融資等が行われるということも今日まであつたわけでありまして、そういう透明性の中で牽制的な意味合いもあらうといふ点が私は大きいと思つています。

そういう点で、横並びといふことであれば、私

ある面ではわかりますけれども、解任を慎重に
するという意味だと思いますけれども、しかし、
通常からいけば非常に異なったやり方だというふ
うに思われるを得ません。総会で選ぶのであれば
選ぶ、経営管理委員会で選任、解任を行うのであ
れば行う。ヨーロッパでもそういうふうに聞いて

ところなどについては、やはりこれは、農協法の性格上、学経理事を強制するということについてはいかがかといふふうに思います。むしろ、現在でも三分の一以上が組織代表ということは、裏を返せば三分の一までは学経の方がなつていわけ返せば三分の一までは学経の方がなつていわけござります。先ほどお話をありましたように、ま

る。そういう形にもなるのかどうか。
○堀政府委員 この条文は、今お手元にございま
すように、代表理事、これは常勤、非常勤を問いま
せんけれども代表理事、それから常勤の理事ある
いは參事、監事、こういう方々は他の事業を営ん
ではならない、他の法人の業務に従事してはなら
ないということでござりますので、他の企業の常
務に従事するということはできませんし、もちろ
ん他の事業を営むということはこの兼職、兼業規
定に反するという形になります。

は信組の理事長が自分の事業所の社長も兼ねる、取締役を兼ねるということはなくなるだろうといふうに思いますけれども、そういう点で厳格にこれはやつていたらくことが必要だ。やはりこれからもこういうことが、不祥事というものが起きれば全く大変なことになるわけでありますから、そういう点ではやはり厳格にやることが必要ではないかというふうに思うわけでありまして、時間がありませんから次に行きたいと思っておりま

おりますけれども、なかなかこれは導入しにくい。導入しないところは選択制ですからということでありますけれども、やはりもと、これが必要であるとすれば、一定の規模に必ずこれを入れる。農協で働いている方に聞きますと、これは必要なのだ、今の理事が、大規模な合併農協になりますと、いわゆる集落の代表者のような形で、まさに大変高度な業務をしなければならない農協の中で、必ずしも理事会というものが本当の意味で機能し得なくなつておるという点で、経営管理委員

まだだ一組合から〇・一名とごう状況でございます。そういう意味で、現行の理事会を選ばれます農協につきましては三分の一まで認められているわけでございりますので、極力そういう形での選用をやっていただきよう、私どもも過去通達を出しているわけでござりますけれども、任意の農協でございますから、そういった指導といいますか、強制ということはや適当でないのじやないかなとうふうに思います。

それから農業者の扱いについてでございますけれども、これについてももう少し私どもとしては検討を深めたいというふうに思っておりますが、言葉をそのままとります限りにおいては、この兼職、兼業の制限であります他の事業業という中に農林水産業も基本的には入る、言葉上は入らざるを得ないと思います。

経営管理委員会制度の導入の件に関してであります。前回も理事の三分の一までは正組合員外からと
いう法的な改正をしたわけでありますけれども、
まさに遅々として学経理事の導入は図られない。
○・一人でしたか そういう状態が続いているわ
けであります、そのことご端を発してこういう

会といわゆる専任の日常的な業務をする理事会というものがきちっと機能するということは必要なのだ、こういう形で農協に勤っている方が言われるところもあります。

しかし、現状ではなかなか機が熱しているとうふうにも見えないわけでありまして、私はむしろ、なかなか去れることは難い一面があるからうつ思

それで、私どもは、今回経営管理委員会制度をとろうと思いました理由は、まさに先生が先ほどおっしゃっておりますような共通の認識に立つておるわけでございまして、その際に、冒頭ございましたように、農協の協同組織性としての組織代表の意思をどういうふうに業務執行に反映させるかと、うなじで、それから、高密度化による生

ただ、農協は農業者をもつて構成する団体でござりますから、そこで農業者をそのまま兼業という形に指定するということをもう少し農協法の趣旨に照らしまして考えてみたいと思っております。今の段階で確たるものを持つておるわけにはございませんが、例えば通常の日本の農業の経営の実情でござります家庭農業経営、そういうことを通常営んでおられるという場合に、他の企業とか他の法人と同様に兼職、兼業で一切まかりならないということが日本の現状に合うのかどうか、

経営管理委員会というのもつくりたのではない
かというふうに思はざるを得ません。
しかし、これだけの、きょうの私どもの安住委
員の本会議での質問にありますとおり、余りにも
唐突に出てきた感と言つたら首をかしげるかもわ
かりませんけれども、農協なりあるいは組合員の
皆さんに理解を得ておるのか。私どもも、何回聞
いてもちよとわかりにくいと言つてはおかしい
のですけれども、だれが代表権を持つのか、ある
いは、どこまで業務のきちんとした区分けを経営

○堤政府委員 先ほど米先生のお話を聞いており
ますと、業務執行という意味でそれを充実強化し
ていくべきだということについては、御指摘のと
おりだと私は思います。それから、業務執行の充
実という意味で、専任の方が、例えば学經理事と
ども、この点も含めて見解をお聞きいたしたいと
思います。

日常の金融業務を、不測の事態を招かないようにならざるを得ない。そこで、この二つの目的を両立させたいということから、経営管理委員会につきましてはすべて組織代表の方々がおなりいただいて、組合の業務執行に関する重要事項、基本方針をそこで決めていただく。そのことによって、協同組織性としての意思がそこで貫徹をすると私もは思うわけでござります。

そういう重要事項、基本ラインを組織代表の方が決めていただいて、その決められたラインの上

卷之三

卷之三

に立つて、デリバティブとかいろいろ言われておられます。どうな非常に高度化し専門化した日常の業務執行は、経営管理委員会が選ばれた専門的な方になつていただく。専門の方というのは、これはもう特に組合員でなければならぬとか、もちろん組合員の方がなつていいわけでござりますけれども、組合員でなければならぬとかそういうこともなしに、適任者を選んで、まさに日常の高度化した金融業務をやつていただき。

こういう意味で組織性を維持しながら高度化した日常の業務をこなしていく、そういう両方の目的を持つたものとして考えたわけでございます。これはもちろん強制ではございませんで、その地域、地域の農家の方や農協の方々がこれを選ばれるという場合に選択肢として考えてみてください。という形になつておるわけでございます。

なお、このことにつきましては決して拙速とかそういうことではございませんで、農政審議会でもかなり御議論を賜つてまいりました。農政審議会にも全中会長初め農協系統の方々もたくさん入つていただいておりますし、それから、農協その 자체も、総審と言つておりますけれども、そういう特別の審議会でこれをこなすという形の御議論もかなり深められたといふうに聞いております。

もちろん理解が完全にいつているといふうには思つておりませんが、これからもそういう啓蒙普及ということを努めることによつて、特定のこういうことに関心を示しておられる単協、農協の方もおられますので、そういう意味では選択肢という形で、どちらをとりましても農協の職務執行体制を強化する、そういうことに資するよう運用を心がけてまいりたいというふうに思つております。

○鉢呂委員 時間がなくなりますので、次に移ります。

外部監査についてであります。これは、他の金融機関、他の業態と横並びの完全な外部監査といふものは、農協の現状を考えれば大変いろいろな

問題があろうとも、今回の専門の問題を大きな教訓として完全な外部監査というものはやはり必要ではないだろうか、大変必要だというふうに私は思っています。

中央会の指導監査は、やはりこれはこれとして継続的に農協に対しても何か事があったときには指導を仰ぐという形もありますし、指導監査というものは三年に一回ぐらいしかなされておらない現状でありますから、これは徹底して行う。同時に、一定規模以上の農協については完全な外部監査、公認会計士ですとか監査法人による監査というものをやはりやるべきではないか、他の業態にきちっと合わせるべきではないかというふうに私どもも思うわけでありますて、今回はこういう形になつたわけでありますけれども、これはやはり早急に実施すべきであるというふうに思います。

今までその議論は出ておったのではないのかと、いうふうに思いますが、藤本大臣、この点についてどのようにお考えになるのか。今回ももうこういう法案が出来ましたから、我々は修正案を出すことはしませんけれども、大臣としてこの点についてどのように基本的にお考えになるのか、将来の方向として、完全なる外部監査についてどのようにお考えになるのか、お聞きをしておきたいというふうに考える次第でございます。

○堤政府委員 先にちよつと御説明をさせていただきます。

基本的に監査体制が非常に重要なことである外監事、常勤監事とともに外部監査体制というふうなことを今回手当てしたわけですが、その際、ほかの組合の場合と違いまして、系統につきましては昭和二十九年以来、農協中央会が中央会監査という形で蓄積をしてきてるノウハウもある、かつ、千三百名の資格者もそれぞれ取りそろえているという意味で人材養成もしてきている。そういうことを踏まえまして、かつ、それだけで導入したわけではございませんで、公認会計士を中心会監査に配置するということによりまして、公認会計士のノウハウを中心会監査に導入をして

監査制度を義務づけるなどということにしておるわけですが、いわゆるレベルアップをいたしました上でござります。

決してそういう意味では、何といいますか、公認会計士そのものをというわけではございませんけれども、中央会が從来果たしてきました役割、それから人材を活用するということ、さらに、外部の目で物を見てもらおうという意味での公認会計士を必ず置く、それで、その方を必ず置いてその目を通していただく、そういうふうにレベルアップした段階での中央会監査ということで整理をいたしているわけでございますので、その点につきましては特段の御理解を賜りたいというふうに思っております。

○藤本務大臣　今回の中央会の監査体制の強化によりまして、他の金融業態と同等の効果が期待できるものと考えております。また、そのような運用になるよう指導してまいります。

○鉢呂委員　信連の役割は今回大変大きかつたというふうに思いますが、それでも、役割といいますか住専問題ですね。この信連についても、全中といいますか中央会の監査というのは同様になるといふふうに聞いていますけれども、公認会計士を中心会の段階に置くことのあるならば、信連については最低限直接、目を通すというようなあるいは教育的ななどということでなくて、直接、これも今までの実施率は年間一四%から二二%ということですから、まさに四、五年に一回やつていいふうかどうかというような状況でありますけれども、やはりここは、そうであれば毎年この信連については監査を行う、外部監査ということでは、その際は公認会計士、監査法人による監査を行なうということをぜひ強く求めておきたいと思います。いかがですか。

○堤政府委員　信連につきましても全く同様の形で、全中の監査が入るということは同じでござります。

それから、これは通常の業務監査とは違いますので、決算監査でございますので、毎年それぞれ

○鉢呂委員 続きまして、金融機関の検査・監督業務の一元化の問題であります。

この問題も既に出了かもわかりませんけれども、農林水産大臣から、今、与党なり内閣で検討されておると思われます金融機関に対する検査・監督の一元化の問題について、農水省としては、農水大臣としてははどう対応していくのか、御答弁を願いたいと思います。

○堀政府委員 大臣のお答えの前に、私の方から御説明させていただきますが、全体的な、金融庁をめぐります全体の検査・監査の問題につきましては、御案内のように、農協が総合事業体であるということ、信用事業のほかに共済事業その他の事業も持つておるわけでございまして、かつ、その信用事業と経済事業の関係が非常に、不即不離といいますか裏表みないな形で、密接な関係になつております。そういう観点から、農水省としては、農政という立場から、他の経済事業をやつております団体をやつておりますとか、あるいは其済事業団体をやつておりますものと同様に、信用事業につきましても農政の観点からの検査・監督をやつております。

他方、大蔵省におきましても、全体の金融秩序の維持という観点から、銀行や何かと同様に、信用組合あるいは信連あるいは農中でそいつた検査が行われているわけでございまして、そういう意味では、いわば共管という形でそれぞれの目的に応じた検査・監督が行われております。

現在、この問題につきましては、それぞれ御議論が進んでいるわけでございますけれども、私どもとしましては、今申し上げましたような基本的なスタンスでこの問題の解決が図られる必要があるという認識をいたしているところでございます。

○鉢呂委員 時間がなくなつたので、それでは、私どもはこのことについては一元的に行うべきである。これは、信用部門以外の事業も行つてある。

ことはわかりますけれども、やはり金融事業が一番の課題ですから、検査・監督については別機関で、大蔵省からも分離をしたところで一體的に、一元的に行うべきだというふうに主張しておきます。

時間がありませんので、もう二つあるのですけれども、いわゆる農林中金と信連との合併問題です。この合併に際しては主務大臣の認可が必要としておりますが、その審査基準として三つ挙げられておるのは法律に書いてあるところであります。しかし、この三つの審査基準はまだ抽象的であります。私は、この合併に際しては、参考人の質疑でも申し上げましたけれども、信連にあります不良債権、固定化債権の問題が大変大きな問題になるだろうというふうに考えるところあります。

農政審報告でも、あくまでも系統信用事業全体としての機能強化あるいは効率化が目的であつて、経営不振の信連の救済を目的とするものではない。この立場は農水省も立つわけであります。○堤政府委員 先生が今御指摘になりました、行政の認可にかかるらしめておりますことのその基準でござりますけれども、三つございまして、統合が系統信用事業全体の効率化及び健全な発展に資するものであること、それから、統合後の農林中金の業務運営の健全性が確保されることという規定が入っております。

それで、これはまさに先生御指摘のよう、経営不振信連の救済を目的としてこういう統合を行う趣旨ではないということをこの基準で明確にしたということでござります。○鉢呂委員 農政審答申では、統合に当たっては統合の当事者が要員・不良債権処理等に関する年次計画を作成し、その計画の策定・実行に行政が計画認定等の形で関与していくことが必要である」というふうにまで述べております。このことについて今は今回の法案には一切、そこは、省令、

政令で行うとかいうことが書いておりませんけれども、この農政審の報告を厳密に、行政庁の認可の段階で行うのか。

あるいは、認可をした後に不適当と思われるものが見られたときにはこの認可を取り消すといつたことがありますけれども、認可を取り消すということが必要になつてくるというふうに私は思うでありますけれども、認可を取り消すというものがあり得るのか。この二つについて御答弁を願いたいと思います。

○堤政府委員 これは当然ながら、経営破綻等を来ております、あるいは経営困難になつております信連の救済を目的とするものではございませんので、したがいまして、主務大臣の認可の際に、そういう不良債権等はきちんと県内等の中で処理されていくことを前提にしての認可という形になつてくるというように考えております。

それから、取り消しの話がございましたけれども、当事者が認可の内容どおりに統合を実施しないという場合には、もともと認可の要件を満たしていないといふことになるのではないかとうふうに思ひます。○鉢呂委員 農政審の報告には、国の支援措置についても書いてあるわけであります。統合の阻害要因を取り除くための支援措置、これは税の優遇措置、登録免許税の関係ですね。この優遇措置をとるのかどうか、それが一点です。優遇措置といたのは、いわゆる税の課税負担の特例措置をとるのかどうか。

それから、農協系統全体としての組織の二段階化の一歩として信用部門への支援措置をとるべしというふうに言つておりますけれども、具体的にはどういう支援を考えておられるのか、このことについてお伺いします。

○堤政府委員 統合につきましての国の支援措置ということで、登録免許税その他について税務当局に来年度予算で税制改正要求をお願いしている

それから、統合全体の支援という形につきましては、例えば私どもとして、こういった税制のほかに予算の中におきましてもこういった支援を、何といいますか誘導していくような形の予算もお願いをいたしております。そういう制度、そういうものから予算それからこういった法制度、そういうものもろのこととで統合への方向づけを確かなものにしたい、などとお考えおります。

○鉢呂委員 不良債権を、固定化債権を合併の段階に持ち込まないということは、ある面では信連以下で処理をするということでありますから、大変な事態であります。この農協合併助成法には、合併推進法人ですね、これが設けられておるわけでありますけれども、こういうたぐいの不良債権にかかる支援措置と、いうものを考えるのかどうか、この点について、これは信連と中金の合併についてですよ、お伺いいたします。

○堤政府委員 先ほどもちょっとお答え申し上げたところでございますが、農協合併助成法の中で、この合併推進法人ということで利子補給等あるいは不良債権の買取りができる、かつ実績も上がっていることは御説明したとおりでござりますが、これにつきましては、単協をベースに考えておりまして、信連とかそういうことについては、当面そういう制度はございません。

○鉢呂委員 もう時間がなくなりますので、早期は正措置の二年後には合わせるということになりますと、信連の、信連といいますか、系統の二段階化というのは避けて通れない問題もあるうだと思います。

基本的には、先ほど全中の幹部の皆さんも二段階といふことを原則として志向するんだということがありますけれども、しかしこのことが必ずしもこの二年間に行われるとか計画的に行われるとかいうようななめどは立つておらないやに聞いては、どういう支援を考えておられるのか、このことについてお伺いします。

○鉢呂委員 時間がありませんからかいつまんでお聞きしますけれども、いわゆる信連のノンバンク系の貸し付けについてであります。

去る十月八日のある新聞の報道は、昨年の三月末の残高が四十七県信連で二兆一千億のノンバン

けなくなつた場合には業務停止までいってしまうというような厳しい状況が考えられるわけであります。

いずれにいたしましても、農水省としては、二段階、信連、農林中金の合併ということについて、基本的にどういう考え方をしておるのか。あるいは、合併推進法人のようなことは考えておらないといふことでありますけれども、この不良債権問題については、厳しい金融情勢あるいは住専の反省、そういうものもろのことを含めましてこの法案をお願いしているところでございます。したがいまして、そういう方向に省を挙げて全力で私どもとしては推進をしていかたいという考え方方が基本でございます。

それから、不良債権の問題につきましては、先ほどからお話をございましたように、農林中金にそれを引き継いでいくということは基本的におかしいわけでございまして、県内の中できちんと処理していただくことが基本であろうと思いまます。そういう意味で、不良債権の問題につきましては、系統内部で、それぞれの経営内部で処理されていかなきやならない課題、問題といふふうに思つております。

○鉢呂委員 時間がありませんからかいつまんでお聞きしますけれども、いわゆる信連のノンバンク系のものがある貸出残高の三六%に当たると。そのほかに、住専向けが二兆三千億あるとの、個別の信連のことを金額も記載しながらの報道があつたわけであります。しかも、全貸付残高の五〇%以上にわたつておる県信連が十県信連あると

いう状況でして、そういう意味ではなかなか大変な状況があるのではないかというふうに推察をするわけであります。

独立系のノンバンクの信連からの貸し付けについての懸念の報道もたびたびあるわけでありますけれども、これらについて、農水省としてどのようにこの現状把握をし、今後どういうような指導をしていくのか、基本的なところの御答弁を願いたいと思います。

○堤政府委員 系統金融機関が持っております不良債権あるいはその中におきますノンバンクへの不良債権等につきましては、国会等でさまざま御議論をいただいてきたところでございます。

先ほど御質問がございましたので、そういう意味では不良債権の数字等も申し上げたわけですが、いざれにしましても、これは国会で御議論ございましたように、ノンバンク等に対しまず不良債権につきましては、公的措置ということによらず、それの経営責任の中で処理されるべきものということで対応すべきものと私どもは思っております。

○鉢呂委員 時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、非常に厳しい方向での立場に立つての質問をしたというふうに私も考えておりますけれども、金融部門に限つて見れば、そういう意味では住専の関係もあって、やはり相当厳しさをもつて農協運営に当たる必要があるのではないか、そういうふうに思つたわけで、これは自主的な団体でありますから、まさに法の中でも自主的に融資を減らして資金を引き揚げていきました。農協系統の金融機関からの住専への融資は、それが反比例して膨らんでいきました。このことはもう周知の事実ですが、これが今信連の経営悪化を招く大きな要因になりました。

この点で、ことしの二月に藤田スミ委員が政策誘導という問題で訴えをしました。大蔵、農水の行政責任は重いということを追及したわけです。今回の法改正は住専問題が一つの契機になつていています。

また、きょうは聞きましたけれども、農水省の指導監督、これらについても多々反省点はあるのではないかというふうに考えておるわけであります。そういう点も含めて、農水省の農協系統に対する指導監督が、あるいは検査も含めて問われておるというふうに思いますので、今後とも、この法案は必ずしも完成されたものでない、

現状の農協の状況を踏まえて、そこで折り合つた段階での法案のような気がしてなりませんので、これを最低限のものとして、金融システムの安定化というより高い見地で農協系統の金融機関としての役割を果たしていただきたい、このことを最後に申し上げまして、質問を終えたいと思います。

○石橋委員長 ありがとうございました。

○春名委員 さきの委員会に続きまして質問させていただきます。大変お疲れだと思います

ますけれども、よろしくお願ひします。

最初に、住専問題についてお伺いをしておきたいと思います。

この問題は、私たち日本共産党は、母体行の大蔵省の責任といふことを論点でも明確にして

変大きな責任といふことを論点でも明確にしてやつてまいりました。そして、足らない分は血税を投入するんじやなしに、母体行がちゃんとやりなさいといふことも言つてまいりました。そして、

しに関する総量規制通達が九〇年三月、出された。その三月以後、都市銀行とか地銀などは住専への融資を減らして資金を引き揚げていきました。農

協系統の金融機関からの住専への融資は、それと同様で、まさに法の中でも自主的に規制が政策課題となつてたときに、信連の住専への融資拡大ぶりは熟知されていたと思うのですが、三業種規制の報告は信連協会への通達では求めなかつたわけですね。他の銀行などにあつた通達では抑制効果をねらって報告を出すよう求められたわけですが、信連にはそれが欠落をしているといふか、求めませんでした。これは、大蔵省の当時の銀行局長さんと農林水産省の経済局長さんの両名によってこれが出されたものであります。その後も信連から住専への融資が増大し続けているといふことが出ていたわけで、承知をしていながら抑える措置が講じられませんでした。そして、いよいよ危ないという判断がされて、系統資金が引き揚げられようとしたときにも、大蔵や農水省の覚書という形でこれがとどめられるということになりました。ですから、明確な政策意

大蔵が誘導したということを私の口から言うわけにはまいりませんが、やはり信連、系統の融資の甘さというのも十分我々は反省しなきやならぬと思っております。

このように答弁をされておられます。ほのめかすとすることではありますけれども、事実上大蔵の責任ということにも言及がされましたし、それからまだ信連や系統の融資の甘さということについての反省にも触れられておられます。

しかし、農水省の政治的・政策的責任ということはまだいまいなままであります。この点で農水省の責任についても明確にしなければならないと思

ますけれども、大臣、この点いかがでしよう。

○藤本国務大臣 住専問題に至つた背景を点検、検討いたしまして、その結果を踏まえて今後の行政的に反映させることが行政の責任として最も重要なと考へております。このため、こうした考え方のもとに、信用事業を中心とする農協改革法案を国会に提出した次第でございまして、検査体制のあり方につきまして、その充実について検討中でございます。

○春名委員 今のお話にかかわってもう少しお聞きしますけれども、不動産向けの貸し出しの総量規制が政策課題となつてたときに、信連の住専への融資拡大ぶりは熟知されていたと思うのですが、三業種規制の報告は信連協会への通達では求めなかつたわけですね。他の銀行などにあつた通達では抑制効果をねらって報告を出すよう求められたわけですが、信連にはそれが欠落をしてい

ないよう、今回まさに農協二法という形でお願いいたしておりますのも、そのときの御指摘でございました。農協は系統金融機関として十全であつたのか、リスク管理体制が十分であつたのか、貸付審査体制は十分であったのか、そういうたさまざまな御指摘をそのまま私どもとしては受けとめさせていただきまして、農協改革という形の中

に結実をして今回御審議を賜つておるわけでございます。そういう意味で、住専につきましては、さざざまな御議論をそのまま私どもとしては受けとめさせていただくということによつて責任を果たしてまいりたいというふうに考へておるところでござります。

私も今大変反省をしているわけでございまして、この平成二年の総量規制以後の住専へ貸し出しが倍増したという事実、これはやはり私は、

図に基づいていたことが非常にはつきりしているわけであります。

ですから、今信連の改革ということで法案を出していろいろなことが言われているのですが、その前に、そういう大蔵省の指導責任が問われるのですが、そ

であれば、それに乗つた農水省の責任そのものを避けてはいけないし、そのことをまずしっかりと反省をするということから始まなければならぬ

と思うのですが、その点はどうでしょうか。

○堤政府委員 その点につきましては、ことしの当初からの予算委員会あるいは金融特委等で御議論があつたわけございまして、當時も申し上げましたように、さまざま意味で、住専への貸し

付けることにつきましては、農協の場合は住専自体の例えは創設あるいは經營に参画していない

ことと、経営責任そのものではないといふことで、経営責任そのものではないといふことでございますけれども、大臣、先ほど大臣

が申し上げましたように、指導監督する立場だけいう意味での、さまざま意味での見直し、反省もしなければならないということで対応してきたところでございます。

そういう中で、二度とこういうことが起こらないように、今回まさに農協二法という形でお願いいたしておりますのも、そのときの御指摘でございました。農協は系統金融機関として十全であつたのか、リスク管理体制が十分であつたのか、貸付審査体制は十分であったのか、そういうたさまざまな御指摘をそのまま私どもとしては受けとめさせていただきまして、農協改革という形の中

に結実をして今回御審議を賜つておるわけでございます。そういう意味で、住専につきましては、さざざまな御議論をそのまま私どもとしては受けとめさせていただくということによつて責任を果たしてまいりたいというふうに考へておるところでござります。

○春名委員 今お話をかかわつてもう少しお聞き

となんです。やはり一つは、少なくない信連の経営危機、これと関連しているということは最初申しましたけれども、もう一つは、今お話を少し申ましたが、協同組合としての農協系統の資金運用のあり方が非常に大もとから問われるような典型的な重大問題になつたからでした。

それで「JAの中核が紹介冊子で、新編一九九三年私たちとJA」という冊子で、農協の信用事

三

○春名委員 広域合併の問題とか系統事業、それから組織二段という問題などに触れられましたので、次の問題にちょっと入っていきたいと思いますけれども、そういう大きな流れの一環として、今度の二つの法案が出来ていると思います。それで、農協合併助成法、これが合併期限を二〇〇

一年三月まで延長するということが提出されており、スケールメリットを追求する、合理化・効率化ということが強調されているわけであります。そこで私は、先ほど来の質問にもあるのですけれども、このことが強調される余りに、不採算部

門が縮小されるとか、それから農協と組合員との希薄化が進んでいくとか、協同組合という性格にかかる重大問題を現にはらんできているというよう非常に感じているわけですし、特に當農指導事業、これが縮減されていけば、農協本来の機

○堤政府委員 先ほども実はお答えを申し上げた
かねません。そうした懸念は全くないと言えるで
しょうか。その辺をちょっとお答えいただけます
か。

ところでございますけれども、今回この農協関係の法案の審議をお願いしているわけでございますが、その中には、今御指摘のように、単協の統合ということでお、単協の合併といいますか、そういうことによりまして、単協の力をつけて農家の方に

対します営農と生活のサービスを充実させていきたい」というねらいがあるわけですが、その際、例えば大型合併化をしていきますれば、農家の方々と組合員との間に希薄化が生じるのではないかという御心配がされております。現実に、

さざまな単協合併の中で、今御指摘のように、そといった事例がないというわけではございません。やはりそういう事態が起こっているところもあると思います。

しかしながら、また他方で、大型化をやりながらも、しかし農協と組合員との関係を希薄化しないで対応しておられる単協合併ということもある

そういう実態にあつたことが大蔵省の立入調査ではつきりしていたのに、引き続き膨大な農協系統の資金が誘導されていくことになつた。ここに大きな問題があると思うのです。農水省が根拠としていた高い公共性という問題ともかけ離れたような、そういう実態があつたんじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしよう。

○堤政府委員 この点につきましては、私何度も答弁をさせていただきてまいりましたけれども、

とか、公共性が高いとかいうことは、その当時全然わかつていなかつたということにはやはりならないと思うのですね。

私言いたいのですけれども、そういう実態にあつたことが今ではもう天下に明白になつてます。ですから、系統資金が協同組合としての基本から大きく逸脱した資金運用がなされたことへの反省は、少なくとも今日はつきりさせておかなければなりません。

よって、質量ともに充実したサービスを農家の方でできるようにしようとありますとか、あるいは業務執行体制、それからリスク管理体制、監査体制、そういうことについてもさまざま御批判をされ、真摯に受けとめて、今回、法改正の中でお願いをしているということで、住専その他の金融情勢のことでもちろん念頭にございますが、そういうことを受けとめまして、私どもとして対応させておるということについては御理解を賜りたいと思っております。

家の方々と組合員との間に希薄化が生じるのではないかという御心配がされております。現実に、さまざま単協合併の中で、今御指摘のように、そういった事例がないというわけではございません。やはりそういう事態が起こっているところもあると思います。

しかしながら、また他方で、大型化をやりながらも、しかし農協と組合員との関係を希薄化しないで対応しておられる単協合併ということもある

○堤政府委員 この点につきましては、私何度も答弁をさせていただいてまいりましたけれども、

反省は、少なくとも今日はつきりさせておかなければなりません。

とを受けとめまして、私どもとして対応させてい
るということについては御理解を賜りたいと思ひ

らも、しかし農協と組合員との関係を希薄化しないで対応しておられる単協合併ということもある

わけでございまして、先ほども御説明したわけでございますが、農家の方により近い立場にございります支所を活用いたしまして、営農指導、生活指導等を充実させておられる農協もございます。それから、支所等がなくなつたりしたところの空白を埋めるという意味で、青年部会あるいは婦人部会、あるいはさまざまな営農の面での、作目別部会といいますか、そういうことによりまして、農協と組合員との肌のぬくもりが感じられるような、そういう意味での指導をされておられる農協もあるわけでございまして、やはり全体的には効率化を求めていかないと他の業態におくれをとる、農協の信用事業がおくれをとるということございますので、そういう意味での合併は進めていかなければなりませんが、今申し上げましたようなさまざまな工夫をやることによつて、農協と組合員の方の希薄化を防いでいく、あるいは逆に充実させていくこととは十分できるというふうに思つております。

それから、例えば不採算部門がこれでもつて切

られていくのではないかといつて御指摘もございま

した。これは先ほども御説明したところでござい

ます。これが、今回も部門別の採算を明らかにしていくことを

いたしました。これは、組合員の方々がどういう改善をした

か、これは、信用事業と共に経営事業が引つ張つてい

ける時代であればよかつたのですけれども、この

厳しい状況の中でそれができないということで、

例えば、経営事業はいつまでも赤字を垂れ流して

いくということでは農協経営として本当に行き詰

まつくるのではないか、そういう意味で、農家

の方々にそれぞれの部門がどういう経営状態にあ

るのかということをきつちりと、まさにティスク

ローズしていただきまして、それで農協としてどういうところを改善したいのかという意味で

の御議論をやつていただき、そういう契機、よす

がにしたいということで、例えば部門別の採算、

部門別の収支を明らかにするということを申し上

げているわけでござります。

つまるところ、こんな形をとることによりまし

わけでございまして、先ほども御説明したわけでございますが、農家の方により近い立場にございります支所を活用いたしまして、営農指導、生活指導等を充実させておられる農協もございます。それから、支所等がなくなつたりしたところの空白を埋めるという意味で、青年部会あるいは婦人部会、あるいはさまざまな営農の面での、作目別部会といいますか、そういうことによりまして、農協と組合員との肌のぬくもりが感じられるような、そういう意味での指導をされておられる農協もあるわけでございまして、やはり全体的には効率化を求めていかないと他の業態におくれをとる、農協の信用事業がおくれをとるということございますので、そういう意味での合併は進めていかなければなりませんが、今申し上げましたようなさまざまな工夫をやることによつて、農協と組合員の方の希薄化を防いでいく、あるいは逆に充実させていくこととは十分できるというふうに思つております。

それから、例えば不採算部門がこれでもつて切

られていくのではないかといつて御指摘もございま

した。これは先ほども御説明したところでござい

ます。これが、今回も部門別の採算を明らかにしていくことを

いたしました。これは、組合員の方々がどういう改善をした

か、これは、信用事業と共に経営事業が引つ張つてい

ける時代であればよかつたのですけれども、この

厳しい状況の中でそれができないということで、

例えば、経営事業はいつまでも赤字を垂れ流して

いくということでは農協経営として本当に行き詰

まつくるのではないか、そういう意味で、農家

の方々にそれぞれの部門がどういう経営状態にあ

るのかということをきつちりと、まさにティスク

ローズしていただきまして、それで農協としてどう

いうところを改善したいのかという意味で

の御議論をやつていただき、そういう契機、よす

がにしたいということで、例えば部門別の採算、

部門別の収支を明らかにするということを申し上

げているわけでござります。

つまるところ、こんな形をとることによりまし

て、農協の原点でござります営農指導というものをきちんと行えるような形にもつていくということも、今回のねらいの一つといふことを御理解いただきたいと思います。

○春名委員 ちょっとそこにはかわって、もう一回お聞きしておきますけれども、部門別の採算を明らかにするということですけれども、営農部門

というのは採算が合うといふやうになるのですか。最初から指導する指導員が営農をしていくわけでしょう。それで採算するということはどういうことになるのですか。

○堤政府委員 これも何度もお答え申し上げてきましたが、私は常に私が考えておりますのは、信用事業や共済事業で、従来はその黒字でもつてカバーできていた、そういうことでは

今後はいかないという意味で、経営事業につきましても、信用事業につきましても、共済事業につきましても、部門別の収益を明らかにしていくと

字で引つ張つてきたわけでございませんけれども、それがあくまでもいかなくなつてくるのではないかと

いうことで、経営事業が信用事業や共済事業の黒字でもつてカバーできていた、そういうことでは

今後はいかないという意味で、経営事業につきましても、信用事業につきましても、共済事業につきましても、部門別の収益を明らかにしていくと

字で引つ張つてきたわけでございませんけれども、それがあくまでもいかなくなつてくるのではないかと

いうことで、経営事業が信用事業や共済事業の黒

字でもつてカバーできていた、そういうことでは

○春名委員 趣旨はわかりました。

農水省の農協課の調査計画係長の石井さんとい

う方が「総合農協の組織・事業の動向」という論文

というか、調査結果を発表されておりまして、こ

れは一つの指標だと思いますけれども、一九九二

年の営農指導員の数が一万八千二百五十九人、一

九九四年の、二年後の平成六年は一万七千七百四

人、マイナス五百五十四人になつてゐるそつです。

この数字によると、職員数全体は多少ふえ

てゐるといふことになつてゐるので、これだけで

別に営農が軽視されているといふふうには僕も思

いませんけれども、そういう傾向もあるといふこと

とは認識をしていただかなければならぬと思う

のです。

それにはかわって、ちょっと数字を確認してお

きたいことがございますが、この営農指導員の数

だけではなくに、規模拡大した農協だったら經營

はうまくいくといふやうになかなか単純になつて

いない、現状はそういう面があるのじゃないかと思

うのです。

それから、農政審の報告でも、営農支援をより

的確に行えるようにするというのが改革の目標で

あるということが書かれているのですが、これに

も十分そぐわないよつた面もあるのじやないかと思

うのです。

そこで、次の数字をちょっと確認をしたいわけ

です、農協の規模区分ごとの利用実態といふもの

ですけれども、組合員の一戸当たりの販売品の

販売高、それから購買品の供給高、それから貸出

金の平均残高、この三つを、小規模農協、今は千戸

以下というふうになつてゐると思いますけれど

も、小規模農協と大規模農協の比較といふことで

ありますか。

○堤政府委員 これは総合農協の一割を下回り

ます二百二十四の農協の調査結果でございますか

だけではなくに、規模拡大した農協だったら經營

はうまくいくといふやうになかなか単純になつて

ない、現状はそういう面があるのじゃないかと思

うのです。

それから、農業への依存度は高くなるといふ意味

であることは社会的条件の不利なところに立地して

いる場合が多いございます。そういうことになります

と、基本的ににはそういうところにつき

ますというと、基本的ににはそういうところにつき

ますといふやうな面もあるのじやないかと思

うのです。

それから、農業への依存度は高くなるといふ意味

であることは社会的条件の不利なところに立地して

いる場合が多いございます。そういうことになります

と、基本的ににはそういうところにつき

ますといふやうな面もあるのじやないかと思

うのです。

それから、農業への依存度は高くなるといふ意味

であることは社会的条件の不利なところに立地して

いる場合

どめていこうということで、基本的には現行の雇用を守りながら採用調整という形の中で当面対応していくこういうふうに私どもは聞いております。

○春名委員 それが中心的な方針だというのは私も聞いておりますが、なお本当に農水省としても、労働者に犠牲が覆いかぶさるようなことが絶対ないようによく配慮してやっていたみたいと思いますし、それで、農村地域では特に雇用情勢が厳しいわけですね。二〇〇〇年までに五万人という労働者をそういう形であっても減らすと、採用が減るわけですから、農村地域の疲弊にさらに追い打ちをかけることにもなってしまうわけです。

どからの議論を聞いておりましてよく御理解いただけたと思うわけでございますが、新規採用を二分の一以下にすることによって調整をしていく、こういう考え方であることは御理解いただけたも

○春名委員 では続きまして、法案そのものについての質問をさせていただきたいと思います。
まず、信連と農林中金の合併に関する法律案の質問です。
それで、参考人の質疑のときにも藤田議員が確認をしておるわけですねけれども、これはそれぞれの信連が自主的にやることだということだと思うのですね。そのことを改めて伺いたいわけですが、

○春名委員　わかりました。
それで、膨大な不良債権の、千六百五十億とかいろいろ言われていますが、投資信託の含み損が約三千億というふうにも言われています。本会議

で藤田議員が質問いたしましたが、農協系統の組織は二〇〇〇年までに信連と農林中金との統合を行ふとの目標を持っておりますけれども、不良債権を解決する、処理するということについて、先ほどから質問もいろいろ出ておりますけれども非常に私自身も不安があるということなんあります。

また、具体的な不良債権の処理ということは、これは系統の中で自主的に検討されることになるわけでございますけれども、さまざまに信連が持っております保有資産を売却をしていく、ある

いは先ほど来も御説明申し上げておりますような採用調整等によります人員削減、さらには施設の統廃合、それから会員の方々の協力を得て会員組合に対する増資協力、そういう形の中で不良債権の処理が行われるべきものだというふうに理解をいたしております。

○春名委員 もう一つ確認しておきたいことですけれども、大臣が認可されるときの三つの基準というのがありまして、農林中金の経営の健全性が確保されるところ、もう一つは支店の組織化について記載されております。

業率は一ヵ四分の三%程度を日安としてできる限り低くするんだということを目標にしてやらなければならぬ、こういうことを雇用対策基本計画ということで閣議決定もしてあります。雇用の確保というのは、ですから今政治の重要な課題の一つという状況になつていいと思います。この立場からいっても、系統組織の合理化といふ観点のみで事を進めてはならないという点もあると思います。閣僚の一員いたしまして大臣の見解を伺つておきたいと思います。大臣、お願ひします。

ですから、あくまでもそれぞれの信連が、今回の法案は二つの組織をひつけてできるようになりますけれども、それぞれのやり方でそれぞれの信連が各地域や信連の実情単協や組合員の意思を踏まえて自主的にこれは判断していく、このことを最大限尊重する、こういうふうに理解していくわけですね。

おられましたけれども、農林中金と信連の統合ということを考えました場合に、農林中金は何も農協だけで構成されているわけではなくて森林組合や漁協の方々も入っておられる、また健全に経営をされている信連という方もおられるわけでございまして、そういう意味で、経営不振信連の救済を目的とした信連の統合ということは信連全体の力を弱めることになりますので、これは好ましくないということについては私どもそう思います。系統の方々もそういう御認識であるというふうに理解いたしております。

法律の中に書いてござりますように、具体的な行政の認可に当たりましては三つの基準をお願いしてございます。

一つは、統合が系統信用事業全体の効率化、健全な発展に資するものであることと、これらはやはり経営破綻信連等がそこに駆け込みまして、全体としての農協系統信用事業の力を弱めるということでは困るわけでございますので、そういう意味でのものでございます。

それから二つ目に、統合を行います信連の地区内におきます農業者等の利便に支障を生じないと

○堤政府委員 先ほども御説明いたしましたように、今回の農協のリストラ、組織の再編ということにつきましては、年間退職者数が現行程度と比べて見込んだ上で新規採用をその二分の一程度にとどめようということで、基本的には現在の雇用を守りながら新規採用調整によって削減していくということをございます。

道を開いていただきたいということでもあります。
したがいまして、全体的なこれから農協系系統のあり方としまして合併や統合が進んでいくといふ場合もあると思いますけれども、それは基本的にはそれぞれの地域の実情、そういうことの中で判断されるべき事柄ということで、強制にわたるとかそういうものでは基本的でないというふうは思っております。

したがいまして、信連が持っております不良債権は基本的には、先ほど来御答弁申し上げておりますように、農林中金に持ち込むことなく県内において処理されていかなきやならないというふうに思うわけでござりますが、その際に、例えば業譲渡方式ということをとれば、不良債権を、例えばでございますけれども、県組織に残しまして、その後時間をかけて処理するという道も可能でございます。

いうことで、そこに住んでおられます信連や農協の貸付対象者も含めまして、農業の方々の利便に支障を生じないかどうか。

さらに、統合後、存続法人として農林中金を考えているわけでござりますけれども、農林中金の業務運営が健全に確保されないと、農林中金の全国段階としての機能が果たせなくなつてしまふと、いうことでござりますので、そういう三つの考え方を持つて対応していきたいというふうに考え

○春名委員 それじや時間があれですので、続いてお聞きしたいと思います。

だれでもいいのですからね。そういう可能性もあることですね。

うに、今までそういうことはございませんし、これからもあり得ることでござります。

制度を考えなれりでござります
しかも、これは、いろいろ御心
しあるとすれば、強制に当たるわ

配のところがも
けじやございま

農協法の関連ですけれども、一番よく確認しておかなければならないことで經營管理委員会制度の問題です。いろいろ聞かなきやいけないのでありますけれども、申しわけないのでありますけれども、經營管理委員会はまずどこで選ばれるかというのを確認しておきたいと思います。

○ 堤政府委員 あくまでもこの理事会の理事は組織代表からなります経営管理委員会の方が任命されるわけでございまして、そういう意味で、今までおっしゃいましたような方を、この経営管理委員会の方々が農協をそういう専門家にゆだねよう、農協の日常業務をゆだねようという場合にはそういうことは可能だと思います。

○ 春名委員 現行法では、代理理事は正組合員でなければならないと思うのですけれども、これは

○春名委員 それで、今までもあつたのかどうかは僕は調べてないのであれでけれども、代表権を持つ方が組合員でない人になることが往々にして起つてくるということになつていくと思うのですね。

そうすると、ちよつと私の印象では、協同組合ですから、組合員がすべての主人公なわけですけれども、そういう原則からいって、それが逸脱していくというか、そういう方向に踏み出すのじめ

せんで、従来の理事会制度で運用していただくなりましては、何ら問題ないわけでございまして、地域によりましては、こういった形で協同組織性の基本を押さえながらも、しかしながら高度化した専門技術の形で任せていく、そういう形で農協信用事業をやっていこう、引き続きやっていく、というところもあるわけでございまして、そこはそれぞれの地域の御判断というふうに理解をいたしておりま

○堤政府委員 総会または組合員の選挙または選任によつて選出されるという)とでござります。

○春名委員 それから経営管理委員会が選ぶ理事ですね。今度それが大きな目玉になるんだと思ふのですけれども、それはだれがなつてもいいということですね、要するに済みません、それをちょっとと確認をお願いします。

○堤政府委員 だれがなつてもいいという意味が

○堤政府委員 代理事はそれぞれの理事の中での互選ということでございますので、必ずしも今までおつしやいましたような形にはなっていないと承知いたしております。

○春名委員 員外理事というものですね、学識経験者とか、そういう人となる可能性があるということですね。そういうことですね。

○堤政府委員 可能性としては現在でもあるとい

○堀政府委員 この問題の私どもの考え方を申し上げますと、従来、執行機関として理事会といふのが單一でございました。この理事会は組合員の方々が三分の一以上ということとござりますから、そこにあらわれておりますように、組合員の意思を業務執行に反映させようということがここに入っていると思います。当然のこととございま

の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定するということをやるところです。そういうふうになつていていますが、それに沿つて専門家の集団といいますか理事事が組合の業務執行を決するというふうになつていくといふ、二つを統合して分担してやるのだというお話を思うのですけれども、実際の運営上、経営のプロの集団の人が先

あわてでござりますけれども、経営管理委員会制度と理事会制度を置いた趣旨からしますというと、経営管理委員会制度はあくまでも組織代表というところで、組織の意思を執行に反映させるとかいうねらいがござりますし、その組織の意思を反映された経営管理委員会から選ばれます理事は、最近非常に高度化し複雑化しております農協信用事業を適正にやつていただく方がこの理事として適当だという意味でのものでございます。

○春名委員 実際はどうなっていますか。實際は
正組合員でしよう、全部。

○堤政府委員 二千六百はあります農協でござい
ますので個々に当たつたわけではございません
が、そういう事例がないとは断定できないと思いま
すけれども、通常の場合は、農家組合員の方が
なつてている場合が私は多いのじやないかと思いま
す。

す」と同時に、理事会でございますので、非常に高度化した金融の業務も日常的にこなしていくかぎりきやならない、そういう宿命にあるわけでござります。

走つたりというか、そぐわないことが実際の現場ではやられてしまうというような懸念などはないのでしょうか。そういう場合はどうするのでしょうか。

ただ、今までございましたように、三分の一以上の方が組織代表でなければならぬ、今までの理事は、そういう意味での資格は要らない、ということです。そこで、今申し上げましたような、信用事業等に対して十分な能力を持っておられる方がなられるという意味での制限はない、ということです。

○審査委員会 今回の改正では、正組合員、准組合員でもない方が、極端に言えば理事のすべてを占めても構わないということになります。理事会の互選によって、農協法の第三十九条の商法の規定を準用するというので代表理事を選ぶことになりますから、今はほとんどそういうことはないだろうと言われていましたが、組合員でない人が代表理事とすることになるもあり得るわけですね。

表ということにしまして、その経営管理委員会が組合の業務執行に関する重要事項、これをここで表と決していただいて、その決定してないだいたいラインに沿って専門家の方々が日常業務をやっていただく。そういう意味では、組合員の意思の反映ということと、非常に高度化した金融業務もきちんとを行なければ組合の方に御迷惑をかけるという、この二つの要請を何とかこなしていくこといろいろ考えまして、こういうこと

○ 著名委員 それで、解任条項というのがあるのですが、解任は総会に請求することができるということになつておりますが、選任するときには經營管理委員会がやられるのです。解任する場合は直接の権利を持たないというふうにしておりますが、それはなぜかということと、なぜ選任と解任いう形になつております。

の手続を別のものにするのかということを御説明
下さい。

○ 堤政府委員 理事の選任につきましては、先ほど御説明いたしましたように、どういう方がこの組合の高度化した、専門化した職務に対応できるかどうかということを選ぶわけでございますけれども、その判断につきましては、組合員から委任を受けました経営管理委員の方がこれを行うということが、実務家の登用が確実になるというふうに考えまして、経営管理委員会が任命するという方針をとっております。

○春名委員 経営管理委員会の中で代表権を持つ人で、ということになるわけですね。押しなべて同じことになりますね。要するにそこから組合長——今まで組合長と言つていましたけれども、だれか選ぶとか、今まででは代表理事が大体組合長という形になっていたと思いますけれども、組合員じやない人が代表理事になった場合は、その人は組合長とはなりませんね。経営管理委員会の中での代表権を持つ人はいないのでしょうか。

○堤政府委員 今回のこの新たな執行体制といたしますものは、経営管理委員会という形で、ここに先ほどから御説明した形での執行権限を与えて、対外的には、この理事会のところで代表権を持つて対外的な日常業務、要するに契約とかその他の

業務をやつしていくいただくということをございます。それで、組合長ということとござりますけれども、組合長といふ名称は、役職は、農協法上の正式な名称ではございません。模範定款例におきまして、理事会の取りまとめ役という意味で、「理事のうち一人を組合長とし、正組合員である理事のうちから選任する。」という旨の規定が置かれているわけでございますけれども、今回の場合には、これははどういうふうに呼ぶか、まだこれからでございます。経営管理委員会の長は、例えば経営管理委員会の会長、あるいは理事会の長を理事長という形に呼ぶとすれば、従来使っていたような組合長といふ言葉はやや紛らわしいので、例えば避けるといった場合もあり得るのじやないかというふうに思います。

○春名委員 時間が大分迫っていますので……。やはり御説明を聞いてわかつた部分もあるわけですが、非常に企業的手法といいますか、利益をいかに確保するか、黒字をふやしていくかと、いうことに相当重きが置かれて、それもそれで大事なのでしようけれども、そのことを追求する体制になってしまふ危険性が非常にあるのではないかなどいうふうに思うのですね。合併の問題でも言いましたけれども、ますます農協の企業化を促進していくということにもなっていくし、協同組合の活動の基本的な原則を非常に大きく後退させかねないのでないかと、いう気がしてならないわけですが、この辺で大臣自身にその辺の認識を伺っておきたいと思います。

○堀政府委員 度ども申して大変恐縮でございますけれども、経営管理委員会制度 자체が農協の組織性といいますか協同組合性といふことを色濃く反映して、そういうものとして重要な権限を付与されて、その範囲の中で具体的な日常業務をやつていただくということとございまして、決して企業的な何とかとか、そういう意味での利潤を追求とか、そういうことではむしろございませんで、協同組織性という基本を貫徹させながら、日常的

に非常に高度な、専門的な能力を認められておりますので、そちらの方にも対応して組合員の期待にこたえていく、こういうことで今回導入をしていこうということをございます。

しかも、それは強制にわたるわけじやございませんで、そういうことをやりたいと思われていてる農協、組合員の方々が選択肢という形で選ばれるということでございますので、その点はよく御理解をいただきたいと思います。

○春名委員 時間が参りましたので終わりたいと思いますが、結びに当たりまして一言申し上げておきます。

にしたということによって、余計目的が不明確になつたといいましょうか意図が不明確になつたと
いうことで、理解しにくい部分が出てきているわけあります。

いわゆる正組合員の五名によつて、組織の意思としての基本的なことを決める。そこに経営管理委員会の大きな任務があるのだ。その組織の意図として決まつたものを日常の理事会が業務執行するのだ、こういう関係にある。この構造がびしつと確認されているということの意味が非常にあるのではないだろうかな。だとするなら、ここを何で選択肢にしたのだろうかなというところが非常におかしくなつてしまつて、この経営管理委員会をつくった趣旨というのが逆にあいまいになつてくるし、何か目的がはつきりしないなという形で、理解に苦しむという点が実はあるわけなのであります。

同時にまた、その経営管理委員会があつて、そ

非常に高度な、専門的な能力を認められておりますので、そちらの方にも対して組合員の期待にこなえていく、こういうことで今回導入をしてしまうことになります。
しかも、それは強制にわたるわけじゃございませんで、そういったことをやりたいと思われていて、農協、組合員の方々が選択肢という形で選ばれるということをございますので、その点はよく御理解をいただきたいと思います。
○春名委員 時間が参りましたので終わりたいと思いますが、結びに当たりまして一言申し上げておきます。
農協系統資金を――首頭でも住専問題をお話させてもらいましたが、話がらっと変わってしまったのですが、これを本格的に活用して賃貸率を上げていくということを考えたときに、従来から私たちずっと強調しておりますが、日本の農業全体にいかに活力を与えるかということが、決定的といいますか、将来これからの大変な課題だということで、それが大きいと思うのですね。現状はやはり率直に言つて、今農業から展望が奪われている政策が進められていると思うのです。農産物を総自由化するとか、とにかく規模を拡大するとか、広域合併というのもそういうことに関連していると思うのですよ、そういう問題。
そういうところをやはりよく考えて、やはり士ものとのところから政策転換もしていきながら、農協全体、農業全体が本当に活力に満ちた方向に進むようにしていくことが必要だと思います。そういう方向にぜひ政策転換が必要ではないかということも述べて、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
○石橋委員長 次に、前島秀行君。

にしたということによって、余計目的が不明確になつたと
なつたといいましょうか意図が不明確になつたと
いうことで、理解しにくい部分が出てきているわ
けであります。

いわゆる正組合員の五名によって、組織の意思
としての基本的なことを決める。そこに経営管理委員会
の大きな任務があるのだ。その組織の意思として
決まつたものを日常の理事会が業務執行する
のだ、こういう関係にある。この構造がびしつ
と確認されているということの意味が非常にある
ではないだろうかな。だとするなら、ここを何
で選択肢にしたのだろうかななど、うところが非常に
におかしくなつてしまつて、この経営管理委員会
をつくつた趣旨というものが逆にあいまいになつ
てくるし、何か目的がはつきりしないなという形
で、理解に苦しむという点が実はあるわけなので
あります。

同時にまた、その経営管理委員会があつて、そ
れを選択した理事会の場合の役員はその資格を開
わないということのまた不明確性ということを
私はその関係において非常に疑問を感じるわけで
あります。

やはり、平成四年の法改正のときにも、高度な
知識を持つた専門家が必要なんだ、そういう意味
で員外枠を決めた。この重要性というのは、さら
にさらに拡大されてきているのだ。この認識は変わ
らない。片一方で、経営管理委員会というのは、
組織代表の組合員だけで決めていながら、そのも
とでやる理事会というのは、その資格というものを、
専門的に執行する理事会は必ずしも専門家と
いいましょうか、それを問わないよ、資格はだれ
でもいいんだよということのあいまい性というこ
とにについて、非常にわからなく、理解に苦しんで
いる部分があるわけなんです。

そこで私は、経営管理委構想の導入ということ
は非常に賛成であるし、そこが基本的な意思決定
をする、大事なことをする。それを理事会が日常的
にびしyanと執行するということの重要性を認
識しているものとすると、その理事会でも、や

はり専門家の一定の割合というのは、私は、逆に必要ではないだろうかとも思つてゐるわけで。こういう構想をびしつと確認しておく必要が今後重要だうと思うのに、なぜそれなら選択制という形にしたのかといふところが非常に私は理解に苦しむし、あいまいだな中途半端だな、こういうふうに思つわけあります。

そこで、なぜ選択制にしたのか。この基本的な構想は管理委員会で決めるのだ。それを、専門家の知識を持つた、日常業務を執行する理事会が専門的にやるのだという構想になると、かなり私は具体的に、なるほどといふうにわかつてくるのですが、理事会は資格は問わないよといふうになつた上に、選択制になつたということが非常に疑問を感ずるわけです。その辺の関係について説明をお願いをしたい。

○堤政府委員 今回の、經營管理委員会制度につきましての御理解を賜つた上での御指摘でござりますが、二千六百あります農協につきまして、從来の理事会制度を廃止して、すべて強制的に經營委員会制度と理事会制度を置けとということに、先生の御指摘だとそういうふうになるわけでございます。それはそれで、今回の制度導入の趣旨が非常にはつきりするという意味では、御指摘に明るい方がそこになつていただくということを期待していることは、御指摘のとおりでござります。

○前島委員 私は、全部が全部という意味ではなくして、やはりこういうふうに体制を整備していく、執務実行体制を整備していくと、このことは、やはり合併との兼ね合いということは当然あるだろうと思います。この一連の改革というものを片一方で大型合併を推進していくということ、それまで強制にわたるということはなかなか機能しないのではないか。逆に、いろいろな意味での問題が生じるのではないか。

それから、こういう制度は日本では初めての制度でござりますが、そういう意味で、これをある

日突然に從来の理事会制度をすべてやめて、全部切りかえるといふことも、これまたなかなか現実的にはついてこれないところがかなりあるのではないか。

そんなこともいろいろ考えまして、現行の制度とこの新たな制度を、選択肢として、それぞれの地域によつて二つが大分違うだろう。選択的に導入するようになつたといふのは、そういう意味で

ございます。

その際、この理事会の方の理事の資格というこ^とについて、制限なしといふように書いているものですから、非常にこれまで誤解を招いていたるわけでございますが、この制限なしという意味は、だれでもいいというよりは、むしろこの制度の趣旨からすると、金融事情に詳しい方になつてもらいたいといふことが、気持ちの上ではあるわけでございます。

その資格制限なしというのは、従来の、現行の理事会が三分の二以上が組織代表でなければならぬ、そういう意味での資格がございましたので、そういう意味での資格はこの理事会には設けません、こういう意味でございます。あくまでも、金融に明るい方がそこになつていただくということを期待していることは、御指摘のとおりでございま

す。

○前島委員 私は、全部が全部といふ意味ではなくして、やはりこういうふうに体制を整備していく、執務実行体制を整備していくと、このことは、やはり合併との兼ね合いということは当然あるだろうと思います。この一連の改革というものを片一方で大型合併を推進していくということ、それだから中金、信連等々の二段階組織の推進をしていく、こういう選択肢も当然ある。だから、全部が全部直ちに一齊にするという形ではなくして、やはり今後農協がいろいろな形でもつて組織的に運営されていく、そしてその決定権機関が明確になっていく、それから透明性を發揮していく。そのことがまた、農協並びに農協の系統金融に対する信用度といふものを高めていく。選択肢ではなくして、一定の組織が進んでいくとか、だなどすると、やはり大型合併を進めてくる。選択肢ではなくして、一定の組織が進んでいくとか、

関としての理事なんだ、こういううびしつとした、組織立った体制の準備をやつしていく、こういうこの方が信用度を高め、それが透明性を発揮し、という形になつていくのではないだろうか。そこを選択制にしたり、片やこっちでは、本来は員外の専門家が必要だというものを外してみたりというのが率直な感じなんですね。

そういう面で、もう一度あれするなら、一定の規模、一定の農協には、この選択制じゃなくして義務づけるという方向、こういう考え方はどうですか。

○堤政府委員 これは、先生がおっしゃいますように、合併等を契機にしまして、規模が大きくなつたという場合の中、こんな形を例えれば導入していくといふ場合が多いような気もいたします。

しかし、一定の規模でもつてこうでなければならぬ、それ以下はそうでないということも、これはなかなか切りがたいところがあるわけですね。では、一定の規模以下のところでも、こういう組織代表制を維持しながら理事会については専門家にやだねていいこう、そういう選択肢も当然あるわけでございますし、そういう意味では、なかなかか一定の基準でもって一定のところで切りがたい面がございましたので、それそれの実情の中で、現行制度をとられるか、新たな選択肢をとられるか、それぞれの御判断にお任せしようということをございます。

そのことによりまして、先生何回も御指摘のように、この導入の趣旨がやや不明確になつたといふ嫌いはあるかと思ひますけれども、しかし、初めての制度でございますので、まずはこういう制度について御理解をいただいて、それぞれのところをぜひ導入について検討していただけたらな、

○前島委員 平成四年の員外枠の拡大が、法改正されたときにはこういう経営構想、執行機

等々を兼ね合わせますと、正直言つて、制度をつくつた、云々したけれども、なかなかそれが伴つてないといふのは、外部から見ると不信感につながつてゐるのだという点があると思うのです。

次に、監査体制の強化のことについて若干質問したいのですが、中央会監査というの、私はしょせん内部監査だと思いますけれども、どうでありますか。

○堤政府委員 内部監査じゃないかという御指摘があるということも承知いたしておりますが、しかし、經營体といふふうにして見ますれば、監査を受けます単協、信連と、監査をいたします全中あるいは県中といふのは、別の組織、經營体であるということも事実であろうかと思います。

○前島委員 大臣、今住等々の中で一番求められているというのは、農協あるいは系統金融に求められているというのは、信用度といふ面も強いだらうと思いますね、これは一般論として、この種の金融あるいは民間企業等々は、この信用度、透明度ということになつてくると、やはり常識として、会計監査というものを外部に受けるということですが、これは一般論ですよ、その企業あるいは業界の透明度、信用度をさらに確保、拡大していく、そのことがまた、農協並びに農協の系統金融に対する信用度といふものを高めていく。そういうふうに思ひますけれども、ただ、農協の場合は、農協中央会が昭和二十九年にできまして以来、長い時間にわたりまして監査業務を手がけてきたといふことも、これまでの事実でございます。そういう中で、千三百人という人材も養成されておりますし、そのノウハウも蓄積されている。そういう

蓄積されたノウハウあるいは育成された人材を活用していくということによって外部監査と同等の効果を及ぼすようなことを仕組みとして導入することも、これまで外部監査のねらいと基本的には同じことを達成できるという面もあると思います。

そういう意味では、従来の農協の中央会の監査室に公認会計士を必ず置きなさいという形で必置を義務づけた上で、そういう意味では、公認会計士の方々の持つておられますノウハウを中心会監査室として活用しレベルアップして、それで中央会監査を行ふ、そのことによつて外部監査と同等の効果をねらうという手法も、私としては十分合理的な理由があるといふふうに思つてゐるところでござります。

○ 堤政府委員 中央会に配置しました公認会計士をどんな形で活用していただかかというのは、この制度の趣旨から見ますと、単に置けばいいというものではないというふうに思つております。要するに、外部監査と同等の仕事をしていくんだくといふことがねらいでございますから、そういう意味では私ども三つの考え方を持つていてるんでございますが、一つは、そういう具体的な公認会計士の業務としましては、組合監査に係る指導助言を行つていただく、これは当然のことです。

それから二つ目に、中央会が監査をいたしました際にその監査報告書をつくるわけでござりますが、その監査報告書をつくります際に検討合議制を設けます。その中に公認会計士の方がメンバーとして入つていただきことによりまして、具体的な監査報告書の作成過程に関与していくいただくといふことが二つ目に考えられます。

四

を作成する、主体は形式上あくまでも中央会監査部でございますけれども、実質は公認会計士の方方にお願ひをして監査をやつていただくという場合も当然あり得るというふうに思っております。

○前島委員 基本的には、中央会の監査業務についていろいろな意見、アドバイス、指導を受ける

というのかこの中央会に必置する公認会計士の主
要な任務だろうと私は思うんですよ。局長が受け
ることもあると言うなら、逆な意味で中央会にお
ける公認会計士の監査を受けることを義務づける
といいましょうか、あるいは一定の、これはすべ
てということになると二千幾つになりますからあ
れですけれども、やはり大きなというか、一定の
農協等々は中央会の公認会計士の監査を受けると
いうことを明確にするということは不可能じゃな
いだろうと思ひますけれども、そこを明確にする

○前島委員 行革がさまざまなもので議論され、太
政改が議論されているときは、その検査体制、
中央会監査といふものをきちんとした形で外部の
批判に耐えられるものにする、そこは、ある意味で
は運用の問題であろうかというふうに思つてお
ります。

○堤政府委員 御質問の趣旨、ちょっと正確に理解をしていない面があろうかと思いますけれども、公認会計士を中央会監査に配置する、義務づけるということでございますから、その趣旨はやはり外の目で監査が行われているんだ、監査の中に入り外の目が入っているんだ、そういう意味での外部からの信頼といいますか、そういうものはやはり必要じゃないかというふうに思います。

その過程で、今おつしやられましたように組合監査に関する指導助言を受ける場合だけという場合もございましょうし、もっと踏み込みまして私が先ほど申し上げましたようなところまで踏み込んでやつていただいて、そういうことによつてお

チエック体制が最大のポイントになつてゐるのであります。農協あるいは系統金融に対する信用制度も、そこをびしっとすることが私は最大の問題点です。

であり、そこをやつしていくことが非常に大切なことだと思いますので、私は、いろいろな経過がある中で、中央会監査というものを余り重視していませんが、そういうのじゃなくして、積極的に公認会計士の監査を受けていくという方向でぜひ監査体制の強化をさらに進めていただきたい

たいとお願ひをしたいというふうに思います、最後にもう一点。例の中金と信連の合併に伴う問題として、いろいろきょうの参考人の皆さん等々の意見の中でも答弁されていますが、やはり一番心配するのは、賃貸率が非常に低い中で、合併することによって中金に資金が集約される。今日でさえ二〇%、信連は一〇%台、ようやく中金も四〇%、五〇%を切っているといふこの状況の中で、果たして集約して大丈夫なんだろうか、こはどうしてもねぐら去れない疑問なんですね。

それが一つ。
それからもう一つは、二つの合併の前提条件として、不良債権の処理というのが前提になるんだ。専業でも御案内のような議論になつた。率直に申し上げて、ノンバンクが果たしてという問題もあることは事実ですね。これを条件にしてさらに合併を進めていくということになつてくると、私はこの壁は簡単に越えられない。ひいては、統合ということは本当にできるのかなという疑問にぶつかるわけなんあります。
そういう面で改めて、本当にこの中金に集約される資金が果たしてうまく運用されるのであるうかというこの問題、この不安、それから、債権処理をどうやつていくのかというところを聞いて、私の質問を終わらたいと思います。

○堤政府委員 具体的な統合に当たりまして、先帝御指摘のようなことが非常に大きな問題であるということは私どもも認識をいたしております。

特に不良債権の処理ということとは大変大きな問題でございます。しかし、これまた他面において、これを中金に持ち込むということ自体は、先ほど

から御説明しておりますような形でさまざまなもの問題が生します。そういう意味で、県内処理という形の中で期間を置いて対応する手もございますし、そういう意味での財産を処分していく、あるいは系統の単協の方々の増資をお願いする、さまざまな意味での御協力、御理解をいただきながら

やはり不良債権の処理というものは対応していくべきやならない問題だというふうに思つております。

中金に対します資金の集約というのは、これは避けられないと思います。その分、やはり中金が最終的な資金運用としての責任が大きくなるというふうに思つております。貸し付けはもちろん、債券運用あるいは証券運用という形の中で、今回は海外業務の点もお願いしているわけでございまが、そういう形の中で最終的な資金の運用者

○前島委員長 終わります。
○石橋委員長 次に、石破茂君。
○石破委員 もう大方十時でございまして、大臣、
大変お疲れさまでございます。あとわずかでござ
いますので、御辛抱いただきたいというふうに
思っております。
参考人質疑のときにお尋ねしたのと同様のこと
でございますが、基本的な問題についてお尋ねを
してみたいと思っております。
要するに、日本の農業協同組合というものは、
諸外国のそれに比べて幾つかの特殊性というの
が、そういうものを持っておるだらう。一つは地
域性が非常に強いということですね。もう一つは
三段階制になつておるということ。もう一つは総
合経営方式であるということ。もう一つは、これ
はもう賛否両論あると思いますが、非常に強い政
治依存性を持ってきただらう。この四つが日本の

農業協同組合の特殊性であつたといふふうに教わつてまいりました。ただ、私思いますに、地域の特殊性というもの、そしてまた三段階制といふも

の、そして政治依存性というものの、これはもうこの数年間に大きくなってしまったのであります。

参考人質疑のときにもお尋ねをいたしましたが、この農業協同組合法というのは、基本的にGHQ立法である、そしてまた食管制度というものと密接にリンクをし、そして労働組合法とも関連のあるものであったというふうに考えておりますが、自來五十年もたちまして全部変わってきた。しかしながら、ただ一つだけ残るのはこの総合経営方式というものの、これだけはどうも牢固として残るらしい。本当にこれはこのままでよいのであらうかということが本法案を成立させました後の大きな問題点であるうといふに私は考えておるのであります。

恐らくこれは、総理もおっしゃつておられます法や土地改良法やそういうものとあわせて農業協同組合法というのもも抜本的に時代に合つたよう改正されるのであらうといふに考えておりますが、農業基本法の抜本的な改正とあわせて、農地見解はいかがでござりますか。

○堤政府委員 農協の性格につきましては、先ほど来さまざまなか議論がござります。また、その農協の性格もさまざまな状況の変化の中で変わってきたのではないかという御指摘もございます。

私どもは、農協の協同組織性ということ、それから先ほどもおっしゃいました地域性、地域協同性というのは両立し得るのではないかということを先ほど私も申し上げたところでございます。三段階制については、これではもたないということで二段階制への移行を考えているところでございます。

あとは総合経営方式のところでござりますけれど、この点については、当面私はまだ、農協の信託事業と具体的な米の販売、購買、といった経済事業というのは裏腹の関係にございますので、そういう意味でそこを切り離していくこということは現実的ではないという理解をいたしております。

す。

ただ、先生御指摘のように、農協も戦後五十年の中で大きなまま変わり、変化を受けていると私も思います。そういう中で、これからの農政を展望していきます上で農協のあり方論といふのは議論としては当然になってくる問題だといふに理解をいたしております。

○石破委員 ですから、そのところを本当に議論していかなければ、この農協法の改正なくして農業基本法なんて改定したって意味がないと私は思っているのですね。農業基本法の理念といふのが本当に生かされて昭和三十六年以来やつてきたかというと、私はそれはそうではなかつただううと思つてゐる。選択的拡大というのが本当に成就したかといえば、それはそうではなかつたし、ある意味で農協の存在というものが、もちろん大変な貢献をしてきたのだけれども、それが時代の変化に伴つて農業基本法の精神といふものによかれあしかれいろいろと影響を及ぼしてきたことは事実だらうといふに思つてゐる。

政府として本当に農業基本法を、どういう名前になるか知りませんよ、農業・農村基本法になるのか何だか知りませんよ、そのときにあわせて農協法というものを抜本的に見直す考え方やなしやとお尋ねをしておるのであります。

○堤政府委員 基本法の見直しといふか全体的な農政の基本のあり方を見直していく過程の中で基本法をどう扱うかということにならうかと思うのですが、それでも私はその全体的な農政の基本を検討する過程の中で農協の性格論、あり方論あるいは農政としての位置づけ論、さまざまな意味での議論といふものは素材として取り上げなければならぬといふに思ひます。

ただ、今の段階で申し上げれば、今回の農協二法の後に農協法の改正を直ちに政策課題として取り上げるかといふことになると、今のところそこまでは思い至っていないといふことでございま

賛成しなければ今までの話とつじつまが合いませんので。ただ、本当にこれでやつていただけるのかと

いうことになると、私はなかなか確信が持てない。これからビッグバンとか言われる時代がやつてきますね。それで、このまま信用事業を総合経営方式の中にビルトインしたままで系統金融といふのはこれから本当にやつていただけるかといえば、私はそれには甚だ疑問だと言わざるを得ない。

さきほども参考人のお話を中に、もしそういうものを分けてしまえば、それは自殺行為だよというお話をございました。それは傾聴に値するものであつて、信用事業といふものをやつていかなければほほかのものはやれないよ、ほかのものは採算が合わないのだからね、信用事業の中で、共済事業の中でもほかの部分をカバーしているんだよ、それは確かにそのとおりなんです。しかしながら、信用事業単体として分けていかなければ全部のためになってしまうのではないかといふ懸念が私にはどうしても払拭ができるない。しかもかにそのとおりなんです。しかししながら、信

用事業を分離しておらぬために申し上げておきましたが、私は信用事業を分離するべきだという所論を展開しておるのであります。ただ、政策当局としてどのような御判断をお持ちであるかといふことをお尋ねをしておるのであります。わずかに旧西ドイツが似ておつたといふなことを聞いておりますが、それもやはり日本のようないふに聞いておりますが、それもやはり日本のように金融が国際化していく、ビッグバンといふことが起つた、そうでなければ国はもたないと、うふに総理もおっしゃつておられるわけですから、それではないはずでござります。これから本当に金融の見解でありますから。

政府としては、やはりその辺を政策検討課題として考えておられるはずだと思います。本当にこれを分離するということはならないことでありますから。

○堤政府委員 農協全体の問題を、これから日本の農政を考えておきます上で、それも検討の一つとして検討していくなければならないといふ意味ではそのとおりだらうと思うのですけれども、その際に、先生おっしゃいますように、農協の総合事業の中から信用事業を分離していかなければ農協がこれからやつていけないという段階の理解には私どもまだ至つております。

○石破委員 この改正には当然賛成であります。

これから確かにビッグバンとかそういう形の中でのさまざまな大きな金融の変革があると思いま

すが、今回の法改正は、そういうたびにビッグバンとかそういう大きな金融改革の言つてみれば前段階におきまして最低限度の要件を備えさせていただ

きたいといふことでござりますから、それを備えさせていただいた上で、これから来る大きな金融变革に農協がどう対応していくのかということです。そういう問題に直面することはそだだと思いま

すが、それで、その際に信用事業を分離しておかなければ乗り越えられないといふ理解は今のところ私どもとしてはいたしております。

○石破委員 説解がないように申し上げておきましたが、私は信用事業を分離するべきだという所論を展開しておるのであります。ただ、政策当局としてどのような御判断をお持ちであるかといふことをお尋ねをしておるのであります。わずかに旧西ドイツが似ておつたといふなことを聞いておりますが、それもやはり日本のように金融が国際化していく、ビッグバンといふことが起つた、それでなければ国はもたないと、うふに総理もおっしゃつておられるわけですから、それではないはずでござります。これから本当に金融の見解でありますから。

政府としては、やはりその辺を政策検討課題として考えておられるはずだと思います。本当にこれを分離するということはならないことでありますから。

ですから、住専ではありませんけれども、何か問題が起つて大変だといふようなことをやつておると大変なことになります。これは、そうこう時間があることだとは私は思ひませんけれども、これから農林水産委員会の中でこのことをきちんと議論をしてまいりたい。そうでなければこれは私ども国会議員として、農協組合員の皆様方、そしてまた農民の皆様方、ひいては国民の皆様方に責任が立たない。

何かこういうお尋ねをしますと、それはもう審議会で今審議中でございましてみたいな話になってしまいます。国会の議論は何か形式的になってしまふ。それは立法府の役割を果たしたことにならぬと私は思つておりますので、私もきょうのいろいろな参考人の御意見、そしてまた局長のお話、拳々服膺しながらみずから案というものを考えてまいりたい、かようと思つておるところでございました。

○石橋委員長 これにて両案に対する質疑は終局以上で終わります。

○石橋委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○石橋委員長 ただいま議題となつております両案中、まず、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案について議事を進めます。これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石橋委員長 次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対し反対の立場から討論を行います。

本法案では、経営管理委員会制度を新たに導入することとしていますが、この経営管理委員会は農協の代表権を持つ理事を選任することができます。しかもその理事の資格要件は全く問わないというので、経営管理委員会が選任すれば、銀行や大

企業の経営を手がけた人が農協の代表権を持つ理事になれるわけあります。これでは農協の企業化を一層促進するとともに、協同組合活動の基本原則を大きく後退させるものと言わざるを得ません。

また現在、農協系統組織は、二〇〇〇年までに全国五百五十農協にする目標で広域合併を推進し、本法案は、農協合併助成法の合併期限を二〇〇一年三月まで延長するとしています。しかし、農協の広域合併は、農協と農協組合員との関係をますます希薄化し、日本農業を守り発展させる上で大切な役割を担つてゐる農協の営農指導を後退させることが懸念されます。組合員こそ主人公であり、組合員の要求実現のための協同組合活動であるとする農協の原点を後退させることは許されません。

最後に、農協合併、信連、農林中金の合併に当たっては、労働者に犠牲を押しつけてはならないということを重ねて申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○石橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石橋委員長 これより採決に入ります。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

二 農協の広域合併の推進に当たつては、合併後の経営展望を明示すること等により、関係者の理解と納得のもとに行われるよう指導するとともに、組織一段の推進に当たつては、地域の実情等に配意しつつ、系統当事者の自立的な合意形成が円滑に進められるよう環境の整備に努めること。

三 農林中金と信連の統合に際しては、系統金融全体の効率的かつ健全な発展を阻害するとのないよう不良債権の処理等を徹底するとともに、要員の待遇や再配置等にも十分配慮すること。

四 新設される経営管理委員会制度について

に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

第十条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2

主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併が農業者の協同組織を基盤とする系統

団体による金融業務の効率化及び健全な発展に資するものであること。

二 合併を行う信用農業協同組合連合会の地区内における農業者その他の信用事業の利用者の利便に支障を生じないこと。

三 合併後の農林中央金庫の経営の健全性が確保されること。

3 主務大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付することができます。

(合併の登記)

第十一條 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併を行うときは、農林中央金庫については変更の登記を、当該信用農業協同組合連合会については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。
(合併の効力発生及び効果)

第十二条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、農林中央金庫が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 農林中央金庫は、合併する信用農業協同組合連合会の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十三条 信用農業協同組合連合会と合併した農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかるわらず、合併の日において当該信用農業協同組合連合会の会員である者に対し、貸付け又は手形の割引を行うことができる。前項に規定するもののほか、農林中央金庫は、

農林中央金庫法その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができない業務に属しなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとする契約により承継した場合には、これらの契

約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの業務を合併により承継することができる。

3 第一項の信用農業協同組合連合会が信託業務を営んでいる場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

4 農林中央金庫は、第二項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日ににおける当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

(農林中央金庫の持分取得の特例)

第十四条 農林中央金庫は、その出資者たる信用農業協同組合連合会と合併したときは、農林中央金庫法第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第四十八条の規定にかかるわらず、当該出資者の持分を取得することができる。

2 農林中央金庫が前項の規定によってその出資者の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

2 農林中央金庫は、合併する信用農業協同組合連合会の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十五条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資金の額を超えるときは、その超える額について

2 前項の規定によるものほか、農林中央金庫は、

(準備金の積立て)

第十六条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百六条第一項から第二百十一条まで並びに第四百八条ノ二の規定は、合併を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会について準用する。

2 商法第一百四条第一項及び第二項、第二百五条、第二百六条第一項から第二百十一条まで並びに第四百五十五条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百三十五条ノ八の規定は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併について準用する。

(信用農業協同組合連合会の合併に関する適用法規の原則)

2 前項の規定による公告がされたときは、信用農業協同組合連合会の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知がある場合においては、そ
農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併について準用する。

(信用農業協同組合連合会の合併に関する適用法規の原則)

第十七条 この法律に定めるものを除くほか、信用農業協同組合連合会の合併に関する事項については、農業協同組合法に定める合併の場合の例による。

第三章 事業譲渡

(事業譲渡)

第十八条 信用農業協同組合連合会は、信用事業の全部を農林中央金庫に譲り渡すことができる。

(明治三十三年法律第三十四号)第四十八条の規定にかかるわらず、当該出資者の持分を取得することができる。

2 農林中央金庫が前項の規定によってその出資者の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

2 農林中央金庫は、信用農業協同組合連合会から信託事業の全部を譲り受けることができる。

(事業譲渡契約書の承認)

第十九条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行なうには、事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の決議については、第四条第二項から第四項まで、第五条及び第六条の規定を準用する。

(合併に関する規定の準用)

2 前項の規定によつて、当該信用農業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資金の額を超えるときは、その超える額について

三条第一項中「と合併した」とあるのは、「から渡を行つたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(事業譲渡の公告)

第二十一条 信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行つたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、信用農業協同組合連合会の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

(解散又は定期の変更)

第二十二条 信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行つたときは、遅滞なく、解散し、又は信用事業を廃止するため必要な定期の変更をしなければならない。

(商法の準用)

第二十三条 商法第四百八条ノ二の規定は、事業譲渡を行なう農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会について準用する。

2 商法第三百八十条の規定は、事業譲渡について準用する。

(農業協同組合法の適用除外)

第二十四条 農業協同組合法第五十条の二の規定は、この章に規定する事業譲渡には、適用しない。

(商法の準用)

第二十五条 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十条第一項(第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けた合併又は事業譲渡を行なつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認可を受けた合併等の実行の届出及び認可の失効)

第二十六条 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十条第一項(第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けた合併又は事業譲渡を行なつたときは、遅

滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が

第十条第一項の認可を受けた日から六月以内

第一類第八号

農林水産委員会議録第一号 平成八年十二月十一日

五三三

三十二条の二第六項、第三十八条第六項に改め、同号の次に次の「一」を加える。

五の二 第三十二条の二第一項又は第二項

(第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第一百一条第七号の二中「第三十九条」を「第三十九条第二項」に改め、同条第七号の三中「第三十九条若しくは第七十二条の二」を「第三十九条第三項若しくは第七十二条の二の二」に、「又は第七十二条の二」を「第七十二条の二第一項又は」に改め、同条第八号中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第五項、第七十二条の二の二」に改め、「含む。」の下に「第四十三条の二」に改め、「含む。」を加え、同号の次に次の「一」を加える。

八の二 第四十七条又は第五十八条第七項において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第一百一条第十号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条第十三号から第十七号までの規定中「第七十二条の二」を「第七十二条の二の二」に改める。

第三十条に次の三項を加える。

第二条 農業協同組合法の一部を次のようにより改正する。

第十条第一項第二号の事業を行う組合で次の各号に掲げるものにあつては監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間當該組合又はその子会社(組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 農業協同組合(政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。)当該農業協同組合の組員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用者

二 農業協同組合連合会 当該農業協同組合連合会の会員たる法人の役員又は使用者

組合及びその子会社又は当該組合の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定を適用については、当該組合の子会社とみなす。

第十条第一項第二号の事業を行う組合(政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。)は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

第三十一条の二に第一項として次の二項を加える。

三

第十条第一項第二号の事業を行う組合を代表する理事(第三十条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)並びに当該組合の常務に従事する役員(第三十条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参考

する。

理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

理事は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従事する事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理

事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求める

ことができる。この場合においては、理事は、

行政の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十一条の二に次の二項を加える。

監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

第三十六条及び第三十七条を次のようにより改め

る。

第三十六条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案及び附屬明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

第三十七条の次に次の二項を加える。

第三十七条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合(政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。)は、第三十六条第一項の書類について、監事の監査のほか、農業協同組合中央会(以下この条において「中央会」という。)の監査を受けなければならない。

特定組合の理事は、通常総会の日の八週間に以内に、監査報告書を監事に提出しなければならない。

前項の監査報告書については、商法第二百八十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一

条第一項」とあるのは、「農業協同組合法第三十六条规定第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と読み替えるものとする。

理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

理事は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従事する事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理

事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求める

ことができる。この場合においては、理事は、

行政の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十七条の二に次の二項を加える。

特定組合の監事は、中央会に對して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

特定組合の監事は、中央会に對して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を

理事会に提出し、かつ、その謄本を中央会に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

中央会の監査の方法の概要又は結果を並びに

自己の監査の方法の概要又は結果を

いと認めたときは、その旨及び理由並びに

会計以外の業務の監査の方法の概要

について、あらかじめ、理事会及び経営管

理委員会の承認を受けなければならない。

第三十六条第六項において同項の監査報

第一百一条第五号の二中「又は第二項」を「第

二項第三項」に改め、「含む。」の下に「若し
くは第四項（第七十二条の二の二及び第七十三
条の二十において準用する場合を含む。）又は
第七十二条の十二第五項」を加え、同号を同条
第五号の四とし、同条第五号の次に次の二号を
加える。

五の二 第三十条第一項の規定に違反して
同項に規定する者に該当する者を監事に選
任しなかつたとき。

五の三 第三十条第十三項に規定する常勤の
監事を定める手続をしなかつたとき。

第一百一条第六号中「若しくは第三十六条第一
項（これらの規定を）を「（これらの規定を第七
十二条の二の二、）に「含む。」の規定に違反し
て」を「含む。」、第三十六条第六項（第七十二
条の二の二において準用する場合を含む。）若
しくは第八項（第三十七条の二第十二項の規定
により読み替えて適用する場合及び第七十二条
の二において準用する場合を含む。）、第三
十七条の二第五項若しくは第八項又は第七十二
条の十二の二第一項（第七十三条の二十におい
て準用する場合を含む。）の規定に違反して
「備え置かず」を「備えて置かず」に、「記
載をし、又は正当な理由がないのに第三十五条
第四項若しくは第三十六条第二項（これらの規
定を第七十三条第二項及び第七十三条の二十に
おいて準用する場合を含む。）の規定による閲
覧を拒んだ」を「記載をした」に改め、同条第七
号を次のように改める。

七 正当な理由がないのに第三十五条第四項

（第七十二条の二の二、第七十三条第二項
及び第七十三条の二十において準用する場
合を含む。）、第三十六条第九項（第三十七
条の二第十二項の規定により読み替えて適
用する場合及び第七十二条の二の二におい
て準用する場合を含む。）又は第七十二条
の十二の二第二項（第七十三条の二十にお
いて準用する場合を含む。）の規定による

閲覧又は謄写を拒んだとき。

第一百一条第七号の二中「第三十九条第一項」
を「第三十七条の二第十項若しくは第三十九条
第二項」に改め、「又は」の下に「第三十九条第
二項において準用する」を加え、同条第七号の
三中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」
の下に「第五十条の四において準用する同法

第三十二条第一項」を加え、「若しくは財産目録
若しくは貸借対照表」を「会計帳簿、財産目録、
貸借対照表」に改め、同号を同条第七号の四と
し、同条第七号の二の次に次の一号を加える。

第三十二条第一項」を加え、「若しくは財産目録
若しくは貸借対照表」を「会計帳簿、財産目録、
貸借対照表」に改め、同号を同条第七号の四と
し、同条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 第三十七条の二第十項において準用
する商法特例法第十七条第一項又は第二項
の規定により意見を述べるに当たり、虚偽
の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第一百一条に次の一項を加える。
第三条 農業協同組合法の一部を次のように改正
する。
第七十七条第一項若しくは第二項に規定する
者が、第三十七条の二第十項又は第三十九条
第二項において準用する商法第二百七十四条
ノ三第二項の規定による調査を妨げたとき
も、前項と同様とする。

第十条の二 前条第一項第二号の事業を行なう組
合の出資（第十三条の二第二項の回転出資金
を除く。次項において同じ。）の総額は、政令
で定める区分に応じ、政令で定める額以上で
なければならない。

前項の政令で定める額は、農業協同組合の
出資の総額にあつては一億円（組合員（第十
六条第一項ただし書に規定する組合員を除
く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で
定める要件に該当する農業協同組合の出資の
総額にあつては千万円）、農業協同組合連合
会の出資の総額にあつては十億円を、それぞ
れ下回つてはならない。

第十一条第一項中「前条第一項第二号」を「第
二（農業協同組合法第十条第一項第二号の
規定による

十条第一項第二号」に、同条第二項中「前条第一
項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

（農業協同組合併成法の一部改正）

第四条 農業協同組合併成法（昭和三十六年
法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「平成十年三月三十一日」を
「平成十三年三月三十一日」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第五条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十
二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号文中「以外ノ者」の下
に「以下「非居住者」と謂フ」を加え、同号
へ中「若ハ第四号」を「第三号若ハ第六号」に
改める。

第十四条ノ一中第四号を第六号とし、第三号
を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 所属団体ヲ補完シテ貸付ヲ為スコトガ適
切ト認メラルモノトシテ命令ヲ以テ定ム

ル地域ニ於テ事業ヲ當ム者（前二号ニ掲グ
ル者ヲ除ク）ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
得ハ手形ノ割引ヲ為スコト

第十五条を削り、第十四条ノ四を第十五条规定する。

四 非居住者（第一号及第二号ニ掲グル者ヲ
除ク）ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付又
ハ手形ノ割引ヲ為スコト

第九条の三中「第八条第一号」を「第八条第二
号」に改める。

第十条第一項及び第二項中「第八条第一号」
の下に「及び第二号」を「並びに同条第三号」
に改める。

第十二条第一項中「及び口に掲げる資金に係る債務
の保証」の下に「及び同条第二号に掲げる債
務の保証」を加え、「及び同条第二号」を「並
びに同条第三号」に改める。

第十三条第一項中「十分ノ一」を「五分ノ
一」に改め、同条第二項中「ノ一分ノ一」を削る。

第三十五条中第八号を削り、第九号を第八号
とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号
とし、第十一号ノ二を第十一号とする。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第六条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律
第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、
同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号
とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組
合（農業協同組合法第十条第一項第二号の
規定による

事業を併せ行うものに限る。）が農林漁業
金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託

（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振
興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三
十一号）第十九条第一項第四号の規定によ
る貸付けの業務に係るものに限る。）を受
けて農業者等に対する貸付けを行つた場
合、当該農業協同組合が農業者等の当該借
入れによる債務を保証することとなる場合
におけるその保証をしたこととなる債務の
保証

若しくは「」を加える。

第九条第一号中「行う」の下に「農業協同組合

若しくは「」を加える。

第十条第一項中「保るもの」の下に「及び

第十八条第二号に掲げるもの」を加え、「又は農業
協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事
業を併せ行う農業協同組合への預金の方法」を
削る。

第九条の三中「第八条第一号」を「第八条第二
号」に改める。

第十一条中「及び口に掲げる資金に係る債務
の保証」の下に「及び同条第二号に掲げる債
務の保証」を加え、「及び同条第二号」を「並
びに同条第三号」に改め、「同号口に掲げる資金
に係る債務の保証」の下に「及び同条第二号に
掲げる債務の保証」を加え、「及び同条第二号」
を「並びに同条第三号」に改める。

第三十条第五号中「借入資金」の下に「（第八
条第二号に掲げる保証にあつては、農林漁業
金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受け
て農業協同組合が貸し付ける資金）を加え、同
条第十二号中「第八条第一号」を「第八条第三
号」に改める。

第三十六条の次に次の二条を加える。

は、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際現に存する組合については、新農協法第三十七条及び第三十七条の二の規定は、第一条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫法(次項において「新農林中央金庫法」という。)第二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、同日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 新農林中央金庫法第二十三条第二項の規定は、この法律の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の再編等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るために、経営管理委員会の設置による執行体制の強化、信用事業の健全性の確保を図るための監査体制の充実等の措置を講ずるとともに、農業協同組合の合併経営計画の提出期限の延長、農林中央金庫の貸付

対象者の拡大、農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務の追加等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成八年十二月二十五日印刷

平成八年十二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局